

第四章 国語改革の実行

第一節 現代かなづかいと当用漢字表

一 標準漢字表の再検討と常用漢字表の提案

GHQ・CIE及び米国教育使節団の国字のローマ字化の勧告（第四章第四節参照）より早く、昭和二〇年一月に国語審議会は「標準漢字表」（昭和一七・六・一七、国語審議会答申。常用漢字一二三四字、準常用漢字一三二〇字、特別漢字七四四計二五二八字）の再検討を始めた。

昭和二〇年十一月二七日に開催された第八回国語審議会（官制）総会において、文部大臣はそのあいさつの中で、

およそ社会において、知識と知能とを高める最も広範かつ基礎的手段は、言葉と文字であります。国語の純化、国語問題の解決なくしては、わが国民の科学知識の向上も日常生活の効率化も期待し難いのであります。平易にして正確、典雅にして明朗な国語の制定は、まことに今日の急務であります。ことにわが国においては、漢字が複雑かつ無統制に使用されているために、文化の進展に大なる妨げとなっているのであります。まして、文字改革の必要は特に大きいのであります。本日の議題たる標準漢字表の再検討も、またこの必要

に応ずるものであります。

と述べて、漢字制限による文字改革について審議することを委託している。これを受けて、第八回総会で「標準漢字表再検討に関する漢字主査委員会」の設置が決定し、南弘会長が築田主査委員長以下十一名の委員を指名した。これにより、標準漢字表の再検討という形で新しい漢字表の作成に関する審議が始まることとなった。

漢字主査委員会は、昭和二〇年一月一七日から昭和二一年四月九日までの四か月間に一四回開催され、短期間に集中的かつ精力的に審議を行った。同委員会は、審議に当たって、「標準漢字再検討二関スル目標」を取りまとめた。その内容は、『国語審議会の記録』（昭和二七（以下「記録」と略称で示す。））によれば、次のとおりである。

- 1 昭和一七年六月発表国語審議会標準漢字表ニヨリ再検討ヲ行フコトトシ、先ズソノ常用漢字中ヨリ現代ニ適シナイモノヲ取除キ、コレニ今後の社会生活ニヒロク慣用セラルベキモノヲ準常用漢字中ヨリ選定シテ差加ヘルコト
 - 2 標準漢字表選定ノ際ニオケル種々ノ制約ヨリ離シ、全ク自由ノ立場カラ、新日本再建ニ適応スル常用漢字表ヲ選定スルコト
 - 3 右常用漢字表以外ノ漢字ハ原則トシテ仮名書キスルコト 但シ同音語、固有名詞又ハソノ他ノ事情ニヨリ仮名書キニシテハ意味不明ノオソレアルモノハ、漢字ヲ割註ニスルコト
 - 4 常用漢字表ハ大要一千三百字内外ヲ目標トシテ選定スルコト
- なお、この目標については第六回委員会で改定が行われ、第三項に、
- (イ) 地名ハスベテカナ書キシテサシツカヘナイカ。
- (ロ) 人名ハスベテカナ書キニシテサシツカヘナイカ。

(ハ) 官庁名、官職名オヨビ各銀行、会社、店名ナドハスベテカナ書キニシテサシツカヘナイカ。
の三項目が追加され、また第四項に、

ナホ、常用漢字表ノ外ニ準常用漢字表数百字ヲ選定シ、過渡時代ノ間シバラク常用漢字表ト併用スルコト
ガ得策デアルカドウカ。

という文言が追加された。

漢字主査委員会は、この「目標」に従って「標準漢字表」の再検討を始めた。検討に当たっては、まず「標準漢字表」の中の「常用漢字」について、部首別に「一」部から順に一字ずつ審議を行った。その審議が終わった段階で、「標準漢字再検討ニ関スル目標」を再度検討し一度審議した「常用漢字」の各字についての二度目の検討を行った。続いて、「標準漢字表」中の「準常用漢字」の審議に入り、採用すべき漢字について、一字ずつ検討を行った。

第一三回委員会では、「準常用漢字表」を設けず、「常用漢字表」のみとすることを決め、最終的に第一四回委員会では、「常用漢字表」(二九五字)を決定した。この「常用漢字表」に採録された漢字の内訳は、「標準漢字表」中の「常用漢字」から八八字を除いた一〇四六字と、「準常用漢字」から選んだ二四九字となっている。

漢字主査委員会が「常用漢字表」を決定したことを受けて、昭和二年四月二七日に第九回総会が開催された。この総会では、新聞・法律・文芸関係の委員から字数・字種について異議や疑問が提出された。例えば、新聞関係の委員からは、常用漢字表では字数が少なすぎるため新聞には適用できないという意見、また法律関係の委員からは、憲法改正草案に使われた漢字でこの表に掲げられていない漢字が六二字あることなどを指摘した上で、もう少し法律等の要求を入れてもらいたいという意見が出された。また、字体(活字体と筆写体との関係、略字の採

用)の問題、音訓の整理の問題、仮名遣いを表音式とするかどうかの問題、漢字制限が暫定的ものかどうかの問題について意見、質疑があった。最終的に決定を見ることはなく継続審議となった。

同年五月八日の第一〇回総会では、「常用漢字表」を一応の目安として採決すべきとの意見が出されたが、新聞・法律・科学技術関係の委員から「常用漢字表」では字数が少ないという異議が出された。また、字種・字体・仮名遣いについても前回同様に意見が出された。そのほか、機械的な制限ではなく、質的な工夫をすべきという意見も出された。また「まえがき」の一部を改訂する修正案も出されたが、結局採択には至らず、漢字表について審議する新しい小委員会を設置し、そこで引き続き審議を行うことになった。

二 当用漢字表

第一〇回総会において「常用漢字表」(二九五字)が採択されず、「漢字に関する主査委員会」が新たに設けられることとなった。この委員会は山本勇造委員長以下、一八名の委員で構成された。「標準漢字表再検討に関する漢字主査委員会」(以下、旧委員会)からは二人の委員が残ったのみで、ほかは新たに任命された委員であった。

新委員会は昭和二年六月四日から同年一〇月一六日までの約四か月間に二三回開催された。週に二回の委員会を開催することもあり、旧委員会以上に集中的かつ精力的に審議を重ねている。このように新しい漢字表の審議が急がれたのは、第一回委員会の冒頭における文部次官のあいさつで、国字問題が早急に方針を決定する必要がある教育上の重要問題であり、そのため新しい漢字表が速やかに決定されることを期待するとあるように、当時国字問題、取り分け漢字制限の問題が喫緊の課題として位置付けられていたことも関係していよう。また、こ

れには、第四節で触れる米国教育使節団の報告書も影響している。

第一回委員会では、新しく作る漢字表は、先に旧委員会でもとめられた「常用漢字表」(二九五字)に拘束されないことが決められた。また、「1 義務教育で教える漢字」「2 社会の現状から実行可能な案」の二本建てで検討していくことも決定した。これは、義務教育で教える漢字と官庁・新聞・一般社会で用いる漢字とを分けて検討していくという基本方針について意見の一致を見たということであり、後の「当用漢字別表」と「当用漢字表」とにつながる考えを示したものと言えよう。

第二回委員会では、教科書の編修、司令部その他の方面からの要求もあるので、新しい漢字表の完成時期の目標を七月とすることが決められたほか、後の「当用漢字音訓表」整理の基本方針とも言うべき、「音訓整理のしたいの方針は、一字につき一音一訓主義とする」ことが決められた。

第三回委員会では、次のように、「当用漢字表」の「まえがき」及び「使用上の注意事項」について審議を進めて、各項を決定している。さらに官庁、新聞社等から出された採用希望の文字の逐字検討に入っている。以下『国語審議会の記録』(昭和二七)から引用する。

- 一 常用漢字表のまえがきを材料にして、「まえがき」について審議、次の事項を決定。
 - (1) 動植物名をかながきにする。
 - (2) 「中華民国を除く」のただし書を削る。
 - (3) 固有名詞については、三宅案の決定をまっぴらに考える。
 - (4) 簡易字体については別に考える。
 - (5) 計量単位名について新項目をいれる。

(6) 各項目下に説明例をいれる。

二 第一号議案の文字について審議を進める。

1 字種の選定

第三回委員会以降、漢字主査委員会では、官庁・新聞社等から出された採用希望の文字について、新しい漢字表に入れるかどうかの検討を始めた。まず検討されたのは、第一号議案「官庁、新聞社等より常用漢字表に採用希望の文字(その一)」である。この内訳を見ると、これは内閣官房総務課からの採用希望の文字・四〇字のほか、内務省から七字、第二復員省から七〇字、運輸省から七五字、毎日新聞社から四三四字で、延べ字数六一八字、異なり字数五五〇字である。

これ以外にも官庁・新聞社等からの採用希望文字としては次のようなものが挙げられた。

師範教育の科学分野からの採用希望の文字

字数不明

日本経済新聞社からの採用希望の文字

四六二字

※『国語審議会の記録』によれば、この回の提出資料としての「日本経済新聞社より採用希望の文字」は八号と一二号が見られる。八号は誤りか。

農林省からの採用希望の文字

四九字

東京新聞社からの採用希望の文字

二六字

朝日新聞社より採用希望の文字

一七八字

教科書局第二編修課国民学校農学科及び水産科教科書主担当官

一六字

第一節 現代かなづかいと当用漢字表

これらについて逐次審議が行われた。

なお、運輸省からは五字、朝日新聞社からは一八字について削除の希望があり、これについても審議を行った。

以上のような官庁・新聞社等からの採用希望文字について審議を行う一方で、固有名詞の扱いや「度量衡貨幣等に関する漢字の調査」「助数詞一覽」といった資料に基づいて漢字の採否を検討していった。

固有名詞の文字については、第一〇回委員会において五七字について審議した結果、固有名詞に使う文字の中で最も常用的なものを普通文字の中に繰り入れることとした。これに伴い、固有名詞に関する別表は設けないこととなった。また、第二〇回委員会では、「標準名づけ文字」五〇〇字のうち新漢字表にないもの八九字について審議を行い、新たに二六字を採用することを決定した。また、氏名に用いる文字から採用したものは普通文字として採用することも併せて決定している。これは、第一〇回委員会で決められた固有名詞に関する別表は設けないという方針を踏襲したものであろう。このように、人名に用いられる漢字の採用にも配慮していることがうかがわれる。

度量衡貨幣等に関する漢字については、「度量衡貨幣等に関する漢字の調査」に示された七〇字のうち、海里・時・分・秒・尺・寸・厘・毛・里・町・間・反・歩・畝・坪・勺・貫・斤・石・斗・合を採用し、これら以外は全部仮名書きとすることを決めた。なお厘・畝の二字は、先の「常用漢字表」にはなかったものであり、この審議の中で新しく採用されたものである。助数詞に関しては、「助数詞一覽」に示された八六字のうち、軒・隻・匹・袋の四字の採用を決定した。これら度量衡や助数詞に関する漢字が採用されたのは、度量衡貨幣等に関する二二字については日常生活において欠くことのできない単位を表す漢字や慣れ親しんだ漢字と判断

されたものであろうし、助数詞に用いられる四字は日常生活において欠くことのできない単位を表すものであり、ほかの八二字は日常生活ではさほど用いられない単位を表すものと判断されたものであろう。

憲法に用いられている漢字についても、新しい漢字表に採用するかどうか審議が行われている。まず第六回委員会では憲法草案に用いられている漢字の中で「常用漢字表」にない漢字について、その採否を審議した。なお、この時、憲法の用字用語の平易化についての希望を漢字主査委員会委員長から議会へ、また事務局から関係各庁へ申し入れることを決定した。その後、憲法に用いられている漢字の採否については、第二〇回委員会で二一字を新しく採用することが決定し、さらに第二一回委員会において、最終的に憲法に使われている漢字はすべて採用することが決定した。新憲法の制定が新漢字表の決定に影響を与えていることが見て取れる。

2 簡易字体の採用

新しい漢字表に採用する漢字の字体についての審議も行われた。字体に関する資料は、第一〇回委員会に第一九号議案「簡易字体」、第二〇号議案「簡易字体の分類」、第二一号議案「簡易字体の典拠」が提出されている。その後、第一三回委員会において、「簡易字体の字種字体については、常用漢字表に採用すべき字数の問題とは切りはなして研究し、現在新聞で採用しているものは、そのまま採用する」ことが決められた。ただし、新聞各社間の字体の統一については、極力方法を講ずることとした。ここで、「現在新聞で採用しているものは、そのまま採用する。」としたのは、新聞社の意見を探り入れたものと思われる。第一五回委員会では、第二〇号議案に基づき、簡易字体・一五五字について一字ずつ審議を行い、簡易字体に関する審議を終了している。

3 漢字表の名称

新しく作られる漢字表の名称については、第一回委員会以来検討がなされなかった。しかし、第一四回委員会において、山本勇造委員長から新しくできる漢字表の標題について「当用漢字表」としてはどうかとの意見が述べられた。「当用」の意味は「日常の使用にあてると言うことであるとの説明があった。この問題については、委員会の席上種々の意見が出されたが、結局賛否は決定しなかった。その後、第二〇回委員会において、新しい漢字表の名称を「当用漢字表」とすることが決定した。なおこの際に、山本委員長から、当用漢字表は、社会情勢に応じて数年ごとに修正し、将来は別に作る教育漢字表と同程度の字数まで近づけたいという希望が述べられた。この委員長発言は、漢字に関する主査委員会において述べられた飽くまで個人的な意見ではあるが、当時の国語審議会の考え方はこれと離れたものではないと見てよいであろう。このことは、この後に義務教育用漢字主査委員会で審議された「教育漢字表まえがき」(案) (昭和二三)の第五項に、

義務教育用漢字は、その数一一六〇字であるから、当用漢字一八五〇字に比してその間多少開きがあるが、当用漢字は使用の実績や時勢の推移に徹しておいおい制限されていくべきものである。

しかし、義務教育用の漢字は基本的なもので容易に動かないものであるから、両者の開きが年とともに縮小するであろう。

とあることからうかがわれる。

以上のような審議を経て、第二三回委員会において「まえがき」についての最終的な検討を行った上で、「当

用漢字表」に関する審議を終了した。

この新しい漢字表は、「常用漢字表」(二二九五字)から九字(也、俸、慾、棉、硯、聯、薨、輯、輿)を削り、新聞、法令・公用文、教育・教科書、憲法、人名・地名等で用いられる、採用希望のあった漢字五六四字を加えた一八五〇字から成る。また、その一八五〇字のうち一三一字については簡易字体を本体として採用している。なお、今後の審議として、当用漢字の音訓整理は引き続きこの委員で行うこと、義務教育用漢字の選定については、別に主査委員会を作ってもらうこともこの委員会で決定された。

漢字表に関する主査委員会で取りまとめた当用漢字表案は、第一二回総会(昭和二一・一一・五)に報告された。総会では、質疑応答、意見交換の後、「当用漢字表」は満場一致(出席委員三三名、委任状一四名)で可決され、文部大臣に答申された。

4 内閣告示・訓令「当用漢字表」

政府は、国語審議会の答申を受けて、「当用漢字表」を昭和二十一年一月一六日に内閣告示・訓令により実施した。

「当用漢字表」は五か条の「まえがき」、八か条の「使用上の注意事項」と本表から成る。本表は、漢字・一八五〇字を康熙字典の順(部首別)に配列してある。「当用」の意味は、先に取り上げた山本勇造委員長の発言にもあるとおり「日常の使用にあてるとされている」とされている。

「当用漢字表」はその「まえがき」に示されているように、「法令・公用文書・新聞・雑誌および一般社会で、使用する漢字の範囲を示したものであり、学校教育、特に義務教育には適用されない。義務教育用には後

の「当用漢字別表」を待つことになる。また「この表は、今日の国民生活の上で、漢字の制限があまり無理がなく行われることをめやすとして選んだものである」とあるように、「漢字の制限」を打ち出したものである。これは、後の「当用漢字表」に対する反対・批判の根拠の一つとなっている。固有名詞は「まえがき」に「法規上その他に關係するところが大きいので、別に考えることとした。」とある。しかし、昭和二十三年一月一日に施行された戸籍法及び戸籍法施行規則では子の名に用いる漢字を「当用漢字」に制限している。「まえがき」にある「字体と音訓との整理について」は、後に「当用漢字音訓表」及び「当用漢字字体表」として答申され、内閣告示・訓令により実施された。

「使用上の注意事項」八か条も官庁、教育、一般社会の用語・用字に影響を与えたが、特に「イ この表の漢字で書きあらわせないこととは、別のことばにかえるか、または、かな書きにする。」により言い換え（瀆職↓汚職）、書換え（慰藉料↓慰謝料）が行われ、これらが通用し出したのは特記すべきことであろう。

「当用漢字表」の字種を先行の漢字表四種（①「常用漢字表」（大正二・五、臨時国語調査会 一九六二字）、②「常用漢字表（修正）」（昭和六・五、臨時国語調査会 一八五八字）、③「標準漢字表」（昭和二七・六、国語審議会 二五二八字（常用漢字・一三四字、準常用漢字・一三〇字、特別漢字・七四四））、④「標準漢字表」（昭和二七・二二、文部省 二六六九字）と比較すると、次のとおりである。

- | | |
|------------------|-------|
| ①、②、③、④の四表と重複する字 | 一六七二字 |
| ①、③、④の三表と重複する字 | 三二二字 |
| ②、③、④の三表と重複する字 | 二二三字 |
| ① ②、④と三表と重複する字 | 一字（蜚） |

- | | |
|--------------|---------|
| ③、④の二表と重複する字 | 一〇四字 |
| ①、②の二表と重複する字 | 二字（紳、奴） |
| ①、④の二表と重複する字 | 一字（幸） |
| ②、④の二表と重複する字 | 一字（癖） |
| ④の一表と重複する字 | 二字（醉、庸） |
| ①の一表と重複する字 | 一字（絞） |

「当用漢字表」のみにあり、他表になし 一字（効、嚇、郭、薰、拷、錘、塑、嘆、舗、倣、酪）

この比較から見ると、「当用漢字表」の字種・字数は「漢字の制限」という趣旨において当然と言えば当然であるが、一一字を除くと、先行の四表に収まっていることになる。官庁、新聞、教育等からの採用希望の文字はこの範囲で採用されていたことになる。そして、「蜚、紳、奴、幸、癖、醉、庸、絞」の各字はその造語成分となる語から仮名書き、交ぜ書き、書換え、言い換えでは対応できないと判断されたものであろう。

また、「当用漢字表」にのみ見られる一一字が造語成分となる語の例を見ると、次のとおりである。

効（弾効）、嚇（威嚇）、郭（城郭、外郭、輪郭）、薰（薰風、薰陶）、拷（拷問）、錘（紡錘）、塑（塑像、彫塑、可塑性）、嘆（嘆息、嘆願、驚嘆）、舗（舗装、店舗）、酪（酪農）

これらの語の例から見ると、一一字の大半が法令・公用文書・憲法に用いられるものとして採用されたものであろうし、ほかは官庁や教育界で用いられるものとして採用されたものであろう。いずれも仮名書き、交ぜ書き、書換え、言い換えでは対応できないと判断されたものであろう。

「当用漢字表」は官庁（法令・公用文）及び教育（教科書）ではよく実行され、新聞でも比較的よく実行されてき

た。雑誌については、その扱う分野によつては必ずしも実行されてきたとは言えないようである。一般社会では「当用漢字表」で教育を受けてきた世代が増えるにつれて受け入れられてきた。しかし、一方で漢字の制限という点、将来漢字の全廃につながるという点、字数が少ないという点、字種の選定が不適切という点、適用する範囲が不適切という点等から「当用漢字表」に対する反対や批判がなされてきた。

三 現代かなづかい

第八回国語審議会総会における文部大臣のあいさつに、

本会に対しては、かねて国語の統制に関する件、漢字の調査に関する件、かなづかいの改定に関する件、文体の改善に関する件の四件について、諮問いたしておりましたところ、

と述べられているように、国語審議会に対しては漢字表作成だけでなく、仮名遣いの改定についても諮問されている旨の発言があった。また、第九回・第一〇回総会において委員から、漢字の制限に伴い、仮名書きが増えることが予想されるので、仮名遣いをどうするかが大事となるとの発言もあった。

第八回総会の最後に、南会長から字音かなづかいの整理再検討に着手するため、主査委員の指名権を会長に一任することが諮られ、了承された。これによつて、「かなづかいに関する主査委員会」の委員が指名され、仮名遣いの改定に関する審議が始まった。この委員会は、安藤正次委員長以下二〇名で構成され、昭和二十一年六月から同年九月まで一二回開催された。短期間に精力的に審議を行い、「現代かなづかい」を取りまとめた。なお、「かなづかいに関する主査委員会」で用いられた先行の主な仮名遣い資料は「仮名遣改定案」(昭和六・五、臨時国語

調査会)、「字音仮名遣整理案」(昭和一七・五、国語審議会)、「新字音仮名遣表」(昭和一七・七、国語審議会)等である。特に「仮名遣改定案」が参考になされており、これに基づいて「現代かなづかい」が成り立っていると言うことができる。

第一回から第三回委員会における質疑応答、意見交換の結果、仮名遣い解決の問題を当面の問題と恒久的な問題とに分け、まず常用漢字表との関連において、当面の問題の解決を急ぐこと、原案作成の便宜上、審議は「字音かなづかい」「国語かなづかい」の二本立てで進めるが、決定発表の際には一本にまとめることなどを決定したほか、仮名遣いの整理の根本方針として、『記録』によれば次のような案文を決定している。

- 1 本案は、大体現代語音に基いて現代語をかなで書きあらはす場合の準則を示したものである。
- 2 本案は、主として現代文の中、口語体のもののみに適用し、古典ならびに文語体のものには適用しない。

- 3 原文のかなづかひによる必要のあるもの、または、これを変更しがたいものはこれを除外する。

- 4 外国語の表記は別に定める。

ここまでの審議により、新しく定める仮名遣いの基本的な方針及びその適用範囲が更に詰められ、明確にされている。すなわち、「大体現代語音に基いて」とあるように「大体」という言葉が加えられたこと、「主として現代文の中、口語体のもののみに適用」とあることである。「大体」という言葉を加えたのは、助詞「は・へ・を」の書き方、いわゆる四つ仮名の「じ・ぢ、ず・づ」の書き分け、「くわ・か、ぐわ・が」の書き分け、オ列長音の「おう・おお」の書き分けなどについて考慮したものであろう。「現代文の中、口語体のもののみに適用」としたのは、この仮名遣いが現代文のうち口語体の文章を書くために作成したものであり、古典や文

語体の文章、それらを引用した文には適用せず、それらの文に用いられている歴史的仮名遣いは読むためのものという位置付けをしたことになろう。これらの案文は、内閣告示「現代かなづかい」の「まえがき」にも引き継がれており、この段階で内閣告示の「まえがき」をほぼ決定したことになる。

その後、第四回委員会からは仮名遣いの規則について具体的に検討を行っている。そこで審議、決定された通則に当たる各項目について検討している。具体的には、次に挙げる各項目である。

「い、ゐ、え、ゑ、お、を」の項（細則第一及び例外規定に当たる。）

「くわ、か、ぐわ、が」の項（細則第二及び注意一に当たる。）

「ぢづ」の項（細則第三及び例外規定、注意一に当たる。）

「わは」の項（細則第四及び例外規定に当たる。）

「いひ」の項（細則第五に当たる。）

「うふ」の項（細則第六に当たる。）

「おふ」の項（細則第七に当たる。）

「えへ」の項（細則第八及び例外規定に当たる。）

「おほ」の項（細則第九に当たる。）

「ユの長音」の項（細則第一〇）

「エ列長音」の項（細則第一一及び備考第四に当たる。）

「オ列長音」の項（細則第一二から細則第二〇まで及び備考第五に当たる。）

また、そのほか、

1 ボーびきは符号とみて、かなづかいの中にはいれて考えない。

2 ウとしるすべき長音のかなづかいの本則にオを許容する項をつけ加える。

3 助詞 ハ、ヘ、ヲ はもとのまま本則とするが、ハ、ヘ についてはワ、エ を許容する。

4 拗音、促音は ヤ、ヨ、ツ などの文字を右横下に小さく書く。

といったことについても審議の上、決定した。

さらに、「新かなづかい表（案）」の標題、条文の字句、内容、用例などについて審議検討した。また、第八回委員会では新聞関係の委員からの意見聴取も行っている。新しい仮名遣いの名称については、第九回委員会「現代かなづかい」とすることが決まった。

さらに第二回委員会において、最終的な検討が行われ、

(1) 「現代かなづかい」の中の、「オホ、コホ、トホ、ホホ、ヨホ」を「オウ、コウ、トウ、ホウ、ヨ

ウ」と書くか、「オオ、コオ、トオ、ホオ、ヨオ」と書くかについて検討し、後者を採用すること。

(2) 助詞「ヘ・ハ」の書き方について、「ヘ・ハ」とするか「エ・ワ」とするかについて検討し、「エ・ワ」と書いても間違いとはしないが、「ヘ・ハ」を本則とすること。

を決定した。また、「表記に関する通則」のうちの「長音の表記に長符「ー」を使ってもさしつかえない」の条文を削除することに決定した。

以上のような審議を経て、「現代かなづかい」の案が取りまとめられ、昭和二十二年九月二日の第一一回総会に報告された。総会では、この案作成の基となった考え方、適用範囲、長音、拗長音、助詞「は、へ、を」とその許容、四つ仮名等について質疑応答があった。また、この案に対する賛否両論が述べられた。反対論は、本案

は飽くまで一つの準則として示すにとどめ、一般に適用するには特別な期間を設けて更に調査することが必要であるという意見や、暫定案として示すならともかく、教科書に使うとすれば大問題であり、一案と示すだけでよいというようなものであった。

最終的に安倍会長が、

いろいろ個人的な意見はあると思うが、今日これくらいのところは教科書にもつかい、一般に行わせるのにもまず適当なものとする。原案採決に賛成のかたは御起立をねがいたい。

と述べ、採決を行った。採決の結果、賛成多数（賛成五三名、反対五名）で採択となり、文部大臣に答申することになった。

この答申を受けて、政府は昭和二十一年一月一六日に内閣告示・訓令により「現代かなづかい」を実施した。これは、「当用漢字表」の内閣告示・訓令と同日である。

「現代かなづかい」は官庁、新聞、教育現場、社会一般に広く行われ、定着していった。しかし、「現代かなづかい」に対する、次のような批判が内閣告示・訓令後の、比較的早い時期から出されたことも事実である。

- 一 歴史的仮名遣いから「現代かなづかい」に変えたことにより、表記習慣上の混乱、古典との断絶などが生じた。
- 二 歴史的仮名遣いと対比させて規則が成り立っているため、歴史的仮名遣いを知らない世代には分かりにくい。
- 三 規則の中に歴史的仮名遣いが残存している。逆の面から言えば、表音主義の仮名遣いとしては徹底していない点がある。本則のほかに、許容を認めたことはその現れである。

四 三と関連して、「じ・ぢ」「ず・づ」の使い分けが難しい。「ぢ・づ」を用いるのは、「二語の連合」「同音の連呼」の場合であるが、具体的にどの語がこれらに該当するのか判断が難しい。

五 規則の立て方が複雑で煩雑である。細則で三三項目、下位の項目まで入れると一二〇以上となっている。

第二節 当用漢字音訓表・当用漢字別表と当用漢字字体表

一 当用漢字の音訓の選定

「当用漢字表」は、使用する漢字の字種の制限について定めたものであったため、漢字の制限ということから言えば、まだ不十分ということになる。漢字制限を実行していくためには、多岐にわたる字種の制限が次の問題となる。

漢字に関する主査委員会の第二三回委員会（昭二一・一〇・一六）で、当用漢字に関する音訓整理を引き続き同じ委員で行うこととしたのを受け、国語審議会は音訓整理主査委員会を設置して当用漢字の音訓の選定に着手した。音訓整理主査委員会は、山本勇造委員長（第二三回総会までに退任。後任は安藤正次委員）はじめ一五名の委員から成る。一五名のうち、三名が新たに加わった委員であり、そのほかは漢字に関する主査委員会委員である。漢字に関する主査委員会委員が引き続き音訓整理を行うとされていたが、若干の委員の入れ替えがあったこととなる。委員会は昭和二十一年二月二四日から昭和二十二年九月四日までの八か月半の間に二九回開催された。ほぼ一

週間に一度の割合で審議を重ねたことになる。これは、「当用漢字表」作成に関する審議の二倍の時間を掛けている。

1 音訓整理の方針

当用漢字の音訓整理の基本的な方針としては、漢字に関する主査委員会の第二回委員会で、「一字につき一音一訓主義とする。」ということが確認されている。しかし、さすがにこの方針は音訓整理に当たり、現実的に無理があると判断されたようで、第三回総会（昭三・九・二九）において、安藤正次・音訓整理主査委員会委員長は、一音一訓主義について「公式的のもののように思われ」ること、「整理を要するようなものは、そう簡単にはかたづ」かないことを報告し、音訓整理の方針を変えざるを得なかったことを述べている。

それでは、どのような方針で当用漢字表の各字について音訓整理を行っていったのであろうか。それをうかがうことのできる資料としては、まず音訓整理主査委員会に第一号議案として提出された「音訓の整理に関する方針」（保科幹事長）がある。これを次に示す。

1 音訓の整理は当用漢字表の一八五〇字の各字につき、字音と字訓の整理を行うこと。

2 一つの和語に当てた二字以上の漢字、たとえば、

流石 さすが 只管 ひたすら 土筆 つくし 黄昏 たそがれ 時雨 しぐれ 足袋 たび
今日 きょう （以下略）

等の整理は後まわしとすること。

3 一字一字の音訓整理については、また字音においては、漢音・呉音・唐音および慣用音の現代の社会で

ひろく使用されているものを採用し、特殊なものや用法の少ないものは、切り捨てること。

ただし、ひろく行われている読みくせのものは、特に考慮すること、たとえば

法眼 ほうげん 入御 じゅぎょ 金剛山 こんごうせん 御前 ごぜん 権現 ごんげん

4 字音の中、字典音と異なるが、しかし現代の社会にひろく慣用されるものは、採用すること。

耗 もう 喫 けき、きつ 種 しょう、しゅ

5 一字に二音並び行われるものは、その一を採用すること。

緒 しょ、ちょ 輪 しゅ、ゆ 殺 さつ、せつ、さい 体 たい、てい

ただし、二音とも慣用されているものは併用すること。

保 ほう、ほ 数 すう、す 由 ゆう、ゆ 茶 ちゃ、さ

6 二字連合の漢字に対する特殊の訓み方については後まわしにすること。

天皇 てんのう 出納 すいとう 舌音 ぜつとん 三位 さんみ 因縁 いんねん

7 字訓については、現代の社会にひろく慣用されているものを採用し、左のごとき舌訓や特殊のものや読みにくいものは切り捨てること。

谷 さわまる 鳩 あつめて 乱 よこざりて 生 なる うぶ 横 よこたわる 慌 あわただしい
荒 すさぶ 男 おのこ 女 おみな 臣 おみ 官 つかさ 朝 あした 兵 つわもの（以下略）

8 動詞には、自動他動の両訓を掲げること。

染まる 埋める 乱れる 届ける 落ちる 固まる 折れる 生まれる 滅びる
染める 埋める 乱だす 届ける 落ちる 固める 折れる 生む 滅ぼす

9 固有名詞に限られた字訓の整理は、後まわしにすること。

また、第一三回国語審議会総会で、安藤・音訓整理主査委員会委員長は、その報告の中で、「一つ一つの漢字の音訓の性質を明らかに認識すること」「音訓のそれぞれについて一般的のものと特殊のものとを見わけること」「一般的のもののうちから基準的のものをえらびだすこと」「音訓の指示に適正を期すること」の四つを音訓整理の心構えとした上で、「それが現代の国語のうちにどういう地位をしめているかにおかれますので、その音なり訓なりが現代において生きており広く行われているということ」「文字の運用の上から、ことばの表記の上から、それを存しておくのがのぞましいかどうか」ということが採択の条件となることを述べている。

このような方針に基づいて音訓整理を行った結果、訓専用のもの(三〇)、音専用のもの(八四四)、音訓両用のもの(九七六)となった。

この説明・報告の後、質疑応答、意見の交換があり、賛成を得たものとして「当用漢字音訓表」は議決され、文部大臣に答申された。

2 当用漢字音訓表

この答申を受けて、政府は「当用漢字音訓表」を昭和三年二月一六日に内閣告示・訓令により実施した。

「当用漢字音訓表」は「まえがき」(四か条)、「使用上の注意事項」(四か条)と本表から成る。本表は「当用漢字表」と同様、『康熙字典』の部首順に一八五〇字を一覧し、それぞれの漢字について音を片仮名で、訓を平仮名で示している。また、「限られたことばにのみ用いられるものには、傍線をつけて」いる。

「当用漢字音訓表」はその「まえがき」に

一 この表は、当用漢字表の各字について、字音と字訓との整理を行い、今後使用する音訓を示したものである。

音訓の採用の基準については、

一 この表の字音は、漢音・呉音・唐音および慣用音の区別にかかわりなく、現代の社会にひろく使われているものの中から採用した。

一 この表の字訓は、やはり現代の社会にひろく行われているものの中から採用したが、異字同訓はつとめて整理した。

と述べられている。

なお、後の「当用漢字改定音訓表」「常用漢字表」で「付表」に挙げられている熟字訓は、当用漢字音訓表では採用されていない。

「当用漢字音訓表」の音訓の分布は、次のとおりである。

総音数	二〇〇六音	総訓数	一一一六訓
音のみ	一音 七八五字	二音	五九字
訓のみ	一訓 二九字	二訓	一字「畑」
音訓両用	一音一訓 七八六字	一音二訓	六四字
	一音三訓	三字「小」「初」「並」	
	一音四訓	一字「上」	二音一訓 九〇字
	二音二訓	二音四訓 一字「生」	二音五訓 一字「下」
	三音一訓	四字「石」「宮」「納」「分」	三音三訓 一字「行」

第二節 当用漢字音訓表・当用漢字別表と当用漢字字体表

これで見ると、音と訓の比率はほぼ二対一である。漢字・漢語ということから見れば、当然と言えば当然であるが、音をより認め、訓を抑えきみである。音訓数では一音・七八五字、一訓・二九字、一音一訓・七八六字、二音・五九字、二訓・一字で、計一六六〇字となり、「当用漢字」の約九割を占める。残りの一割強の一九〇字が一音二訓以上となる。しかも三音の字は五字、三訓以上の字は九字のみである。多音多訓の字が増えるのを抑えようとしているのが見て取れる。これら以外は、「現代の社会にひろく」用いられている音訓ではなく、古典に用いられる音訓やいわゆる意義訓であるなどとして整理されたことを示しているのであろう。

「当用漢字音訓表」も「当用漢字表」とともに官庁（法令・公文書、教育（教科書）の分野ではよく実行されてきた。新聞でも比較的よく実行されてきた。一般社会に比較的よく受け入れられきた。しかし、一方では、必要な訓がない（例えば「魚」に「さかな」の訓が認められていない）、いわゆる熟字訓（今日を「きょう」と読む）が認められていないことなどに対する批判が根強くあった。

二 当用漢字の字体の選定

「当用漢字表」の「まえがき」の五番目に、「字体と音訓との整理については、調査中である。」とあるように、「当用漢字表」が実施された段階では、字体・音訓についてはまだ決められていなかった。このうち、前節で見たように音訓の整理については検討がなされ、「当用漢字音訓表」が取りまとめられた。

第一三回総会において、安倍会長の発言の中に「漢字整理はこれで終ったのではなく字体整理の問題も残っている。」という指摘もあった。安倍会長は、この発言に続けて、「ひきつづき今までの委員の方々にやっていただ

きたいが異議はないか。」と、漢字に関する主査委員会、音訓整理主査委員会を通して審議に当たってきた委員に、漢字字体の審議も行ってもらいたい旨、提案があり、総会で了承された。これを受けて、国語審議会では当用漢字の字体についての検討を始めることになった。

1 活字字体の整理に関する協議会

当用漢字の字体について審議を行うより先、国語審議会とは別に文部省教科書局内に「活字字体整理に関する協議会」が設けられた。協議会は、国語審議会委員・新聞関係者・印刷学会員・印刷関係者・活字鑄造関係者・タイプライター関係者・大蔵省印刷局職員・文部省教科書局職員・文部大臣官房秘書課職員、合計二四名で構成された。協議会の設立の趣旨は、「活字の字体を整理統一する具体案を求め、教科書に用いるものを統一するだけではなく、一般社会において用いられるものもこれにならうようにすすめて文字教育の効果をあげ、教育上の負担を軽くしようとするものであった。

協議会の第一回総会は、昭和二年七月二三日に開催された。ここでは、術語、書体の問題、簡易字体などについて意見交換が行われている。この中から、注目すべきものを取り上げると、まず書体については、筆写体との差を少なくすることが教育の面から重要であるという指摘がなされている。「活字を見て容易に筆写体を類推することができるようでなければならぬ。」という意見が出されている。次に、簡易字体については、「当用漢字の簡易字体一三二字は、…中略…現状で一般にさつそく行われると考えられる最小限度を定めたものであつて、できれば、もっと簡易字体をふやしたい」という意見が出されている。

その後、協議会では、総会・小委員会で審議を重ね、その結果、昭和二年一〇月一〇日に「活字字体整理

案」を作成し、国語審議会に答申した。そして、協議会と国語審議会との連名で同年一二月各方面にこの案を送して賛否及び意見を問うた。約二〇二〇通の調査書を発送し、回答は一七三通であった。

「活字字体整理案」は「まえがき」「活字字体整理案の説明」、さらに具体的に字体を示した「活字字体整理案」から成り立っている。この案に掲げられた字数は七七四字であった。

「まえがき」には「活字の字体の基準を示すために、当用漢字表の中で字体を統一する必要がある、また簡易にすることができると認められる字について、字体を定める案である。」とあって、この案の作成の目的が、この案が「国語審議会の審議の原案となるものである」こと、「別体または今日まで用いられてきた字体を下に示す」ことなどが述べられている。

「活字字体整理案の説明」には「活字の字体を整理統一する必要」と「この案の整理の原則」とが説かれ、また、「この案の字体」が具体例を示しつつ説明されている。「説明」は次のとおりである。

第一 活字の字体を整理統一する必要（※引用者注、四項目にわたり、その必要性が説かれている。要点のみを示す。）

一 活字の形は「最も普通に認められ、かつ教科書にも用いられる活字の字体をとることがよい」。

二 活字の「基準となるべきものを公に定めて、整理統一をはかる」べきである。

三 活字の字体は「できるだけ簡潔にして、視覚印象を鮮明にすることがぞましい」。

四 「活字を筆写の基準とし、しかも筆法を簡便にするためには、他の字との区別にあまり重要でない点にこだわるような、極端な字源主義は、修正する必要がある」。

第二 この案の整理の原則（※引用者注、五項目にわたり、その原則が説かれている。要点のみを示す。）

一 「字体」とは「一点一画の組合せから成る一字一字の形で、明朝・宋朝・ゴシック・楷書・隷書等の

「書体」と区別する。」

二 「当用漢字表の一八五〇字のうち、七七四字について、印刷に最も普通に用いられる明朝体の字体を定めた。」

三 「この案は、今後活字の母型があらたに作られる際に、字体の基準を示すものとして、また義務教育で、漢字の書きとりを課する際に（印刷と筆写とのちがいを考えにいった上で）点画の基準となるものとして、定めた。」

四 字体は「印刷体としての様式体系、点画構成の美しさをそこなわず、しかも筆写体との差を少なくするようにして、一々の字につき、また同じ系統のすべてに通じて、できるだけ簡易にしようとした」。

五 「字体は、なるべく、現在の習慣や歴史的な用例によりどこを求めて、あらたに考察することを避けた。」

第三 この案の字体

一 この案の字体には、次のような種類のものがある。

イ、すでに発表された一三一字の簡易字体について、その点画を確定したもの。

ロ、同一の字として、いくつかの字体をもつものの中から、一つを本体として確定したもの。

ハ、同じ系統の字として、共通にもつ部分の形を統一したもの。

ニ、あらたに点画に変更を加えたもの。

なお、字によっては、右の数種にまたがるものもある。

二 一三一字の簡易字体（例字は略）

第二節 当用漢字音訓表・当用漢字別表と当用漢字字体表

- 三 同字で異体字のあるもの（例字は略。）
- 四 活字の大きさにより字体に相違あるもの（本文、例字は略。）
- 五 この整理案で、点画が系統的に統一され、または個々に改変されるものをほぼ分類して掲げると、次のようになる。（以下略。字の例は略す。）

- 1 同じ画数で運筆の変わるもの 組立を変える（もの）
- 2 部分的に省略して画数の減ずるもの 3 運筆が変わって画数の減ずるもの
- 4 画数の増すもの 5 類似の形に統合されるもの
- 六 第二案として掲げた字体を分類して示すと、つぎのとおりである。（以下略。字の例も略。第二案の字は七八字。原案としての採否の決定を保留。）

- 1 部分的に他の字形をとるもの 2 部分的に省略するもの
- 3 省略した上で運筆が変わるもの 4 その他運筆を便化するもの
- 5 すでに簡易字体をとったものを、さらに簡易にするもの
- 七 次に掲げるものは、この整理案で点画を変更した結果、別字の字体を襲うものである。

券（ケン） もとの「ケン・つかれる・つとめる」であるが、当用漢字表にない。勝のつくりと同じ。
刺（シ・さす） もとの「ラツ・もとる」であるが、刺・喇・測・辣（ともに「ラツ」は、すべて当用漢字表にない。

姫（ひめ） もとの「シン・つつしむ」であるが、当用漢字表にない。

改（カイ・あらためる） もとの「シ・鬼を追うつえ」であるが、当用漢字表にない。

なお、將の第二案のつくりは、もと「ラツ」であるが、孚・埒・摶ともに当用漢字表にない。藝の第二案芸は、もと「ウン・くさざる・香草」であるが、当用漢字表にない。（以下略）専（傳轉團も同じ。）の第二案は、博薄等のつくりの点を欠いたものである。

八 筆写の字体と活字の字体とは、なるべくその間に差異のないことが望ましいが、活字としての制約の上から、必ずしも両者を一致させたいものがある。

- 1 左に掲げるものは、筆写の習慣と著しく異なつて、必ずしもその基準とはしにくいものである。

人 人 入 入 令 令（冷鈴齡零領命も同じ。） 女 女（妥委妻姿婆安（以下略。）も同じ。） 女 女（奴努怒如以下女へんをもつものは、みな同じ。） 木 木（果菓裸課巢架（以下略。）もみな同じ。茶は活字もホ。） 糸 糸（糾紀約以下糸へんをもつものはみな同じ。）

巡 巡（巡導縫隨達迅以下禿部に属するものはみな同じ。） 父 父（文史吏使更便硬父交校（以下略。）みな同じ。） 八 ハハ（公松訟翁 分貧盆頒粉紛沿船鉛 みな同じ。）

- 2 左に掲げるものは、活字字体として統一されたもので、筆写を必ずしも拘束しないものの例である。

禾 米…等のたての画（かく）の末をはねないこと。（はねてもよい。）
关 豕 水…等の最終の画をはらうこと。（とめてもよい。）

レ（衣公のレ）の下のかどを二画につくこと。（一画につけてよい。）

唐 糖 事 爭 淨 靜 妻 康 庸 写 与 等 等の中の下二画を右へ出すこと。（ヨでよい。）

「一」を区別すること。(区別しないでもよい。)

九 当用漢字表以外の漢字で、この案の漢字と同系統に属するものは、必要に応じて、この案の字形を準用するものとする。(例は略。)

十 印刷物に活字を用いて人名・地名を掲げる際には、特別の事情のないかぎり、ここで定められる字体をとって、別の字体の活字は、なるべく用いないようにすることがぞましい。(例は略。)

協議会では、「当用漢字表」の中の七七四字について明朝体の字体を定めている。明朝体としたのは、これが「印刷に最も普通に用いられる」からであった。そして、この案は「活字の母型があらたに作られる際に、字体の基準を示すものとして、また義務教育で、漢字の書きとりを課する際に、点画(※字形を構成する点や線。)の基準となるものとして」定められたものであった。整理統一のねらいは「一々の字につき、また同じ系統のすべてに通じて、できるだけ簡易にしよう」とすることにあつた。簡易な字体を採るよりどころも「現在の習慣や歴史的な用例」であり、新たに簡易な字体を考案することは避けたとしている。

2 当用漢字字体表

「活字字体整理案」は、調査書に対する回答とともに国語審議会に送られた。これを受けて、国語審議会は、「字体整理に関する主査委員会」を設置し、この整理案等を原案として当用漢字の字体に関する審議を開始した。

「字体に関する主査委員会」は、昭和二年一月から二三年五月までの六か月間に一六回開催された。委員は安藤正次委員長をはじめとする一〇名であった。「音訓整理主査委員会」から継続の委員は、安藤正次、宮川

菊芳、池上退蔵、藤森良信、原富男、竹田復、沢登哲一の七名で、残り三名は新任であった。なお、「音訓整理主査委員会」から継続の委員のうち、安藤正次、宮川菊芳、池上退蔵、藤森良信、原富男の五名は、「当用漢字表」の選定に当たった「漢字に関する主査委員会」から引き続き漢字表に関する審議にかかわっている委員である。

主査委員会は審議を重ねて、「当用漢字字体表」の原案を作成し、昭和二三年六月一日に開催された第一四回国語審議会総会に提案した。総会では、同委員会の字体に対する考え方や審議の結果が安藤主査委員長から報告された。以下、主査委員長報告の主要な点について見ておくこととする。

まず、「まえがき」第一項に「当用漢字表の漢字について字体の標準を示したものである。」とある「字体の標準」ということについて、「楷書体によつて代表される、もしくはそれによつて例示される漢字の字体について」漢字字体の標準を示したと説明している。これは、「点画の配置・按配を明確に指摘することのできるのは楷書に限られるといつてもよく、一般には楷書体^かに即して漢字字体に関する意識を持つと考えられることによるものである。

次に「まえがき」第二項の「この表の字体は、漢字の読み書きを平易にし正確にすることをめやすとして選定したものである。」とあることに関連して、字体選定の具体的な方法として、次の四点を挙げている。

- 一 二つ以上の字体の並び行われているもの場合には点画の組合せのむずかしいもの、こみいったもの、書きにくいものは、とらない。
- 二 点画の組合せの複雑なもので、省略の可能なものは、これを簡易化する。
- 三 点画の組合せの微妙な差異はなるべく問題にしない。

四 簡易字体の歴史的因縁の浅いものでも、社会的慣用が相当有力であると認められるものは、なるべくこれを採用する。

この字体の選定方法については、「者」(者の旧字体)と「者」などを例に挙げ、さらに具体的に説明している。例えば、者(者の旧字体)の「丶」は本来重要な要素であり、煮・暑・署・薯・都・緒・諸なども同様に「丶」を持つ。しかし、こういう同類の他字と識別する上で、「丶」の有無というような微細な点は見過ごされがちである。したがって、この「丶」の有無は、漢字の字体の成り立ちの上に重きをなさなくなっており、これを見分けさせたり、書き分けさせたりする要はないとしている。実際、このような考え方に基づいて、「当用漢字字体表」では「丶」のない「者」「暑」などを採用している。

「まえがき」第三項の「この表の字体の選定については異体の統合、略体の採用・点画の整理などをはかるとともに、筆写の習慣・学習の難易をも考慮した。なお、印刷字体と筆写字体とをできるだけ一致させることをためたとした。」については、次のような説明がされている。

まず字体の整理に当たっては、「国字として長く漢字を使用してきた国民の、過去および現在にわたる筆写の習慣についての考慮もたいせつ」であると述べている。そして、筆写の習慣によるものの例として、「半」を「半」、「次」を「次」、「要」を「要」、「即」を「即」と書くことや、「斗」(闘)、「云」(言)、「県」(縣)、「庁」(廳)などの簡易字体を挙げている。こうした筆写の習慣をどこまで取り入れるかについては、「一方ではこれを筆写の自由性を認める程度にやめておいた場合もあるのですが、また一方では相当に筆写の習慣による簡易化をとり入れた場合もある」といったことが述べられている。

学習の難易に関することとしては、まず、字体に関する認識を確かなものにする第一の条件として、「字体が

見分けやすく、書きやすいこと」を挙げた。そして、さらに見分けやすく、書きやすくするためには、鮮明度が強く、運筆の紛らわしくないことが要求されるとし、委員会においては、このような面からの検討も加えたと述べている。

また、印刷字体と筆写体とをできるかぎり一致させることについては、「活字そのものの性格にもとづく制約と活字の発達の歴史から派生した技術的の約束がありまして、活字において妥当とみとめられる字体をかならずしもそのまま筆写体に応用するわけにはいかない」とし、「本案において活字の特質にもとづくもの、筆写の特質にもとづくもの、それらの融通性を認めて、字体の素型に標準性をあたえることにいたしましたのも、そのためであります。」と述べている。

以上の安藤正次主査委員長の報告を見ると、「当用漢字字体表」の選定作業は、「活字字体整理案の説明」「活字字体整理案 まえがき」で述べられている字体整理統一の考え方や整理統一の方法・手段を受けていると見てよいだろう。

3 当用漢字字体表と活字整理案との比較

「活字字体整理案」では「活字の字体の基準を示す」としているのに対して、「当用漢字字体表」では「字体の標準」「字体は、活字字体のものになる形で示した。」となっている。また、明朝体活字ではなく、活字の様々な書体の元となる形という、言わばより抽象的な形で字体を示している。

「活字字体整理案」の九には、「当用漢字表」にない漢字についても「活字字体整理案」の字形を準用すること、同じく十には「印刷物に活字を用いて人名・地名を掲げる際に」も「活字字体整理案」の字体を採用するこ

とが述べられているが、これについては、「当用漢字字体表」では決定を見送っている。

次に、「当用漢字字体表」の字体と「活字字体整理案」の字体とを具体的に比較してみると、前者に見られ後者には見られない字体は五一字である。なお、当時の明朝体のデザイン上の差異は含まない。ただし、画数の異なるもの及び字形的にみて差異が目立つものは取り上げている（例えば部首のミとミとの差異）。それらを次に示す。

伝・券・卷・圈・団・壇・庁・抱・拔・曜・次・港・版・疊・尽・禪・礼・空・突・窃・縫・胞・臟・蔵・術・賓・躍・軫・迅・返・述・送・造・週・逸・遂・遍・通・遠・適・遲・遵・遷・選・避・辺・隔・随・飽・髓・髮

「活字字体整理案」にある漢字七七四字のうち、「活字字体整理案」にある字体を採用せず、国語審議会が独自に定めた字体は五一字のみである。つまり「当用漢字字体表」は、ほとんどが「活字字体整理案」によっており、協議会の整理統一の考え方・方法を取り入れていると言うことができる。なお、この五一字が「まえがき」の第二項・第三項によつていゝとしても、採用のより積極的な理由は示されていない。

主査委員会・国語審議会に判断をゆだねられた第二案・七八字のうち、「当用漢字字体表」に採用されたもの（当時の明朝体のデザイン上の差異のあるものも含む）は次の四六字である。

価・単・国・壘・壞・壮・寿・獎・嬢・寝・將・專・巢・広・弾・恵・懷・戰・撰・条・楽・様・横・歳・気・洪・争・状・獸・碎・穂・粹・鼎・織・与・莊・芸・菓・装・讓・醉・釀・鑄・雜・靜・鷄

また、第二案の字で、採用されなかつたのは、次の三二字である。

傳・勢・器・團・堅・審・稿・濫・番・疊・益・監・禪・稿・緊・臨・艦・藩・覽・鮮・賢・轉・鑑・陰・翻・館・駐・騎・騷・驅・駿・駅

※ 三二字の採用字体は第一案、別体または今日まで用いられてきた字体、整理案以外から採られている。

採用か不採用かの差は特に「当用漢字字体表」の「まえがき」第二項又は第三項のいずれかによるのであろうが、一字一字の採否に関するより積極的な理由は示されていない。

「活字字体整理案」の中で、「別体または今日まで用いられてきた字体」として小字で下段に掲げられたもので「当用漢字字体表」に採用されたのは、次の七八字である。この七八字が採用されたのも前述の理由によると思われるが、やはりより積極的な理由は示されていない。

俊・停・刺・勘・卑・危・反・唆・器・回・堅・堪・墳・奇・妃・寄・寧・審・帽・庭・廷・忌・恐・探・控・搾・改・材・査・橋・機・深・片・犯・玄・番・稿・究・窓・窓・窮・窯・策・範・築・紀・緊・腕・臨・興・艇・藩・融・角・解・触・記・豪・財・賢・起・配・酒・酢・酬・酪・醇・醕・酸・醜・陰・陵・陶・陸・風・騎・騷・高

結局、「活字字体整理案」の七七四字のうち、七三三字（第一案の字・五九九字、第二案の字・四六字、別体又は今日まで用いられてきた字体・七八字）が「当用漢字字体表」に採られたことになる。そして、字体の整理統一は七三三字以外の「当用漢字」の字体にも及ぼされ、部首の偏旁冠脚やそれらに類する部分について統一が図られた。

「当用漢字字体表」は、昭和二十三年六月一日開催の第一四回国語審議会総会に報告され、意見交換、質疑応答の後、賛成を得たとして議決され、文部大臣に答申された。

4 当用漢字字体表

政府は、国語審議会の答申を受けて、「当用漢字字体表」を昭和二十四年四月二十八日に内閣告示・訓令により実施した。

「当用漢字字体表」は、「まえがき」「備考」「使用上の注意事項」及び本表で構成されている。本表は「当用漢字表」と同様に、各漢字を『康熙字典』の部首順配列で一覧している。

「当用漢字字体表」は新聞、官庁、教育、一般社会において受け入れられ、実行された。しかし、一方で「藝」の簡易字体を「芸」とした例のように、本来別字であるもの（活字字体整理案の説明）の「第三 この案の字体」の「七」参照を簡易字体として採用したことに対する根強い批判・反対もある。また、「使用上の注意事項」の二「この表の字体は、これを筆写（かい書）の標準とする際には、点画の長短・方向・曲直・つけるかはなすか・とめるかはね又ははらうか等について、必ずしも拘束しないものがある。」が十分に浸透しなかった、あるいは理解されなかったために教育界において書き取りの指導の場面などで活字と筆写の伝統・習慣の違いを混同するなどの混乱も生じた。

さらに、新聞の活版関係者から「当用漢字字体表の発表が、丸ペン書きで文字の骨組みのみを示したものであり、かつ当時の印刷が不鮮明であったため、これを明朝体活字にする際、種々解釈の相違や設計上の異同が起こり、同一文字に対し、相当こととなった字体が現用されるに至っている」（『新聞活字字体統一に関する資料』日本新聞協会、昭和三四・二〇）との批判が出された。これは、「当用漢字字体表」が新たに何種類もの明朝体活字を生み出し、明朝体活字の不統一をもたらしたという批判である。また、同資料の「当用漢字字体表に関する問題点（中間報

告）」の「まえがきの解釈に関する点」では、字体表が「活字字体のもとになる形で示」されたことに対する批判がなされ、むしろ筆写の「字体の標準」が示された方が良かったとまで言っている。

なお、「新聞活字字体統一」より早く、昭和三十一年八月教科書体活字についても字体統一の通達及び別紙「整備すべき活字の指導方針」三項目が文部省初等中等教育局長から小学校用教科書発行者に出されている。そこには「その字体は、…中略…発行者・印刷者によって異なり、はなはだしいものは一冊の教科書の中においてさえ異なった字体のものがあるといふ実情にあります。このことは、児童の学習上大きな障害となつてゐる」とあつて、楷書の手本としての教科書体にも明朝体と同じように、不統一が生じ、混乱があることを示している。これはやはり「使用上の注意事項」の二の解釈に幅と相違があることから生じたものと思われる。

三 義務教育で指導する漢字の選定

義務教育の期間に学習させる漢字を選定する義務教育用漢字主査委員会が設置された。委員は安藤正次主査委員長以下一六名であった。委員会は昭和二十一年一〇月から昭和二十二年八月までに三三回開催された。

義務教育用漢字表は、当用漢字の中から、特に基本的であると認められる漢字を選び、義務教育の九年間に教えられるべき漢字の範囲を明示したものである。以下、義務教育用漢字表はどのような方針で選定されたのか、それはどのような性格のものであり、「当用漢字表」とはどう異なるのかといった点について、第一三回総会における安藤委員長の報告を基に見ていくこととする。

まず、当用漢字の中から義務教育用の漢字選定することとなった理由については、委員長報告の中で次のよう

に述べられている。

当用漢字は、一般社会で使う漢字の範囲をしめしたものであります。(原文ママ) が一八五〇字は義務教育期間内にそのすべてを教えるには多きにすぎるのであります。当用漢字の将来における整理は、すでにその当初から約束されてはありますが、その実現は急速には行われ得ません。義務教育本来のたて前から申せば、義務教育期間内において、つぎの世代の一般国民が社会人として文字生活を営むに不自由のない程度の教養を授けなければなりませんので、したがって国民常用の漢字と義務教育期間に教えられるものとの合致は、理想として望ましいことではありますが、上述の事情によりましてそれが現実において不可能であるといえますれば、当分の間は別に適切な対策をたてて義務教育の本旨にそうほかはないのであります。その応急の処置として考えられますことは、当用漢字のうちからこれだけの漢字はぜひ義務教育期間において教えこんでおかなければならないと認められるものをえらび、これを中心として学習者の文字能力につちかい、その文字常識を養って他日の大成にみちびいておくということです。(記録から引用。)

国民常用の漢字と義務教育用漢字とは合致することが理想的であるが、「当用漢字表」は将来整理されるべきものであるので、字数・字種の面でも性格の面でも現在は国民常用の漢字とはなり得ない。しかしそうかと言って、国民常用の漢字(国民漢字)をすぐにも選定することは現実的に不可能であることから、応急の処置として、別に適切な対策を立てるとして考えられたのが「当用漢字表」の中から義務教育期間内に教えるべき、ある数の基本的な漢字を選定することであつた。

義務教育用の漢字は、義務教育の九年間に学習するということを前提にして選ばれるものであるため、漢字の選定に当たっては「学習者の知能の程度と学習の期間が、選定に対するきびしい制約となり、過重な負担にな

らないということにも配慮する必要があるため、「おのずから字数の制限が問題となつ」たと報告では述べられている。

また義務教育用の漢字表の性格については、まず当用漢字の中から選ばれたものではあるが、当用漢字と必ずしも「同心円的のものではな」く、「その性質を同じくしては」いないと述べられている。これは、当用漢字は「現在の一般社会の文字生活の簡易化を期しての制限」であるのに対し、義務教育用の漢字は「将来の社会の文字生活に適応させるための教育的基礎付けをはかるための制限」という相違があるのである。

そのため、義務教育用の漢字選定に当たっては、「前者の立場からは必要なもので、後者の立場からは不必要と認められるものが」あり、「いたずらに当用漢字に重きをおいて、数の多きをむさばるがごときことがあつてはならない」とされている。しかし、その一方で「みだりに負担の軽減に急なあまり多くをかな書きに移すようでは、つぎに来る世代の文字生活に不利不便のかけをやどすことにな」るとも述べられている。このような点に配慮しつつ、「それが義務教育期間内において読み書きとにもできるよう指導することが必要なものであるかどうか」という観点から、義務教育用の漢字の選定が行われた。

この読み書きとにもできるよう指導する必要がある漢字というのは、具体的にどのような漢字であるかということについては、「一般にだれでも知っていなければならない、だれにも読め、だれにも書けなければならない、したがって、これから文字生活を営もうとするものが、ぜひ学習しておかなければならないという条件をそなえたもの」であるとし、次のような実例を示している。

1 日常の社会生活に直接の關係をもち、一般国民に親しみ深いもの。ただし、形音義のむずかしいものや当用漢字におけるかな書きの条項にふれるのは、この限りではありません。

例 数関係の 一二三四……万億

方位関係の 東西南北

季節関係の 春夏秋冬

行政区画に関する 都・道・府・県・郡・市・区・町・村

人倫に関する 父母親子兄弟姉妹夫妻

衣食に関する 衣服絹綿糸飲食米麦穀飯粉菜茶塩酒住家屋居室庭園門戸柱板堂店宿舍

徳目に関する 仁義礼智信忠孝節誠恩愛

色彩の 青黄赤白黒緑

植物の 木草竹花葉根幹芽

動物の 犬牛馬魚虫貝蚕

鉱物の 金銀銅鉄砂石炭など

2 熟語構成の力が強く、それが広い範囲におよんでいるもの

例 名 人名 氏名 県名 名物 名義 名人 名代 名刺 名流 名声

流 急流 清流 水流 一流 名流 上流 下流 流儀 流行 流域 流用 流産 流線型 流動

体

在 在職 在位 在庫 在宅 在外 在留 近在 不在 所在 現在 (以下略)

3 広く世に行われている平明な熟語の構成成分で、対照的意義をあらわすそれぞれのもの

例 因果 公私 左右 上下 主客 内外 自他 前後 損益 往復 加減 始終 収支 出入 生死

勝負 断続 得失 売買 貸借 進退 遠近 寒暑 強弱 曲直 軽重 高低 新古 多少 (以下略)

なお、義務教育用漢字に入らなかった漢字については、次のような類のものである。

1 時代的主流から遠ざかっているもの

甲乙丙、尺貫法関係の漢字など

2 階層的のもの、局地的なもの

官庁^x 通信^x 勅語^x 詔書^x 妥協^x (以下略) (引用者注、以下xを付けた漢字が、義務教育漢字に入らなかったもの)

3 専門用語にしか関係をもたないもの

学術用語、専門用語は平易な文字によるか、かな書きによることかのぞましいが、要するに別のとりあつかいとする。

俳句^x 謡曲^x 狂言^x 緯度^x 凍上^x 恐慌^x 窯業など (『記録』から引用)

以上のようにして選定された義務教育用の漢字は八八一字であった。この選定に際しては、右に述べた基準に基づいたほか、「国民漢字」一〇〇〇字内外、「義務教育漢字まえがき(案)」一一六〇字、「義務教育九年間で読む上に書くことを要求する漢字(案)」一〇一五字なども参考資料として利用された。

この義務教育用漢字表は「当用漢字別表」として、昭和二年九月二十九日開催の総会に提案され、質疑応答、意見交換の後、異議ないものとして議決され、文部大臣に答申された。政府はこれを受けて、「当用漢字別表」を昭和三年二月一六日に、「当用漢字音訓表」とともに内閣告示・訓令により実施した。

「当用漢字別表」は「当用漢字表」と同様に、漢字を『康熙字典』の部首別の順に配列されている。

「当用漢字別表」は教育・教科書によく受け入れられ、実行されてきている。一方で、義務教育で教えるべき基本語彙も十分に調査・研究されない中での決定であり、「義務教育の期間に、読み書きともにできるように指導すべき漢字」であるのかといった批判もある。

四 中国地名・人名の書き方

「当用漢字表」の「使用上の注意事項」に「ハ 外国（中華民国を除く）の地名・人名は、かな書きにする。」とあるように、外国の地名・人名は漢字表記ではなく仮名書きにすることが示されたが、中国の地名・人名は除外された。しかし、中国の地名・人名を漢字で表記しようとすると、当然のことながら「当用漢字表」外の漢字を多く使わなければならない。こうしたことから、朝日新聞社・毎日新聞社・読売新聞社・共同通信社・放送協会は五社共同で「かな書き中国地名人名一覧」を昭和二年九月三〇日に決定した。その後、これについて国語審議会で審議することになり、「中国の地名・人名の書き方に関する主査委員会」が設置された。

主査委員会は原富男主査委員長以下一七名（安藤正次会長も含む）で構成され、昭和二年一月から昭和二年二月までに九回開催された。五社案を原案として審議・検討した結果、

○ 根本方針として中国の地名・人名はかな書きにすること、かな書きにする場合は現地音をもって書きあらわす。

○ 中国の地名・人名かな書き案を、国語審議会案として発表するためには、なお、この件に関する主査委員会を設けて、案の内容、実施法等に関する検討をおこなう必要がある。

という方針を決定した（記録から引用）。この主査委員会の決定は、昭和二年三月一二日に開催された第一五回国語審議会総会に提案され、審議・検討された。中国の「現地音」を果して日本人がこなせるのか、どのように片仮名で表記すべきかなどについて意見交換があり、審議の結果、

1 中国の地名・人名は、かな書きにする。

（記録から引用）

2 中国の地名・人名のかな書きは、現代中国標準音にもとづく。

ということが決定した。これにより、中国の「現地音」が「現代中国標準音」とされ、中国の地名・人名の仮名書きがよるべき音の性格がより明確に規定された。また、この原則に基づく具体案を審議するために、新しく主査委員会を設置し、そこで審議することとされた。

第一五回総会の決議に基づいて「外国（中国）の地名・人名の書きかたに関する主査委員会」が設置された。委員は、原富男主査委員長をはじめ二二名で構成され、昭和二四年三月から四月までの間に六回の委員会を開催した。委員会では第一五回総会で決定された二原則を受け継いだ上で、中国音をどう仮名書きするのが良いのかという専門的な論議を重ねて、次のことを決定した。

一 この案の規定は、主として民国以後のものに適用する。

二 原則1の中国音を基準にするのは、中国名の地名人名だけに適用し、辺境のモウコ系その他の地名などには適用しない。例外は八地名とする。このうちカントンは市名の場合（現地名はコワンチョウ）だけとし、省名の場合にはコワントンとする。

（二は省略）

- 四 四声、寛音・窄音の区別はつけない。寛音・窄音は^{wide}と表現を改める。
- 五 かな書きの方法は、ペキン語の四一一音節を基礎とし、これを実用的見地からやわらげる。説明にはウェード式を用いてもよい。

六 一応の審議がすんだら、五社の代表と協議し、さらに外務省、通信省、地理調査所、水路局その他の関係方面の意見を聞く。

〔記録〕から引用。

また、委員会では次のことが問題のあるところとして、議論があつた。

- ①有気音、無気音 ②オー、オウ ③テイ、トウ ④ミウ、ティウ、ニウ、リウ、シウ

このうち①の問題は第六回委員会で「有気・無気は区別しない。ただし、必要ある場合には区別してさしつかえない。」とすることに決定した。また、「必要ある場合」の内容は厳密には規定しないとされた。

以上の検討結果を基に「中国地名・人名の書き方の表」を取りまとめ、原主査委員長が第一七回総会（昭和二四・七・三〇）に報告した。

原主査委員長の報告の後、質疑応答・意見交換があつて、中国の地名・人名の書き方に関して、別冊「中国地名・人名の書き方の表」のとおりに議決され、文部大臣に建議された。

別冊「中国地名・人名の書き方の表」は、「中国の地名・人名の書き方に関する方針」「まえがき」「使用上の注意事項」、そして、三八八の中国音（ローマ字で表記。）と、対応する仮名書き・漢字の表から成り立っている。

以上のように「中国地名・人名の書き方の表」が建議されたものの、これを受けて政府が何らかの形、例えば内閣告示や内閣訓令によつて実施に移すということはなかった。そのため、この建議以前から実践していた五社の一部の新聞社を除いて、広く受け入れられ、実行されるということとはなかった。むしろ、実際には、中国の地

名・人名を表すのに漢字が主として使われるようになり、その読み（日本音によるにせよ、中国音によるにせよ）を片仮名で添えるのが一般的になったと言えよう。ただし、教育・教科書（特に社会科）では「地名の呼び方と書き方（社会科手びき書）」（文部省 昭和三三・一二）の「第三 中国・朝鮮ならびに樺太および千島の地名」の「原則 一 中国（チュンクオ）・朝鮮のよび方は、原則として、それぞれの標準音による。…中略…三 中国・朝鮮ならびに樺太および千島の地名は、かたかなで書く。」とあるのによつてゐる。

第三節 口語体憲法の実現と国立国語研究所の設置

一 口語体憲法の実現

1 憲法改正草案と法令公用文

昭和二二年四月一七日に内閣から憲法改正草案が発表された。この草案は、その後の法令・公用文における表記の在り方を決定付けるものとなった。すなわち、草案が発表された翌日の一八日には、次のような「各官庁における文書の文体等に関する件」が次官会議で決定された。

今後各官庁における文書及び新たに制定（全文改正を含む。）する法令の文体・用語・用字・句読点等は、今回発表された憲法改正草案の例にならうこととし、できるだけその平易化につとめること。但し、法令については当分の間、従来のとおりとすること。

この次官会議の決定は、戦後、政府によつて精力的に進められた「法令・公用文の改善事業」の出発点となつ

たものである。憲法改正草案に倣うことで、戦前の文語体・漢字片仮名交じり文であった法令・公用文が、口語体・漢字平仮名交じり文へと大きく変わる。憲法改正草案が口語体・漢字平仮名交じり文となったについては、それほど簡単に実現されたわけではない。改正草案の出るおよそ一か月前の三月六日には、改正草案要綱が政府から発表されているが、この要綱は文語体・漢字片仮名交じり文である。一か月ほどの間に、このように大きく変わった理由は何だったのか。憲法改正草案が、その後の法令・公用文の表記に与えた影響の大きさを考えると、この点に関する経緯を明らかにしておく必要がある。

松坂忠則は『公用文の合理化』（文部省「国語シリーズ」二、昭和三五）の中で、

政府が、日本国憲法の草案を作ることに取りかかったのは、終戦の年のうちのことであった。内容はさくぶる進歩的なものになる様子であったが、その文章は、明治憲法と同じく、漢文くずしの文語体で書かれているとのことであった。

この草案を作った中心の人は、だれでも知っているとおりの、国務大臣松本蒸治博士である。あの進歩的な松本博士が、昔ながらの文語体を使うのは、どうしたことかと、わたしは残念に思った。ぜひ口語体の、平易なものにしてもらいたいと、さっそくわたしは松本博士に手紙で意見を申し出た。博士からねんごろな御返事をいただいた。それは、趣旨は全然同感だが、一般に国語問題に対する理解の乏しい今日、実行は無理であるというのであった。

松本博士の御意見も、もつともである。しかし、ひとり憲法に限らず、これからは、すべての方面のことばや文字をやさしくする必要がある。そのためにも、この際、まず憲法から実行すべきであるというわたしの最初の考えは、むしろますます熱烈なものになり、重ねて資料をお届けするなどした。

すると、その当時、さいわい、各方面の有力者の間に同じ考えの人が出てきて、「国民の国語運動連盟」という団体を作った。山本有三氏の努力が、いちばん大きかった。

あくる昭和二十一年の三月六日に、憲法政府案が発表された。しかし文体はやはり文語体であった。

そこで、この連盟では、さっそく、また同じ趣旨の建議をすることになった。山本氏のほか、安藤正次氏、横田喜三郎氏、三宅正太郎氏らに、わたしもおともをして、首相官邸において、松本博士はじめ、政府の関係者たちにお目にかかって、長い時間、胸を割った話し合いをした。三月二六日のことである。

そのときも、松本博士は、やはり前からの意見をくり返された。しかし、それからまもなく、口語体に改めることに決まったのであった（原文横書き。読点はコンマ）。

と述べている。ここからは、憲法の口語体化に対して強い抵抗のあったことがうかがえる。当時、東京地方裁判所判事であった千種達夫も『法令用語の改正』（文部省「国語シリーズ」二五、昭和三〇）の中で、「法文を口語化するに ついてのいちばんの支障は、憲法のような莊重を尊ぶ法文は永久に口語化されないであろうということにあった。それが終戦後、憲法からまっさきに口語体になったのであるから、他の法文についてはもはや論議する余地がなくなった。」と述べている。なお「国民の国語運動連盟」というのは、山本有三が中心となって組織したもので、その創立総会は昭和二十二年四月六日に神田三崎町の言語文化研究所講堂において開かれた。松坂はこの総会で、連盟の常任世話役選ばれている。それより早く同年の一月二四日には、初めての設立準備会を開催し、その時には、「これからのことばや文字はだれにでもたやすく使ひこなせるものでなくてはなりません。それには、まづ、なるべく漢字の少いやさしい文章をおこすことが必要です。世のなかの普通の文章は、――新聞や雑誌の記事はもとより、手紙も掲示も、法律も、公文書も、さうならなくてはいけないと信じます。私どもは必ずこ

れを実行し、世間にひろめることを、こゝに堅く約束するものであります。」という申告を行っている。

2 憲法改正草案の文体

前掲の松坂の引用文では、「草案を作った中心の人は、だれでも知っているとおり、国務大臣松本蒸治博士である。」とされているが、内閣に置かれた「憲法問題調査委員会」(昭和二〇・一〇・一三、閣議了解)において松本が中心となって作成したいわゆる松本案は、既に多くの著書等によって明らかにされているように、連合国軍最高司令官であったマッカーサーによって否定され、実際に人々の目に触れることはなかった。

松本案の代案として、GHQ(連合国軍総司令部)から日本政府に示されたのがいわゆる「マッカーサー草案」であり、この草案が政府に示されたのは昭和二十二年二月一日である。マッカーサーが松本案拒否の理由書作成を民生局長のホイットニーに指令したのは、そのわずか十日ほど前の二月一日であった。さらに、マッカーサーからホイットニーに独自の憲法草案作成の命令が出るのは、二日後の二月三日のことであり、翌日から作成作業に入った民生局のスタッフは一週間後の二月一〇日には草案を作り上げた。マッカーサーがこの草案を承認したのは二月一二日のことであり、その翌日に日本政府が受け取ったわけである。この草案に基づいて至急日本案を作成せよ、というGHQの指示に従ってまとめられたのが松坂の引用文にある「あくる昭和二十一年の三月六日に、憲法政府案が発表された」という「憲法改正草案要綱」であった。憲法改正草案ではなく、憲法改正草案要綱という形で出されたのは、以上のような経緯から明らかなように、草案として条文化するだけの時間的な余裕がなかったからである。この要綱を条文化したものが、四月一七日に政府が発表した憲法改正草案である。

ここで、マッカーサー草案、憲法改正草案要綱、憲法改正草案における、それぞれの「前文」冒頭部分がどの

ように書かれているかを比較してみたい。Aがマッカーサー草案、Bが憲法改正草案要綱、Cが憲法改正草案である。Aは、マッカーサー草案に対して付された当時の外務省仮訳である。また、現行の日本国憲法はCと全く同じである(原文は、A、B、Cいずれも旧字体)。

A 我等日本国民ハ、国民議會ニ於ケル正当ニ選舉セラレタル我等ノ代表者ヲ通シテ行動シ、我等自身及我等ノ子孫ノ為ニ諸国民トノ平和的協力及此ノ国全土ニ及フ自由ノ祝福ノ成果ヲ確保スヘク決心シ、且政府ノ行為ニ依リ再ヒ戦争ノ恐威ニ訪レラレサルヘク決意シ、茲ニ人民ノ意思ノ主權ヲ宣言シ、国政ハ其ノ權能ハ人民ヨリ承ケ其ノ權力ハ人民ノ代表者ニ依リ行使セラレ而シテ其ノ利益ハ人民ニ依リ享有セラルル神聖ナル信託ナリトノ普遍の原則ノ上ニ立ツ所ノ此ノ憲法ヲ制定確立ス、而シテ我等ハ此ノ憲法ト牴觸スル一切ノ憲法、命令、法律及詔勅ヲ排斥及廢止ス

B 日本国民ハ、国会ニ於ケル正当ニ選舉セラレタル代表者ヲ通ジテ行動シ、我等自身及子孫ノ為ニ諸国民トノ平和的協力ノ成果及此ノ国全土ニ及ブ自由ノ福祉ヲ確保シ、且政府ノ行為ニ依リ再ヒ戦争ノ慘禍ノ發生スルガ如キコトナカラシメンコトヲ決意ス。乃チ茲ニ国民至高意思ヲ宣言シ、国政ヲ以テ其ノ權威ハ之ヲ国民ニ承ケ其ノ權力ハ国民ノ代表者之ヲ行使シ、其ノ利益ハ国民之ヲ享有スベキ崇高ナル信託ナリトスル基本的原理ニ則リ此ノ憲法ヲ制定確立シ、之ト牴觸スル一切ノ法令詔勅ヲ廢止ス。

C 日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、

その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

このように並べてみると、内容はほとんど同じであるにもかかわらず、その文体と用字用語はかなり異なっていることが分かる。Aは戦前の典型的な法令文スタイルであり、句点も濁点も付されていない。また、文章における言い回しがいかにも米国的である。これは前文だけでなく、例えば、第一〇条の「此ノ憲法ニ依リ日本国民ニ保障セラルル基本的人権ハ人類ノ自由タラントスル積年ノ闘争ノ結果ナリ時ト経験ノ坩堝ノ中ニ於テ永続性ニ対スル嚴酷ナル試験ニ克ク耐ヘタルモノニシテ永世不可侵トシテ現在及将来ノ人民ニ神聖ナル委託ヲ以テ賦与セラルルモノナリ」などを見ても、正に、佐藤達夫が『日本国憲法誕生記』（法令普及会、昭和三三）の中で指摘するように「とにかく草案の文章そのものが何ともはや異国調で日本の法文の形にあわない。」ものであった。また、同書には、「憲法草案を議会に提出した場合、「これは司令部案をお手本にしたもので…」などということはおくびにも出すことはできず、おもてむきはあくまでも、日本政府が書きおろしたものと説明しなければならぬのだから、これを日本の法文らしい形にするだけでも一苦労だった。」というような記述もあり、日本政府の置かれていた状況がよく分かる。

Bには、佐藤の言う苦労の跡がよく表れている。さらに、Aには付されていなかった句点と濁点があることも文章を読みやすくしている。言い回しはともかくとして、Aがそれまでの典型的な法令文のスタイルであったことを考えれば、仮に日本国憲法がBの形で出ていたとしても、当時としては、法令文の平易化に寄与したものとされたであろう。この句点と濁点に関しては、平井昌夫が『国語国字問題の歴史』（昭森社、昭和三三）の中で、「二

十一年の元旦に発せられた詔書はこれまでの例をやぶつて用語・用字などに思いきつた改善がなされ、かなりやさしい文語体として、内容と共に「異例のもの」とされた。…中略…国語問題の点から注意すべきことは、詔書に初めてにこり点と句読点とがつけられたことである。」と述べ、その「注」として、昭和二十一年一月九日付けの「朝日新聞」の「声」に載った「詔書民主化」（詔勅講究所長、森清人）を引いている。そこには、

明治元年以来今日にいたる詔勅の総数は、凡そ一千一百余詔の多きに及ぶが、詔勅に正式に濁点及び句読点を附せられたのは、実に本詔書を以て嚆矢とする。この意味においてもこのたびの詔書は、現代仮名交り詔勅文創始以来八十年の慣例を打破せられた歴史的詔書とも呼ぶべきものである。尤も濁点は、昭和十三年七月七日の勅語から同十五年九月二十七日の詔書に至る八詔勅（三詔書・五勅語）には之をみるが、右は濁点だけであつて句読点はなく、詔勅に正式に濁点・句読点の使用されたのは、全く今回が最初である。従来やゝもすれば一般に硬くむつかしいと思はれてゐた詔勅文に、親しみと接近感を与える効果は大きいと思はれる。また、詔勅文は元来、法文の軌範となるものであるから近く改正を予想される憲法も、今後制定せらるべき法律も、おそらくその文章には濁点・句読点が使用されるに至るであらう。

とある。Bに濁点、句読点が付されたのは、このような詔書の変化が影響を与えたものと思われる。なお、戦前の法律文には句点は付されていなかったが、必要最小限の読点は用いられている。

3 口語化された理由とその経緯

憲法が口語化された理由について、前出の『日本国憲法誕生記』では、

このあいだに、要綱の条文化の作業がはじまったわけであるが、それについて、法制局の若い連中のあい

だから、せっかくの機会だからこの際口語体にしたらどうかという意見が出て来た。後に新聞などで憲法人男などといわれたわれわれの憲法グループの一人、渡辺佳英君あたりがその急先ぼうではなかったかと思う。しかし、なにしろ法文を平がな口語体にするということは、法令形式の上では革命的な企てであり、それだけに相当の決断を必要とすることであったが、これには入江さんもわたしも賛成し、また松本大臣も賛成された。ちょうど、そういうときに安藤正次とか山本有三とか横田喜三郎とかいうような国語改善の団体の有力者たちから、内閣に対して新憲法の口語化についての進言があり、これが大きな推進力にもなった。また、実際山本氏には、口語化のモデルを作ってもらうというような援助も受けたのであった。

この口語化の企てについては、新憲法の内容に即応して、その形式の上でもそれを民主化しようということがおもな動機であったことはいうまでもないが、その決断を助けた一つの要因として、草案の翻訳臭を少しでも消したいという気持のあったことも無視できないように思う。

前出の、松本博士が自由党憲法調査会でなされた談話のなかに「わたしの考えたのは、いかにも翻訳だ。どうやっても翻訳ということは明らかである。これは前の憲法のような漢文体のようなもので書こうとしてもできないし、またいかにもすぐわない。そこで寧ろ翻訳であることを隠すためには、口語体でやった方がかえっていいようだ、その方がよくないですかということを開議の際に言ったと思うのですが、憲法については相当反対もあったのですが、意外にも口語体にするについてはみな賛成で採用されました。」ということが出ているが、これなどはその一面の消息を物語るものである。ただ、翻訳といっても、その実質は、前に述べた経過が示すように、決して草案そのものの翻訳ではないけれども、すべての交渉が英語で行われ、向うとの関係では英文で書いた条文が主としてものをいうわけであったから、草案もそれに合う形

でなければならないという暗黙の制約があったわけである。その意味で翻訳臭はどうしても免れ得なかったといえよう。

と述べている。引用文中の「入江さん」とは、当時の内閣法制局長官（昭和二年三月一九日に法制局長から昇格）であり、入江の昇格に伴い著者である佐藤が法制局第一部長から法制局次長となった。山本有三は「入江俊郎法制局長官の委託で、前文、一条から九条までの試案を作成した。」（国語学会編『国語学大辞典』「山本有三」の項、昭和五五）が、この時、山本が作成した試案は、佐藤達夫「日本国憲法成立史」14（「ジュリスト」、昭和三〇・二二・一五）に収録されている。また、同論文には、「法制局保管の資料には、『憲法改正草案要綱』という標記で、上欄に政府発表の要綱の前文を「原案」として掲げ、その下欄に「改正案」として、口語化案を掲げた謄写版プリントがあるがこれは、おそらく文部省国語課で作られた試案であったと思う。その「改正案」の部分は次のとおりである（なお、印刷不鮮明のため私が推測を加えて判読した部分は傍線で示した）。という記述があり、「改正案」の引用に続けて「かくして、平がな・口語体による起草が進められたが、これについては、文法、用字その他の点について釘本久春氏・松田武夫氏など文部省国語課の人たちの検討を受けるなどの協力を得たが、いろいろの事情で、必ずしも、文部省の意見のすべてが採り入れられる結果とはならなかった。」と述べている。昭和二一年四月二五日現在の国語審議会名簿には、国語審議会幹事（文部事務官）として、釘本及び松田の名前が見える。細かいことを言えば、昭和二〇年七月にいったん国語課は廃止されており、憲法改正草案が発表された昭和二一年四月一七日当時、国語審議会に関することは、文部省教科書局調査課国語調査室が所管していた。国語課が再び設置されるのは、昭和二二年四月一日であり、その時の国語課長が釘本である。

ここで前掲引用文に話を戻すと、文中の「渡辺佳英君」とは、当時の法制局参事官であり、この渡辺につい

て、西修『ドキュメント日本国憲法』（三修社、昭和六二）では、

彼はかねてから、ひらがな口語体論者であった。そして、要綱発表から二、三日後、NHKで宮内参事の「憲法は文語体でなければいけない」との放送を聞いて疑問を抱いた。宮内参事官の論拠は、口語体はうつろいやすく、憲法のような不磨の大典はできるかぎり寿命の長い文体で書かなければならないとか、英語でも法律用語は口語体で書かれておらず、また法律上正確な用語にするには文語体にかぎるとかいうものであった。それ自身は理路整然としているが、現下の状況は、何かより新しい風潮を求めているのではないか、内容は大幅にGHQに譲歩せざるを得なかったけれども、形式の上ではイニシアティブを取れるのではないか、憲法は新聞のように誰にでも読める記述でなければならないのではないか、議会の審議を通じて口語体採用論が強くなってくるに違いないと思い、渡辺は、一晩考えた末、翌朝登庁すると、早速、このことを入江長官に提案してみた。入江長官は、やや戸惑ったようであるが、まもなく賛成し、その後、憲法草案のひらがな口語化の実現に向けて努力を傾けた。…中略…渡辺が入江長官の承認を得て、個人の立場で山本有三を訪れたのが三月二一日のことであった。

と述べる。憲法草案要綱の発表が三月六日であるから、渡辺が入江長官（その時点では法制局次長）に提案したのは三月一〇日ごろということになる。さらに、三月二一日には入江の承認を得て渡辺が山本を訪ねていることから、三月中旬には法制局は口語化の方向を固めていたと思われる。一方、松本大臣は三月二六日に「国民の国語運動連盟」の代表者六名（安藤正次、小野俊一、松坂忠則、三宅正太郎、山本有三、横田喜三郎）と首相官邸で会談した時にも口語化には反対であった。西は前掲書の中で、この会談について、

このときの様子を横田喜三郎（東大教授、国際法学者、のちに最高裁長官）が『パリの奇跡』の中に残し

ている。それによると、松本大臣は、法律の条文をひらがな口語体で書くことは余りに急な変革であるし、口語体そのものにはいろいろと難点もあるから、にわかには賛成しがたいというものであった。これに対し、国語学者の安藤正次（台北大学総長、東洋大学長などを歴任）、また名古屋控訴院部長時代、刑事事件につき口語体の判決を書いていた三宅正太郎（大審院判事、貴族院議員などを歴任）が反論、特に山本有三が熱っぽく自論を展開した。

松本大臣は、このとき色よい返事をしなかったが、やがて賛成に回った。その最大の理由は、ひらがな口語体にする事によって、少しでも翻訳調が薄れると思ったからである。

と記述している。閣議で、憲法改正草案の口語化が了解されたのは四月二日であり、この閣議において松本大臣が「そこで寧ろ翻訳であることを隠すためには、口語体でやった方がかえっていいようだ、その方がよくないです（前掲佐藤引用文）」と発言していることからすれば、松本大臣が口語化賛成に転じたのは「国民の国語運動連盟」の代表者たちと会談した直後であったと考えられる。入江長官以下、法制局の内部が既に口語化の方向で固まっていたことも、松本大臣の翻意に大きな影響を与えたであろうことは想像に難くない。

以上のような経緯で口語体の憲法が誕生することになるのであるが、最後に『日本国憲法誕生記』で佐藤が、しかし、口語化については司令部当局は、ずいぶん懐疑的だった。ある折衝のついでに、口語体で起草したいと思っていると述べたところ、口語体とは何か、ということ根ほり葉ほりきかれてその説明に苦勞したことを覚えている。先方は、口語化にかこつけて、いったん話合いのついた条文の実体を変えるのではないか、ということ疑っているようであった。

こういう経験からいって、なんとも腑に落ちないのは、例の民生局の報告『日本政治の再編成』のなかの

記事である。それには、「明治憲法に用いられた言葉は、古風で誇張的でかつ非弾力的であり、普通一般人は、読むこともできず、ましてや理解することはできなかった。憲法に俗語を用いることは、不可能ではないとしても、威厳が害われると考えられた。」といい、それはよいとして、その注として「議論の始めの頃は、全部口語体で書こうという企があつたが、日本人は、それは不可能であると強く反対した。彼らの反対は、もともと民生局案の平易で読み易い日本語の草案が、ごくはじめのある会談のあとに残された文書中から見出された時、全く無力になった。」ということが書いてあり、話がまったく逆になっているのである。

と述べていることを紹介しておきたい。

二 国立国語研究所の設置

我が国の国語国字問題を解決するために、専門の調査研究機関が必要であるという主張は、明治以来の先覚者によって繰り返し唱えられてきたが、なかなか実現には至らなかった。そのような状況の中で、国立国語研究所の設置に直接つながる動きとして、大きな意味を持ったのが、昭和二十一年九月一七日に開催された第一回国語審議会総会における建議であつた。第一一回というのは昭和九年に国語審議会が設置されて以来の通算回数であるので、戦後に限れば、第四回ということになる。この総会において、「かなづかい主査委員会」（安藤正次委員長）から提出された「現代かなづかい」案が賛成多数で可決され、文部大臣に答申されることとなった。この議決の後で、委員の一人である山本有三から「国語研究の国家機関をつくることを文部省に建議したい。」という提案

があり、「大規模の国語研究機関設置の希望」を「現代かなづかい」の議決答申に伴う附帯決議として、国語審議会から文部大臣に建議することが決められた。具体的には、

国語審議会は、国語国字問題の重要性にかんがみ、大規模の基礎的調査機関を設けて、その根本的解決をはかれんことを望む。

というものである。この建議の一月ほど前、八月二七日に「国民の国語運動連盟」が公表した「国語国字問題ノ解決案」の中でも、国語研究所の設立が要望されており、同連盟の中心にいた山本は、この要望を実現するための第一歩としてこの建議を位置付けていた。文部大臣への建議を契機に、設立に向けた動きが本格化する。

国語審議会建議から、五か月後の昭和二十二年二月一九日の第九二回議會（最後の貴族院においては、田中館愛橘の質問に対して、文部大臣田中耕太郎は国語国字問題の常設的調査機関を設ける必要がある旨の答弁をしている。さらに、そのおよそ五か月後の八月一日には「国字国語問題の解決についての請願」が衆参両議院に提出された。請願の提出者は「安藤正次（国民の国語運動連盟委員長、石井満（日本出版協会会長、安倍能成（国語審議会会長、野沢隆一（日本印刷組合理事長、伊藤正徳（日本新聞協会理事長、古垣鉄郎（日本放送協会専務）」の六名であつた。請願（原文は旧字体）の中では、「五、根本策はまだ立てられていない」として、

政府は、文部大臣の諮問機関として、国語審議会を置き、その答申にもとづいて先般「当用漢字」および「現代かなづかい」を制定した。しかしこれらは、さしあたり実行することのできる程度を示したにとどまり、しかもその拘束力は単に政府部内に限られている。

この問題を、すみやかに、かつ根本的に解決することは、文化政策、産業復興の基礎条件である点にかんがみ、国家は、ただちに、学問的権威と実行上の強力な権限をもつ機関を設けるなど、適切な措置をとられ

たい。

と述べている。この請願を受けて両議院とも検討に入ったが、同年八月二六日の参議院の文化委員会において、文部政務次官永江一夫は次のような答弁をしており、この時点で、既に文部省の準備がかなり進んでいたことがうかがえる（『国会議事録検索システム』から引用。字体は一部常用漢字字体に変えてある）。

国字国語の問題の根本的解決を早急に計るためには、どうしても基礎的な調査研究を行うような研究所を設ける必要があるという只今のお説につきましても、私共全く同感でありまして、文部省といたしましては、昨年国語審議会が調査審議の上答申いたしました当用漢字表並びに現代仮名遣いを、教育上並びに官庁事務において使用することに決定いたしました。これは将来における解決の緒口を開いたものでございます。文部省におきましては、以上のような暫定的な国字国語の整理統一の案を立てると共に、これが根本的な解決を図りますために、国民の国字国語使用の実態、現代語の実態並びに国語の歴史的発展に関する調査研究を行い得る研究所の設置を図りたいと思います。そのためには、明年度の予算といたしまして約四百万円を計上してこれを要求する予定であります。この研究所の設置が実現いたしましたならば、基礎的な調査研究を行うと共に、国字決定審議委員会のごときものを設けまして、広く学会の協力を求め、国字並びに国語の初期^{〔初期〕}体系の決定のために基礎案を得るように努めたいと思っております。（以下略）

この請願は同年の十一月二六日に参議院、十二月九日に衆議院、それぞれの本会議において採択され、文部省は次年度予算に一〇三七万円を計上した。

昭和三年四月二日の閣議において、請願の趣旨に沿って、その実現に極力努めることが決定されると、文部省では、同年六月に国立国語研究所創設準備委員会、二か月後の八月には同創設委員会を開いて、国立国語研究

所の性格及び国立国語研究所設置法案を審議した。創設委員会には次の一八名が名を連ねた。

安藤正次（国語審議会会長）、伊藤正徳（日本新聞協合理事長）、海後宗臣（東京大学教授）、金田一京助（日本言語学会会長）、倉石武四郎（京都大学教授）、颯田琴次（東京大学附属医学専門部長）、沢登哲一（東京都立第五高等学校長）、高木貞二（東京大学教授）、土居光知（東北大学名誉教授）、土岐善麿（ローマ字運動本部委員長）、時枝誠記（東京大学教授）、中島健蔵（東京大学講師）、西尾実（東京女子大学教授）、服部四郎（東京大学助教授）、古垣鉄郎（日本放送協会専務理事）、松坂忠則（カナモジカイ理事長）、柳田国男（民俗学会会長）、山崎匡輔（教育刷新委員会副委員長）

国立国語研究所設置法案は、創設委員会の審議を経たものを原案として、GHQをはじめ関係各方面との折衝の末、昭和三年十一月三日の閣議決定を経て、国会に提出された。法案提出に際して、文部大臣下条康麿の行った提案理由説明は、

わが国における国語国字の現状を顧みますときに、国語国字の改良の問題は教育上のみならず、国民生活全般の向上に、きわめて大きな影響を与えるものでありまして、その解決は、祖国再建の基本的条件であると申しても過言ではありません。

しかしながら、その根本的な解決をはかるためには、国語および国民の言語生活の全般にわたり、科学的総合的な調査研究を行う大規模な研究機関を設けることが、絶対に必要なのであります。

言い換えますならば、国語国字のような国家国民に最も関係の深い重大な問題に対する根本的な解決策をうち立てますためには、このような研究機関によって作成される科学的な調査研究の成果に基づかなければならないと存じます。

国家的な国語研究機関の設置は、実に、明治以来先覚者によって提唱されてきた懸案であります。また、

終戦後においては、第一回国会において、衆議院および参議院が、国語研究機関の設置に関する請願を採択し、議決されましたのははじめ、国語審議会からの建議ならびに米国教育使節団の勧告等、その設置については、各方面から一段と強く要望されるに至りました。

政府におきましても、その設置について久しい間種々研究を重ねてきたのですが、実現をすることなくして今日に至ったのであります。しかるに、このたび、国会におきまして請願が採択され、世論の支持のもとに、急速にその準備が進められることになりました。

さて、この法案を立案するに当たりましては、その基本的な事項につきましては、国立国語研究所創設委員会を設けて学界その他関係各界の権威者の意見を十分とり入れるようにいたしました。

次に、この法案の骨子について申し述べます。

第一に、国立国語研究所は、国語および国民の言語生活について、科学的な調査研究を行う機関であり、その調査研究に当たっては科学的方法により、研究所が自主的に行うよう定めてあります。

第二に、この研究所の事業は、国民の言語生活全般については広範な調査研究を行い、国語政策の立案、国民の言語生活上のための基礎資料を提供することといたしてあります。

第三には、この研究所の運営については、評議員会を設けて、その研究が教育界、学界その他社会各方面から孤立することを防ぐとともに、研究所の健全にして民主的な運営をはかるようにいたします。

この研究所が設置され、調査研究が進められてまいりますならば、わが国文化の進展に資するところは、はなはだ大きいと存じます。(以下略)

というものである。国立国語研究所の設立に寄せる期待の大きさが十分に伝わってくる説明である。昭和二三年

十一月二十六日、法案は可決成立した。同年十二月二〇日、国立国語研究所設置法は、法律第二五四号として公布施行され、国立国語研究所が正式に設置された。この日、文部次官井手成三が所長事務取扱となり、明けて昭和二十四年一月三十一日には西尾実が所長に就任した。同年二月四日には、所長となった西尾を除き創設委員であった安藤正次外一六名が評議員に依嘱された。こうして多くの人々の努力が実り、長年の夢が実現したわけである。既に述べたように、国語審議会で建議を提案した山本有三は、国立国語研究所の設立に最も力を尽くした人物の一人であるが、後年、「書齋訪問 7 山本有三 国語研究所設立までの歩み」(『言語生活』第二十六号所収、昭和四四・九五というインタビュー記事の中で、自分が参議院議員に立候補した経緯について、

この国語研究所を建てるといふ時には、満場一致の賛成だった(昭和二年九月二二日の第一一回総会「現代かなづかい」議決答申、付帯決議 大規模の国語研究機関設置の希望)。しかし、国語審議会が満場一致で可決したらこれを政府で取り上げてやってくれるかっていうと、こりゃもう全く別問題ですからね。なんとか国語研究所つものをつっさい国家の機関として本当に基礎的にやっていく道を立てなきゃならんじゃないかと、いうことになってきたわけです。いろんな人から、それから新聞の連中もだいたいぶやれて言っていましたね。ぼくのうちは何度か立候補するかしないかっていうような話も出たけども、なにしろこっちは今までそんなことやったことがないんですからね。めどは一つもたつてないんですから、どこに票があるんだか全然わからない。…中略…とにかく三年間居りゃあできるだろうから、三年議員でも何でもいいから、なつてくれないか、またみんなも働くし、やるべきだというんで、一度やめたのをね、やることになつて、始まったんですがね。出たら不思議なことにとどういうわけだか、わりに多く票が集まって出られたんですからね。参議院に出ることになった。出た時に、ぼくはもちろん国語研究所こしらえることが主要でし

た。

と述べている。文中の「一度やめた」というのは、一度は立候補を断念したことを指しているが、国語研究所の設立に、参議院議員山本有三の存在は極めて大きな意味を持っていた。「国語研究所こしらえることが主要」だったと語る山本がいなければ、間違いなく国語研究所の誕生は大きく遅れたはずである。

さらに、国立国語研究所設置法の第一条第二項は「研究所は、文部大臣の所轄とする。文部大臣は、人事及び予算に関する事項に係るものを除くほか研究所の監督をしてはならない。」というものであるが、この第一条第二項が設置法に入った経緯について、山本は同インタビュー記事で、

けどもわれわれの意志が実によく出ているのは、第一条の第二項に、この研究所は文部省の管轄になるが、人員とか予算とかお金の面については文部省のお世話になるが、研究の内容には文部大臣といえどもタッチしなきゃならないことが法律案の中にある（国立国語研究所設置法）。これはばくらのほうがつけた条件だ。こういう法律では、ほかにもう一つか二つありましようが、あんまりないんです。…中略…研究をどこまでも主にして、国語研究所が研究するんだから、どこまでもサイエンティフィックに、一方にかたよるようなことをしないで、やってもらう。それには大臣が口を出しちゃだめだ。今の研究はいかんから、あれやめて、こういう研究しろっていうような命令が出せないようにした。

と語っている。国語研究所に寄せる、山本の熱き思いが強く伝わってくる逸話である。

第四節 ローマ字問題と読み書き能力調査

一 米国対日教育使節団とローマ字問題

1 教育使節団来日までの経緯

昭和二〇年八月一五日、昭和天皇の玉音放送で太平洋戦争は終戦を迎えた。連合国軍占領下における日本の政策は、モスクワ協定による極東委員会（在ワシントン）とその下部組織である対日理事会（在東京）で決定するとされた。占領の基本方針は、「ポツダム宣言」と「降伏後ニ於ケル米國ノ初期ノ対日方針」で示されたが、実質的に米国による占領であり、その政策は同年一〇月二日に設置された連合国軍総司令部（GHQ）で決定されたのである。

昭和二〇年一〇月一日、連合国軍総司令部最高司令官ダグラス・マッカーサーの「五大改革指令」が幣原内閣へ発せられた。けれども教育の方針を示す指令は、約一か月後の十一月三日に出された「日本占領及び管理のための連合国軍最高司令官に対する降伏後における初期の基本的指令」が最初である。相前後して、マッカーサーは日本政府に対し、同年一〇月二日から翌二十一年一月九日までに、具体的な五つの指令を発した。その後も指令は発せられたが、すべてはこの指令が基本となった。一番目から四番目までがいわゆる「四大教育指令」と呼ばれるもので、日本の超国家主義的、軍国主義的な教育の一掃を求めたものであった。そして、最後の五番目の「日本教育家ノ委員会ニ関スル件」は米国対日教育使節団（以下、米国教育使節団、あるいは使節団と略称す）の「日本教育家ノ委員会ニ関スル件」は米国対日教育使節団（以下、米国教育使節団、あるいは使節団と略称す）

る。)の招聘を實際に発表した指令である。

教育使節団の構想から人選に至るまで大きな役割を果たしたのは、特別参謀本部の一つとして設けられた民間情報教育局 (Civil Information and Education Section。以下、CIEと略称する。) 教育課であった。占領初期にその中心となった人物が、当時三二歳のR・K・ホール少佐 (教育学博士である。CIEは、来日する第一次使節団 (原文に第一次の文言はないが二度派遣のため便宜上。) に四つの委員会を設けるとともに、CIE教育課にも使節団の各委員会に対応した委員会を四つ設けた。同教育課は昭和二十一年一月九日に、総司令部を通じて日本政府に、「教育使節団ニ協力スベキ極メテ堪能ナル日本教育家ノ委員会」の設置を命じ、日本側教育家委員会 (昭和二十二年八月に教育刷新委員会、昭和二十四年六月に教育刷新審議会と改称され、内閣直属になった。) を設置させた。

2 教育使節団とローマ字採用勧告

ホールが中心となって作成した「教育使節団計画書」に、CIE局長のK・R・ダイクが署名したのは昭和二十一年一月一〇日であった。この計画書の段階で、使節団に設ける四委員会の一つ「日本人の再教育における心理」において「国語改革」を扱うことが既に決まっていた。ホールがダイク局長から国語改革担当官に任命されたのは同月一二日である。したがって、ホールは任命される前から、日本の国語改革について構想を抱いていたことがうかがい知れる。

昭和二十二年三月五日と六日に分かれて来日した第一次教育使節団は、民主国家建設に向けて「日本の教育に関する諸問題につき、総司令部ならびに日本の教育者に助言を与えかつ協議する」ことを目的として、マッカーサー元帥が米国陸軍省に派遣を要請したものである。陸軍省は、この要請を受けて、使節団団員の最終的な人選

を国務省に依頼した。

使節団は、第一次 (二七名) と第二次 (五名 (全員第一次使節団参加者。)) の二回にわたり派遣された。第二次使節団は、一九四六年に行った勧告事項の進捗状況と成果を研究するために昭和二十五年八月に来日した。両使節団とも、約一か月の滞日中に、主としてCIE教育課、日本側教育家委員会 (第二次の時は教育刷新審議会、文部省、現場の教師などと協議し、教育の實際を視察して報告書をまとめ、最高司令官に提出した)。

第一次使節団報告書が三月三〇日に提出された後、我が国ではアメリカ自由主義教育理念を中核とした思想に基づき、教育制度のみならず教育の内容・方法の改革が実施された。法制面では、学校教育法、文部省設置法、公選制の教育委員会法などが制定された。こうした改革により、六三三制、男女共学、社会科、ローマ字教育 (英語同様制度的に選択として) などが実施された。

第一次教育使節団は、「行政」の問題を最重要課題としていたが、その報告書では、全六章の中の第二章、つまり第一章「教育の目的」の次に「国語改革」を置いた。このことから、使節団が国語改革を重要視していたことがうかがわれる。

第二章「国語改革」では、「これに触れないほうが慎み深い」と述べながらも、「深い義務感という一事からのみ、国語の書き言葉の抜本的改革を勧告する」、「国語改革の問題は基本的かつ焦眉の課題」、「満足する解答が見いだされなければ、合意された多くの教育目標は達成が危ぶまれる」と述べた上で、次の六項目を勧告した。

- 一 ある形のローマ字をぜひとも一般に採用すること。
- 二 選ぶべき特殊の形のローマ字は、日本の学者、教育権威者、および政治家よりなる委員会がこれを決定すること。

- 三 その委員会は過渡期中、国語改良計画案を調整する責任を持つこと。
- 四 その委員会は新聞、定期刊行物、書籍その他の文書を通じて、学校や社会生活や国民生活にローマ字を採り入れる計画と案を立てること。

五 その委員会はまた、いっそう民主主義的な形の口語を完成する方途を講ずること。

- 六 国字が児童の学習時間を欠乏させるふだんの原因であることを考えて、委員会をすみやかに組織すべきこと。余り遅くならぬ中に、完全な報告と広範囲の計画が発表されることを望む。

〔米国教育使節団報告書 全〕文部省調査局、昭和三四・八

彼らの考えは、戦前に「国民精神の宿るところ」とみなした国語とその表記とを分けることであり、またローマ字表記は識字率を高めるので民主主義を増進でき、また当時多くの国々で自国の国語を書き表す文字として用いているから、国際理解に役立つというものであった。

「国字ローマ字採用」については、「これ以上の（改革の）好機は、今後、数世代の間めぐってこないだろう」とも述べている。ここに述べられた勧告は、「やがて漢字は全廃、音声文字の採用、ある種のローマ字の採用」というものであり、この「ある種のローマ字」とは、訓令式、標準式（ヘボン式、日本式といった日本語ローマ字つづり方のことを指している。教育使節団は、同じ音声文字でも仮名よりローマ字の方がはるかに利点が大であるとし、日本人に対して伝統的な表記である「漢字かなまじり文」の廃棄を求めるものであった。

第二次教育使節団報告書では、このローマ字化の問題は内容・位置付けとも、後退はしたが（実質全七章の中、国語改革については第六章に置いた。）、「現在の改革は、仮名や漢字文の簡易化に終わろうとしており、国語自体を真に簡易化すること、合理化することには触れないままである」、「多くの日本人は、もし、かれらが国

語を簡易な明白な純正なものにつくり直すことができないならば、漢字仮名まじりの表記の方式の改革は、なんら永続的な結果を生み出すものでないことを認めている。」と、不徹底な改革に不満を述べている。

第一次使節団同様、日本における改革の動きをくんだ表現である。本使節団勧告は次の四項を勧告した。

- 一 一つのローマ字方式が最もたやすく一般に用いられうる手段を研究すること。
- 二 小学校の正規の教育課程の中にローマ字教育を加えること。
- 三 大学程度において、ローマ字研究を行い、それによって教師がローマ字に関する問題と方法とを教師養成の課程の一部として研究する機会を与えること。

- 四 国語簡易化の第一歩として、文筆家や学者が当用漢字と現代かなづかいを採択し、使用するよう奨励すること。（『米国教育使節団報告書 全』文部省調査局、昭和三四・八）

また、第一次使節団勧告の後、昭和二二年四月より、「ある種の（単一の）ローマ字つづり」を決定することなく、選択として導入したローマ字教育については、「小学校におけるローマ字教育の必修化」を提案した。後者の勧告も「ローマ字採用」の勧めであることに変わりない。

而使節団報告書の中で、「マッカーサーの声明」を付した第一次報告書は、使節団や総司令部の想像を超えて、日本側ではバイブルのように受容されかつ服膺された。戦後教育改革の青写真となった報告書の勧告が、次々と制度化されていた中で、「唯一」実現を見なかったのがこの国字ローマ字採用であった。

3 米国教育使節団勧告に対する日本側の対応

占領開始から約二か月後の昭和二〇年一月二七日に開かれた第八回国語審議会総会において、前田文部大臣

（代理、大村次官）はあいさつの中で、「わが国においては、漢字が複雑かつ無統制に使用されているために文化の進展に大なる妨げとなっているのでありまして、文字改革の必要は特に大きいのであります。」と述べた。また、議事の中では、大村次官が、

わが国は、連合軍の進駐下にあらゆる行政が行われているが、内政上の点について、文部省としては極力自主性を保って行きたい。この点占領軍当局も同意を表して干渉をさげ不必要な指令は発しなと説明したゆえに、わが国は自主的に改むるべきことは改めてゆきたい。

（「記録」から引用）

と述べている。

第一次教育使節団は、昭和二年三月八日の華族会館における教育使節団に対する歓迎あいさつの中で、安倍文部大臣が、「国民の中にいきてゐる伝統の特異性は尊重せられねばなりません。この意味に於いてアメリカが、アメリカ的見地を以て簡単に日本に臨むことのないやうに願ひます。」と述べていたこと、また、さかのぼれば、昭和二〇年九月三日に、自治体の名称、駅や主要道路標識は「名称ノ英語ヘノ転記ハ、修正「ヘボン式」（ローマ字）ニ依ルベシ」とする最高司令部指令第二号が出されていたことを知っていたにもかかわらず、国字ローマ字採用とローマ字のつづり方は日本側「委員会」で決定することを勧告した。これらは教育使節団の主体性を意味している。米国においても軍機関や大学等では、日本式つづり方も主張され、教えられていた。

日本側教育家委員会（南原繁委員長、当時東京帝国大学総長）は、安倍大臣に「米国教育使節団に協力すべき日本側教育家委員会の報告書」を使節団の帰国後、四月九日ごろに提出している。ローマ字については、その最後の「六、国語国字問題に関する意見」の「三、ローマ字問題の処理について」で次のように述べている。

ローマ字を国民学校で学習せしめることはよろしい。しかし、国民学校の教科書の大部分を横書きとし、こ

れにローマ字をとり入れ、漸次にローマ字文を本文としようというような意見には賛成しかねる。時期尚早である。ローマ字の学習についても、画一的にこれを全国に行わしめることは困難でもあり、また不当でもある。

さらに吉田茂首相は、教育使節団帰国から約二か月後の昭和二年六月二三日の第九〇回帝国議会で、田中館愛橘の質問に答える中で、「私ト致シマシテハ只今ノ処、「ローマ字」ヲ国字ニスルト云フ方針ヲ内外ニ明示スルト云フダケノ用意ハ、端的ニ申ストナイノデアリマス」と、国字ローマ字化の意思がないことを述べた。

それにもかかわらず、日本側教育家委員会の国語改革委員であった佐野利器（ローマ字論者）は、昭和二五年一〇月一九日の国語審議会ローマ字調査分科審議会総会において、第一次教育使節団が四年前にローマ字を国字にすることを勧告したのかという問いに対して、「そうではない。「国字にすることの準備をせよと勧告した」のである。」（「国語審議会報告書」文部省、昭和二七）と答えている。

そもそも、この勧告は日本政府に提出されたものではなく、招聘したマッカーサー元帥に提出されたものであった。間接統治の下、占領軍がローマ字化の「指令」を出したという説に対しては、戦前からの振り仮名廃止論者であり、国語審議会「漢字に関する主査委員会」委員長として当用漢字の原案作成にも携わった山本有三（参議院議員）は次のように述べている。

民間情報報局にホール少佐という人がいて、ローマ字を採用しろといったことは確かです。この人は昭和二十一年一月はじめに、私の家にもやってきましたが、そのとき私は「ローマ字のことは、ポツダム宣言のなかには一行も書いていない。…中略…日本に任せてくれ」といったら、それ以上、強いことは言いませんでした。…中略…念のために、最近、終戦直後の文部大臣前田多門氏と、つぎの文部大臣・安部能成氏に

会って確かめたところ、命令など受けたことはない、きっぱり否定されました。

しかし、ホール自身は国語改革の根柢を先のポツダム宣言一〇条「日本国国民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強化ニ対スル一切ノ障礙ヲ除去スベシ」に置いていた。占領文書によると、占領軍からローマ字化「指令」が出たことは一度もない。それどころか昭和二年五月一日の早い時点で、CIEの会議でローマ字化による国語簡易化は否定され、漢字仮名交じり文の簡易化方針となっている。当時CIEのデル・レから使節団報告書のローマ字書き、憲法特別委員会において衆議院議員山田悟六から憲法のローマ字書きの提案があったが、これらは例外で影響を与えるものでなかった。そして昭和二年三月二七日に連合国の極東委員会の承認を得て発せられた米国务務省の「日本の教育制度の改正に関する政策」の中でも、教育使節団のすべての重要な勧告は含まれていたが、国語改革については一言の言及もなかったのである。

しかし、第二次使節団は、マッカーサーが第一次使節団報告書を同年四月六日（米国七日）に公表するに当たって付した「マッカーサー元帥の声明」の中で「教育原理と国語改革に関する勧告の中にはあまりにも遠大なものもあり、長期の研究と今後の計画の指針としてのみ役立ちうるに過ぎないものもある」と述べていることを知っているながら、ローマ字採用にくみした勧告を行った。

この第二次教育使節団に提出した文部省の「日本における教育改革の進展」は、全九章の中の第七章「国語改革の現状」の三「ローマ字教育の実施」で、次のように述べている。

ローマ字を第一義的な国字とすべきか否かは、にわかに決定すべきではない。しかしながら、ローマ字によつて国語を書き表わす能力を、国民一般に体得させることは、…中略…充分な教育的意義を持つことである。

二 ローマ字教育とローマ字教科書

我が国では、明治四〇年一月二三日「ローマ字を日本に於ける一般小學校生徒に課する」件が衆議院議員・根本正、松本君平によつて衆議院に建議され、本会議で賛成多数をもつて衆議院を通過したのが帝国議会における最初のローマ字採用建議であった。しかし、戦前、かなり例外的に大都市の小學校や師範學校でローマ字を教えたことはあったが、義務教育にローマ字教育が制度的に導入されることはなかった。

敗戦後の昭和二年四月六日に占領軍によつて公表された米国教育使節団報告書のローマ字採用勧告から約二か月後の六月一五日には、文部省がローマ字教育対策懇談会を設置して準備に取り掛かり、さらに同月二九日にはローマ字教育協議会を設置して、翌昭和二年二月に「ローマ字教育の指針」（昭和二五、改訂）、「国民学校におけるローマ字教育実施要綱」（国民学校は同年四月より小學校、新制中學校）をまとめた。

「ローマ字教育の指針」では、「ローマ字教育の必要と方針」の中で、「1 ローマ字の国際性」「2 能率の高さ」「3 国語の構造」「4 特質に関する正確な知識およびこれを自由に使う能力を得させる」ことを述べ、「その眼目は国語教育の徹底・充実ということに求められるべきである」とした。つまり、ローマ字教育は、当然に英語や他の外国語を授ける前提ではないと述べている。また、「教材」では、「教材の選択および配列にあつては、1 国語のローマ字による表記法を訓練する。2 標準語または標準語的な表現を用いる。3 語学的興味をおのずと持たせるように配意する。4 教材はなるべく児童の生活から生まれたものを選び、教科書に親しみをおぼえさせると共に、読解力の増進をはかる。そのためには生活童話・詩・日記・観察記録などもてき

とうであろう」と述べている。

これらは教育刷新委員会の議を経て、昭和二年四月から義務教育にローマ字教育が導入されることになった。ローマ字を教えるか否かについてはその学校の教育上の責任者が、その学校の事情を考察して決定し、原則として小学校第四学年以上の各学年で行うが、さらに下学年から行い得るような学校では、第三学年から行うことができ、授業時間数は一年を通じて四〇時間以上とした。

なお、文部省は、「ローマ字教育の指針」とともに、「ローマ字文の書き方」を刊行した。ここで取り上げられているローマ字つづりは、昭和一二年度の訓令式であるが、備考2で「次のようなつづり方も必要に応じて習わせる。」として、ヘボン式（標準式）、日本式も示している。ちなみに、ローマ字つづり字については、昭和二年六月一二日、国民の国語運動連盟（三五団体）のローマ字委員会は原案を訓令式に決定していた。しかし、戦前の訓令式に本心から納得できないでいたヘボン式、日本式双方のいわゆる原理主義者は占領後、時を置かずして自分のたちのつづり方の復活を主張し始めた。

教科書は文部省編集のものを使用することを原則とし、ローマ字教科書編集委員に委嘱された。その第一冊は昭和三年七月に刊行された。教科書検定制度は昭和三年度に実施され、翌二四年度から検定教科書を採用してよいことになった。つまり、ローマ字教育自体は昭和二年度から始まったが、文部省編集の教科書は翌二三年七月までなかったのである。

文部省教科書局長が昭和三年五月二五日に発したローマ字教科書とローマ字教育についての文書（発教八一号、八六号）によれば、ローマ字教科書は訓令式（日本式）とヘボン（標準）式の二通りのつづり方で、小学校用（含第三学年）第四・五・六学年を通じて一冊、新制中学校第一・二・三学年を通じて一冊を発行するとしていた。事

実、昭和三三年七月刊の文部省著作ローマ字教科書は、第一種訓令式、第二種ヘボン式が準備され、教科書の選択は採用者にゆだねられた。

ともあれ、教科書は著作者・発行者がともに文部省のものと、民間人著者による検定教科書「文部省検定済教科書」が発行されるようになった。検定教科書の特徴として、教科書に合わせた練習帳が出版されたことが挙げられる。検定自体は占領下では文部省の検定というより事実上はCIEの検定であった。教科書編集の基礎となる学習指導要領（英語のコース・オブ・スタディの日本語訳）もCIEの承認が必要であった。教科書は、奥付の上部には、例えば「ローマ字読本（第二種）TARÔ SAN Approved by Ministry of Education (Date July 14, 1948)」と書かれ、さらに「文部省検定済 著作者発行者 文部省 発行所 東京書籍株式会社」と記されている。

文部省著作の教科書としては、小学校用入門教科書『TARÔ SAN』（昭和三・七）、小学校用教科書『MATI』（五年生用）、小学校用教科書『KUNI』（六年生用）、そして中学校用入門教科書として『WATAKUSITATI NO MATI』（昭和三・七）、中学校用教科書『SEKAI』（昭和四・二）などが出版された。

検定教科書では、例えば『Tarô to Poti』（鬼頭礼蔵、ローマ字教育会、昭和三・九）、『Rômazi Kokugoj』（日本ローマ字会編集一・二・三、小学四年から六年生用、教育出版）、小学六年生用『Midorino Kuni no Kodomotatj』（鬼頭礼蔵、ローマ字教育会、昭和三・七、二五年にはヘボン式で出版）、中学校二年生用『SEKAI no TABI』（平井昌夫他、ローマ字教育会、昭和二四・七）、小学校ローマ字教科書『ATARASI RÔMAZI』（土岐善麿監修、東京書籍、昭和二六・六）、中学校三年生用『KIBÔ no MITI』（平井昌夫他、ローマ字教育会、昭和二四・二）などが出版された。

ところで、文部省が第二次教育使節団に提出した報告書「日本における教育改革の進展」では、昭和二二年度

からの全国の小・中学校にローマ字教育を選択導入後の状況を示しておく、当時、小学校の八四・三%、中学校の四八・一%がローマ字教育を実施していたが、ローマ字つづり字は、小学校では訓令式六二・九%、日本式九・六%、標準式二二・八%、その他四・六%、中学校では訓令式四六・四%、日本式八・八%、標準式四一・五%、その他四・三%と三式のつづり字が使用されている状態であった。

国語以外では、小学校社会科のローマ字読み物として『Watashitani no Kurasi』（ローマ字教育会、昭和二六・四）、三年生用算数ワークブック『AOZORA ni nobiru sansû 1』（Matui-Kaneyoriシリーズ本、ローマ字教育会、昭和二六・七）などが出版された。

国語審議会は、第八回総会（昭和二五・一〇・三〇）において、第二次教育使節団の勧告内容を審議事項として取り上げることを決めるとともに、その勧告に基づいて問題点を検討するための部会を設置することを決定した。この部会（ローマ字教育部会）では、ローマ字教育を一般的な立場で取り上げ、審議することとした。ローマ字教育部会の委員の人は、会長に一任され、会長から大塚明郎・千葉勉ら一二名が委員に指名された。

ローマ字教育部会は、昭和二五年一月二〇日から昭和二七年三月一七日までに一六回の部会を開催した。また、起草委員会を昭和二六年一〇月二九日、同年一二月二四日の二回開催した。ローマ字教育部会では、第二次教育使節団の四つの勧告内容の中でも、特に第二項が最も重要であることを認め、「国語科における必修科目としてローマ字を含む」ということが妥当であることを確認した。また、この時もローマ字教育は三年からの学習とした。その理由としては、次の二つを挙げている。

(一) ローマ字の学習も、文字教育の原則からいえば、第一学年から始めるべきであるが、国語教育の学習段階からいっても、教員の質と数から考えても、さしあたり第三学年から始めるのが比較的行われや

すくまた、効果が上がると考えられる。

現行制度に従い、すでに第三学年から行っている学校もあるから、この学年からならば、実施することができると思われる。

(二) 従来の経験から考えて、ひととおり、ローマ字文をすらすらと読み書きする能力を養うためには、第三学年から始め、各学年とも最低限度、年間四〇時間は必要と思われる。

しかし、いざローマ字を教えるとなると問題は山積していた。最も大きな問題は教える側にあり、「分かん書き」や文法がよく理解できていないことであった。実際、先に挙げた中学校用ローマ字教科書『SEKAI』にしても、どれくらいの教師がこの教科書を使って教えることができたか、そして生徒が学習し得たかを疑問視する向きもあった。

文部省教育研究所は、昭和二三年及び昭和二六年から三か年のローマ字教育実験学級を実施したが、これをピークにローマ字教育は下火になった。戦後三回目の学習指導要領の改定（昭和三三）で、小学校では昭和三六年度より、そして中学校では昭和三七年度より、ローマ字教育が「必修」となった。しかし、昭和二三年から三五年まで作られていたローマ字教育専用の教科書は、昭和三六年に廃止されローマ字教材は国語教科書の中に包含されることとなった。ローマ字教育は、日本の経済的成長に伴う英語重視の陰に隠れてしまったと言える。

三 ローマ字調査会・ローマ字調査審議会

ローマ字調査会（昭和三三・一〇・二二〜二四・五・三二）のつづり字部会・教育部会における審議事項は、ローマ字第四節 ローマ字問題と読み書き能力調査

調査審議会（昭和二四・六・一―二五・四・一六）に引き継がれた。委員もローマ字調査会より五人減っただけで、残りの委員は全員ローマ字調査審議会委員となった。異なるのは、ローマ字調査審議会に分かち書き部会が設けられたことである。しかし、このローマ字調査審議会も審議会の整理統合という政府方針の下、国語審議会に吸収された。（二連の結論は国語審議会の方でまとめられるため、詳しくは、第八節を参照。）

戦前の臨時ローマ字調査会委員は一人も前記のローマ字調査会や調査審議会には参加しなかった。戦後もこのように大規模な組織で調査し審議することとなったわけだが、ローマ字つづり方について言えば、五年半以上審議した結果はいずれも同じであった。

ローマ字調査会は、第一次使節団報告書の「国字ローマ字採用」勧告を受けて設置された。その理由は公正な機関を設けてローマ字に関する諸種の問題について調査・審議する必要があったからである。

昭和二年六月二九日には、ローマ字教育協議会が設置された。同協議会は同年一〇月二二日に「ローマ字教育を行ふについての意見」をまとめた。その中で「ローマ字の表記法（特に綴り方）については、…中略…さらに適當の機関を設け、学術上、教育上および實際生活上から研究をすすめる改善をはかられたきこと」と述べていた。

そこで、文部省は、昭和二年一二月にローマ字調査委員会準備会を作り、文部省が各職域団体代表者に対して「識者の御意見・御研究などを十分に考慮検討して、ローマ字による国語の書きあらわし方ならびにローマ字教育に関する調査・研究につき遺憾なきを期したい」として候補者を募り選考した。同調査委員会準備会は、昭和二年一月二九日に「本準備会は、ローマ字問題の重要性に鑑み、本問題に関する公正にして權威ある委員会を構成するための案を得ることに努めてきたが、ここに結論を得た。については本準備会の意見を基礎としてロー

マ字調査委員会が速やかに設置され、中正妥当な結論が得られるように希望する。」との決議をした。これを受けたのがローマ字調査会である。ローマ字調査会設置が政令ではなく大臣裁定になったのは、まだ政令による委員会設置の根拠となる「各省設置法」の制定・施行を見ていなかったからであるが、ローマ字の調査・審議の重要性にかんがみ、将来、根拠法規の制定をまつて、政令によるものに切り替えるとしていた。

ローマ字調査会は、昭和二年一〇月一二日に大臣裁定され、「ローマ字調査会は、文部大臣の所轄とし、ローマ字による国語の書き表し方に関する事項を調査審議する。調査会は、前項の調査審議の結果を文部大臣に報告し、及び文部大臣の諮問した事項について答申するものとする」（第一条）ことを目的に「調査会は、委員四〇人以内で組織する。特別の事項を調査審議するため、必要があるときは、臨時委員を置くことができる。」（第二条）と定められた。ローマ字調査会は、つづり方に関する主査委員会（委員長、安藤正次）と、ローマ字教育

に関する主査委員会（委員長、長沼直見）を設けた。

ローマ字調査審議会は、昭和二四年七月五日に政令（政令第二五六号）で設置された。その目的については、同政令第一条に次のように定められている。

第一条 ローマ字調査審議会は、左に掲げる事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める事項を、文部大臣及び関係各大臣に建議する。

- 1 ローマ字による国語の表記法に関する事項
- 2 ローマ字による国語教育に関する事項

ローマ字調査審議会は三つの部会を設けた。前述のごとく、つづり部会と教育部会は、それぞれローマ字調査会から引き継いだのであって、第一回から新たに発足したものではない。つまりローマ字調査会のつづり方に関

する主査委員会の第七回、ローマ字教育に関する主査委員会の第一六回までを受けて、審議継続した。分ち書き部会は遅く設置されたが、こちらの方は、時間の関係上一回も開かれなかった。

ローマ字調査会は、翌二四年六月ローマ字調査審議会となったが、この調査審議会も審議会の整理統合という政府方針の下、翌二五年四月に国語審議会に吸収され、そこではつづり方、分ち書き、ローマ字書きの三部会に分けて審議された。国語審議会のつづり方部会では「一つの方式にまとめること」で意見の一致を見たが、この歴史的課題は実現できなかった。解決は国語審議会のローマ字調査分科審議会に持ち越されることとなった。国語審議会は、昭和二八年三月一二日の最後の総会で訓令式を第一表とし、ヘボン式を第二表とすることを決議し、文部大臣に建議した。

四 日本人の読み書き能力調査

一方、CIE教育課は、日本側と協力して、日本人の「読み書き能力」、彼らの言葉でいうリテラシーの調査を実施した。CIE主体による占領以来の国語改革は、この調査結果の英文報告作成に關しての昭和二六年二月二三日の「週間報告」において、「課の現状と予想される存続期間からして、本計画の業務再開は無理である」(GHQ/SCAP Records, Box 5870/CIE (D) -05270, Weekly Report, 23 Feb. 1951) との判断で、課の計画からこの問題を外したのを最後に終了した。

米国においては、日本の漢字の難しさ、日本人の識字率について教育使節団来日前から関心があった。使節団は来日約一か月前の昭和二十一年二月にワシントンで國務省主催の準備委員会を開催したが、ここでも国語習得の

難しさは日本史家G・サンソンによって議題に挙げられた。この会議には使節団長のG・D・ストッダード、ハーバード大学言語簡易化プログラムで前記R・K・ホールと一緒に研究し、東京でホールに会い、ワシントンに呼び戻されたばかりの前陸軍省情報教育課長F・T・ス波尔ディングも出席した。ローマ字採用を含めた日本語表記改革については、相前後して、ニューヨーク・タイムズ(二九四五・一一・二三)、ニューヨーク・ヘラルド・トリビューン(二九四六・一一・九)、ニューズウィーク(二九四六・二・四)などで報道された。

占領軍で初めに国字改革の提起をしたのは、CIEのホールであった。彼は来日数年前から日本語改革に大きな関心を抱いており、来日時すでに、軍事占領下での文民統制を目的とした検閲制度の必要から公用文の片仮名のみの表記案を持っていた。

ホールは、漢字はエリートと大衆の調整弁であり、漢字の持つ特権性によって情報はコントロールされ民主主義は広がらないと見ていた。彼は、第一次教育使節団来日の一、二日前の昭和二十一年三月四日に完成させた担当者研究において次のように述べている。

日本は、九十九・六%の成人識字率を公言してきた。もしこれが本当なら、驚くべき達成率と言うべく、この点では日本は他のどの国よりも冠絶していることになる。しかし実際は、日本人の広範な「読み書き能力」という神話は、誤った「読み書き能力」の測定方法に基づいているのである。(Tramor Papers, Box 37/Reel 32, "Japanese Written Language Revision Study", first draft)

ところが教育使節団は、同年三月三十日に提出した報告書の「国語改革」の中で次のように述べている。漢字の読み書きに膨大な時間をかけた割りにはその成果は無残なものである。児童生徒が小学校を卒業して

も、……かれらは新聞やどこにでもある雑誌類のような普通のものが読めないのである。……どこの世界に、表現・伝達の手段のためにこれほど骨を折り、これほど時間を浪費している近代国家があるだろうか。

(戦後教育の原像)

また同報告書は「日本の高等教育」の中で、

学者が占める高等教育の世界と、一般の名もない幾百万の日本国民との間には、あまりにも大きいギャップがありすぎた。そのギャップは、きわめて難解きわまる国語によってさらに深刻なものになった。

(戦後教育の原像)

占領軍、教育使節団双方に対して日本式、ヘボン式両派からの働き掛けがあった。とりわけ、国際連盟知的協力委員会本部委員として活躍、ホールも昭和二十一年元旦私邸を訪問した田中館愛橘は、使節団が草案作成にとりかかるまえに使節団長、国語改革委員長G・カウンツに面談し、ローマ字化を勧めた。

使節団の国語改革について、当時駐米英国公使であった先のサンソムは次のように反論した。

私は、使節団の見解には疑問を感じるものである。…中略…戦前の日本を知っている者なら誰しも、日本の若者の読書熱には唸ったものだし、本屋に群がっていた若者達が見出し位しか読めなかったというのも、おかしな話である。…中略…敢えて言わせて貰えば日本人の識字率は、押し並べて言えば西洋諸国のそれにも引けをとるものではない。(G.B.Sansom, "Education in Japan", Pacific Affairs, Dec. 1946)

CIE教育課で、「読み書き能力調査」を担当したのはハーバード大学博士課程在籍中の人類学者J・C・ペルゼルであった。

本調査の目的は、現行表記の効率性、つまり意思疎通の手段として有用であるかを決定することにあつた。我が国には占領軍がローマ字化をねらいその合理的根拠をこの調査で立証したかったと見る向きもあるが、CIEの資料にはそれはいかえなくない。調査委員会会長名での被調査者あての案内状には「日本の教育をどう改めたいか将来の国語をどうしたいかを知るのにどうしても必要な調査であります。」と述べている。

本調査は、強力なローマ字論者・ホールが国語改革担当を部下のA・R・ドーンハイムとともにD・ニューゼント局長に解任され昭和二十一年七月に帰国してから約二年一か月後であつた。この調査には教育研修所(現、国立教育政策研究所)や文部省が協力した。CIEでは四月一四日「CIE広報」で計画を公表し、七月八日にはニューゼントは地方軍政部あてに本調査への協力を要請した。八月に入ると、新聞、ラジオなどでPRを行った。

ペルゼルは三段階の機構を考え、文部省を計画への関与から外し、教育研修所に統括させることにした。三段階とは、「読み書き能力」調査委員会(全体計画施行・要因確保訓練・結果の是認等を担当)、中央企画分析管理班員(略称、専門委員。問題作成・サンプリング・調査の施行分析・報告等を担当)、それに地方実施班(現地調査の実施、現地でのサンプリング等を担当)であつた。

教育研修所は、昭和二十二年一月一四日にペルゼルからこの計画を入手し、研修所では城戸幡太郎や石黒修(本名、修治)らが計画の検討をした。城戸は使節団に対応した日本側教育家委員会における国語改革担当の一人で、当時は研修所所長であつた。彼は昭和二十二年二月設立の東京都ローマ字教育研究会長に就任していた。石黒は前記のローマ字調査会委員であつた。二人ともローマ字論者であつた。日本側はCIEのペルゼル、V・エドミストン(シカゴ学派測定専門家)と協議、委員長・務台理作(教育研修所所長)をはじめとする委員を決定した。

調査は昭和二十二年八月八日から二六日にかけて、調査地点は全国市町村二七〇か所で行われ、被調査者は二

一、〇〇八人(内、実際の調査参加者は二六、八二四人であり、対象年齢は一五歳から六四歳までであった。テスト問題は次の内容であった。

第一問 かな(ひらがな・カタカナ)の書き取り 八題(一問一五秒)

第二問 数字(アラビア数字・漢数字)の書き取り 二題(同上)

第三問 かな(ひらがな・カタカナ)の読み 一〇題(一問一〇秒)

数字(アラビア数字・漢数字)の読み 二題(同上)

第四問 漢字の読み 一〇題(同上)

第五問 漢字の書き取り 一五題(五分)

第六問 語の意味の理解(前後関係から) 一五題(五分)

第七問 同上(同意語選択) 一五題(五分)

文(センテンス)・節(パラグラフ)の理解 一三題(一五分)

以上、全九〇題、所要時間五〇分

調査結果は、日本側では昭和二四年七月一六日に公表され、報告書の刊行は昭和二六年四月であった。CIE側での英文の完全な報告書は、昭和二四年七月の担当者ベルゼルの帰国、ニューゼントラのテストの解釈内容への反対などで総司令部として公には発表されなかったが、昭和二五年九月に「日本における「読み書き能力」調査 暫定的概要」を作成、来日中であった第二次教育使節団に提出され、報告書への参考となった。この調査結果はCIE側にとっては、日本人の識字率の高さを認め、抜本的な日本語改革の必要性を認めさせないものであったが、日本側報告書はこれとは対照的に、日本人の「読み書き能力」を低くとらえていたのが特徴である。

次に国立教育研究所『所報』第一号(昭和二五・八)に所収の「国民の読み書き能力調査」によって、テスト結果を見ていくことにする。

全国平均は七八・三%の高得点で、地区別の差は僅少だが東北が一番低く、郡部より市部がわずかに高得点である。得点分布を見れば、九〇点満点中、八〇点以上を国民の半数が占め、七〇点以上が七割、六〇点以上となると国民の八割に達した。性別で見ると、女性より男性が高得点で、年齢層では五四歳以上の女性の得点は男性の半分近くの得点である。学歴別では、教育年限と高得点の相関関係は明らかであるが、とりわけ「小学中退」は四〇%弱、「教育年限なし」は約一〇%と極端に低い。問題別では、第五問の「漢字の書き取り」が最も得点が低い。

報告によれば、本調査で仮名の読み書きさえできない者≡完全文盲、仮名の読み書きはできるが漢字を一字も読めない者≡不完全文盲と定義すれば、不完全文盲(完全文盲を含む)の全国平均は二・一%である。これを地域で見ると関東地域一・七%、東北地区三・七%で、東北地区は関東地区の二倍の不完全文盲である。完全文盲の全国平均は一・七%である。仮名一字も読めない完全文盲となると、仮名自体が易しいために、地域の差、年齢層の差は小さい。全国平均で青年層を見ると、一五歳から一九歳までの年齢層〇・二%、二〇歳から二四歳までの青年層〇・二%と非常に低い。

前述のとおり、日本側は調査結果を厳しく認識している。日本側の『日本人の読み書き能力』(東京大学出版部、昭和二六・四)で見てもよい。

まず「テスト」の性質について、次のように述べている。

この調査は「社会生活を正常に営むのにどうしても必要な度合および型の文字言語を使う能力」を測定す

るのが目的である。いいかえれば、この調査に使われたテスト問題は、「望ましい最低の能力」を持っていればできるものである。

したがって、literacyを持っている、つまり、literate（リテレート）であるといえるためには、いわゆる「満点」をとることが要求される。「全国平均が一〇〇点満点にして七八点である」というと、多くの人が不用意に「かなりよくできる」と判断しがちである。これは極めて危険な判断で、むしろ間違いといえる。

（中略）

もし、テスト資料として、現代におこなわれているあらゆる文字言語資料を、やさしさ・むずかしさに関してもっといい sample であるように構成するならば、得点七八（一〇〇点満点）は「かなりいい成績」ということができよう。しかし、われわれのテスト資料はこのように構成されていない。literacy の定義は、以上のこととは無関係なのである。

つまり日本側報告書では、満点を取っていないければ「読み書き能力」があるとはみなされないのである。よって、この調査で満点（literacy の限界）を取った者は四・四％で、これに不注意による誤りを含めても、全国平均では、「読み書き能力」を持っている者は六・二％しかないとしている。

ここでの問題は、何といても literacy の定義である。「調査に対する反省」の最初の項目1がこの指摘であり、「literacy の概念について、はじめによく検討し、委員の間でよく理解し合っておくことが必要であった。」と述べている。

本調査結論の「提案」の中では、「考えてみるに、「望ましい限界の能力」を持つ者をもっとふやすためにはつ

ぎのふたつの方法しか残されていない」として「1 国語教育の技術を改めるか。」「2 文字言語そのものを改めるか。」を挙げている。1については、「漢字はもっぱら読むものにして書くものとしては使わない。…中略…これは空理としか考えられない」「書き取りの力の養成のためのいい方法の発見は、…中略…非常に困難な問題である」としている。そして2については、次のように述べている。

それには、新しい文字（カナモジまたはローマ字）を国字として採用しないかぎり、当用漢字をもっと合理的に決定し、または、漢字の用法を合理化すべきであろう。しかし、この方法が本当にいい方法であるか、すなわち、国民の読み書き能力をあげるための効果ある方法であるかどうかは、別に計画したテストで検討しなければならない、ここではただ、この方法が一つの大きい可能性を持っているというにとどめる。

これらは表記合理化の思想で、抜本的対策は文字改革に頼らざる得ないとするものである。中央企画分析管理班員で専門員委員長であった石黒修は、報告書同様に九三・八％が「読み書き能力」がないとした上で、次のように述べている。

この調査によって日本において文盲率の低いこと…中略…が証明されたが、国語国字問題において指摘されているように文字言語を改革する必要のあることも実証された。（『社会と学校』昭和二六・三、第五巻三号に所収）

日本人の読み書き能力調査の結果が示すところによれば文盲率は低いが、日本人は不十分というより、むしろめな言語生活、ことばや文字の読み書きをしている。…文字についていえば三種類（ひらがな・カタカナ・漢字）というゼイタクなものを使っている国は世界にない。…ことばや文字は社会国家の、大衆の共有物である。それは人民の、人民のためのことばや文字でなければならない。

〔国文学解釈と鑑賞〕昭和二六・五、第一六巻五号に所収

専門員であった柴田武は新進気鋭の言語学者でローマ字同志会の結成者の一人であった。彼は教育使節団報告書公表前の三月一〇日付けで「大学新聞」(四月二二日号)に、漢字仮名交じり文に愛着を残しながらも、それとローマ字文を並び行い、「解決は両者の生存競争にゆだねてもいい」として次のように述べていた。

さきに結論を述べよう。けつきよくローマ字にならざるを得まい。国字、国語の多くの問題はローマ字によつてすべて解決し、そして今こそ願つてもない、時期と思ふ。…中略…将来の国字はローマ字以外にないのである。ローマ字に反対できる絶対的な理由をみつけることは不可能である。…中略…国字はけつきよくローマ字にゆきつくよりほかにない。思ひきて切札を出すべきである。

同氏は世界のローマ字採用にも触れ、「漢字は阿片のやうなもの」と書いているが、進歩的言語学者の忌憚なんのない見解であった。

付言しておけば、柴田を紹介した「読み書き能力」調査会委員の服部四郎もローマ字論者で文字改革推進派であった。石黒と柴田らが編集出版委員を努めた『日本人の読み書き能力』の索引はすべてローマ字引き(訓令式)である。

当時既に帰国していたベルゼルは、戦後教育史研究者の勝岡寛次の質問に対する返書(一九八六・二・一九)の中で私は日本側報告書が占領軍ではなく、日本人の報告書となるよう、自分の示唆は最小限に止めたつもりです。メッセージ(執筆者注、『読み書き能力調査』の)をローマ字で書くことにも反対しませんでした。それは彼らの誰かが(誰かは覚えていませんが)要求してきたことですから。と述べている。

CIEでのこの「読み書き能力」調査の解釈については、日本人の識字率の高さを示したとする見方が圧倒的であった。ベルゼルがローマ字論者であったのは事実であるが、彼は、むしろ「実際テストの結果は、現行表記法による識字率が非常に高いことを示しており」と識字率の高さを認めていた。占領文書は抜本的な日本語改革の必要性を認めなかった。当時CIEの教育課長補佐で滞日していたJ・C・トレイナーが一九八三年に出版した回顧録の中でも「読み書き能力の高さの証左」と述べている。

敗戦後の中学校の進学率は一五%強であったところであるが、儒教教育風土の中、日本の読み書き能力は諸外国と比べ、決して低くはなかったのである。

第五節 改組国語審議会の出発

一 官制から政令による国語審議会への改組の経緯

昭和九年一二月二二日付け、勅令第三三一号により発足した官制の国語審議会は、太平洋戦争後もそのまま継続された。

昭和二十四年五月三一日付け、法律第一四六号、「文部省設置法」中に、

第二四条 第一三条に掲げるもののほか、本省に左表の上欄に掲げる機関を置き、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

国語審議会 国語に関する事項を調査審議すること。

とある。加えて、附則2に次のように記されている。

附則2 左の勅令及び政令は、廃止する。(執筆者注 以下、但し書きは省略する。)

国語審議会官制(昭和九年勅令第三三一号)

以後、国語審議会は、法律・政令に基づくこととなる。

まず、国語審議会の設置に関しては、昭和二十四年七月五日に公布された「国語審議会令」(政令第二五三号)と「ローマ字調査審議会令」(政令第二五六号)とがある。前者はその第一条中に、

一 国語の改善に関する事項

二 国語の教育の振興に関する事項

とあり、これらを調査審議し建議するとあり、後者はその第一条中に、

一 ローマ字による国語の表記法に関する事項

二 ローマ字による国語教育に関する事項

とあり、これらを調査審議し、建議するとある。

翌昭和二十五年、右に挙げた両審議会を統合し、改めて四月一七日付をもって「国語審議会令」(政令第八五号)が公布された。その第一条は、次のとおりである。

第一条 国語審議会(以下「審議会」という。)は、左に掲げる事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める事項を文部大臣及び関係各大臣に建議する。

一 国語の改善に関する事項

二 国語の教育の振興に関する事項

三 ローマ字に関する事項

この政令をもって国語審議会が管掌し、調査審議すべき事項が確定した。また、委員の任期は「三年」としていたものを翌昭和二十六年五月八日、政令一三五号をもって一部改正し「二年」と改めている。これをもって任期も確定した。(なお、昭和二十八年八月八日、政令第三三八号により一部、文字の改正(付↓附)があった。)

このように、「文部省設置法」(昭和二十四、法律第一四六号)第二十四条第二項の規定に基づく政令の制定にのっとりた国語審議会の改組が確定した。これは、第一条に記す事項を調査審議し、建議する機関である。

なお、これは昭和三十七年四月二七日、政令一六八号をもって改正されるまで続く。

二 改組された国語審議会の審議内容等

政令による国語審議会の具体的な状況については『国語審議会報告書』(文部省、昭和二七)に記録されている。以下、本書による。

昭和二十四年一月、第一回総会の席における文部大臣あいさつ中に「このたび国語審議会が改組されて、その組織・運営が民主的になり、その機能が強力になりましたことは、まことに喜びにたえないところであります。」と述べている。また、委員選出方法に関しては「このたびの改組にあたり、各方面からの推薦にもとづいて、委員をお願いいたしました。」と述べている。続く文部省調査普及局長のあいさつ中に「(前略)推薦母体の各団体に委員候補者の推薦をお願いいたしましたところ、一二の団体から一二名の推薦がありました。これにもとづいて、小委員会では、文部大臣に推薦すべき委員候補者四八名を選定しました。(以下略)」などと述べて

いる。そして、会議の席で会長の互選などが行われた上で、審議に入っている。

本書冒頭の会長土岐善磨の署名による「はしがき」にこの期の審議内容等が記されている。まず「改組後の新しい国語審議会は、多年にわたる国語問題の現実即して、今後の方針を定め、その処理を考えるために、まず「国語問題要領」を白書としてまとめた。それに従って、各種の部会をつくり、それぞれ慎重な研究協議を重ね、その結果を総会に報告し、国語政策の上に実施すべきものを推進し、」と述べている。こうした審議の方法も、民主化の表れである。続いて次のようにまとめている。

この二年半にわたる間において、部会を開くこと一二〇数回に及び、総会を合わせると、平均毎週一回以上の会合を催したことになる。総会に報告された諸事項のうち、政令の定めるところによって政府の諸機関に対し、建議を行ったものは、人名漢字の処理、公用文の整理、法令用語の改正、および敬語のあり方などについてである。なお、話しことばのほか、国語表記の方法としての漢字の問題、およびローマ字に関する諸案件については、建議とするまでに至らなかったが、しかしこれらもまた、ある程度までは一応の方向を決めることができた。さらに国語教育の振興に関する事項と合わせて第2期の審議が期待されるわけである。

とある。

この期の国語審議会の組織編成は、国語白書作成・漢字・話しことば・敬語・公用文法律用語の五部会である。そして、昭和二五年四月からはローマ字調査審議会との合併による国語審議会となり、国語審議会の中にローマ字調査分科審議会を設置し、この下にローマ字のつづり方・分ち書きの二部会が設けられている。

三「国語問題要領」(報告)について

改組された第一期国語審議会(昭和二六・六―二七・四)では、国語白書作成部会において、国語審議会の性格と方針を明確にするとともに、国語の現状と国語における問題となるべき点がどこにあるかを客観的に見渡すことを目的として検討を進めた。その結果をまとめ、文部大臣に報告したものが「国語問題要領」(報告、昭和二五・六・一二である。その内容は、次に掲げる目次により概要を知ることができよう。

目次

- 1 国語審議会の性格と任務
- 2 国語の現状の分析
 - (1) 国語を用いるもの
 - (2) 国語の教育
 - (3) 用語
 - (4) 発音
 - (5) 語法および文体
 - (6) 表記法

3 国語問題の歴史的展望

- (1) 国字改良の意見とその実行

第五節 改組国語審議会の出発

- (2) 国語政策の実施
- (3) 口語文と話しことば

4 国語に関する諸機関

5 国語問題審議の基準

以下、国語問題要領について紹介、説明する。

「1 国語審議会の性格と任務」においては、国語審議会は、「国語の改善に関することから、国語教育の振興に関することから、およびローマ字に関することからについて調査審議し、民主的な方法で国語政策を立案するとともに、必要に応じこれを政府に建議するのが任務である。」と述べ、「国民の言語生活の実状を調査し、広い見地に立つて問題の所在をつきとめ、政策基準を立て、あわせてその実現の方法を考える必要がある。」と述べている。

「2 国語の現状の分析」においては、まず国語の形成につき、「古くは中国・近くはヨーロッパ・アメリカなどの言語・文字を採りいれた結果、ついに今日の複雑多様な国語が形成された。」という認識の下に国語問題を六つの事柄から解明しようとしている。「(1) 国語を用いるもの」では、「国語を用いるものがその機能を理解し、それを効果的にしようとする心がけることは、国語を改善するための根本ともなるべきものである。」うんぬんと述べている。そして、「(2) 国語の教育」では、「国語改善の責任はその半ばを教育に求めなければならず、国語政策の実施もまた教育の力によるものが多い。」という考え方を述べた上で、「したがって、国語を改善するには、国語教育の任務・目的および内容を明らかにする必要があると同時に、国語行政の系統が確立されなければならない。」と述べている。

国語の現状については「(3) 用語」「(4) 発音」「(5) 語法および文体」「(6) 表記法」において、それぞれどのようなことが指摘されるかを具体的に挙げて説明している。例えば、用語では新語の増加や外来語の吸収から起る問題、語法では敬語法があまりにも複雑であるという問題、表記法では「現在わが国で広く用いられる文字は、漢字・ひらがな・かたかな・およびローマ字の四種」であることから来る用字法の問題などを挙げている。要するにこれらの指摘は今後、国語審議会でも調査審議した上で、結論を出し、建議とする必要があるという問題である。

「3 国語問題の歴史的展望」では、江戸時代の末ごろから今日まで国字改良論は繰り返し提出されてきたことを説明している。また、「4 国語に関する諸機関」では国語審議会、国立国語研究所、文部省調査普及局国語課それぞれの役割と相互の連携の在り方について説明している。最後に「5 国語問題審議の基準」において、「以上に述べた国語の現状と国語問題の歴史とから見て、新しい国語審議会がその任務をつくすには、国語の理想的なありかたについて、たえず現実には立脚しながら、慎重に考慮しなければならない。」とまとめ、かつ「義務教育を容易にすることができるとか」「一般の言語生活、特に文字の使用と理解とを能率化することができるとか」「公衆に対する言語として適用できるかどうか」「文化を創造したり受けついたりするのに、どんな影響を与えるか」といった諸条件を配慮しつつ、「現在考えられる限りのいろいろな立場を、できるだけ客観的に取りあげて議題とし、それぞれの部会で討議」と述べている。しかる後、総会で検討し、「議決の結果は、その実施を政府に建議する」「広く世論に訴え、一般社会の協力による文化運動として強く推進してゆかなければならない。」と締めくくっている。

第六節 法令・公用文の改善

一 法令・公用文の改善事業

1 公用文改善事業の発

第三節で見たように、昭和二十一年四月一七日に内閣から、口語体・漢字平仮名交じり文で書かれた憲法改正草案（以下、草案という。）が発表され、その翌日の一八日に次官会議で決定された「各官庁における文書の文体等に関する件」で、「今後各官庁における文書及び新たに制定（全文改正を含む。）する法令の文体・用語・用字・句読点等は、今回発表された憲法改正草案の例にならうこととし、できるだけその平易化につとめること。但し、法令については当分の間、従来のとおりとすること。」が決まった。草案の例に倣うことで、戦前の文語体・漢字平仮名交じり文であった法令・公用文が、口語体・漢字平仮名交じり文へと大きく変わる。

草案の「文体・用語・用字・句読点等」については、『当用漢字・現代かなづかい・送りがなのつけ方』（白石大ニ編、昭和三五）の中で、当時、国語課長でもあった白石が、「憲法改正草案は、世論の要求にこたえて、文体はいわゆる口語体（文章口語）で書かれ、用語はつとめて難解な字句を避け、やむを得ないものを除いてはできるだけ平易な字句を用い、ひらがな漢字交じり文で書かれたものであった。漢字の使用、送りがな、句とう法など形式的な方面についていうと、漢字はできるだけ調整して、たとえば代名詞の「これら」「いずれ」、連体詞の「この」「その」（従来は「指示代名詞＋の」として代名詞の中に入れられていた。）とか「いかなる」とか、副

詞の「すべて」「さきに」「あらたに」とか「ひとしく」とか、助動詞および助動詞に準ずる「できる」、助動詞および助動詞に準ずる「ところ」「ごと」とか「において」「について」「により」とか、また動詞の「みなす」「（と）となる」「（に）ある」などはみなかな書きにしてある。誤読のないように送りがなの使用にも意を用い、理解に資するため句とう点も豊富に用いてある（原文は横書き。読点はコンマ。）と述べている。

右に見たような草案の「文体・用語・用字・句読点等」を手本として、戦後の「法令・公用文の改善事業」が進められていくが、草案が発表された四月一七日には、早くも文部省で省内関係官を集めて第一回「文部省用語改良打合会」が開かれている。これは「文部省関係公文書、法令等ノ用字、用語ノ平易化ニ関スル件」を協議するためであった。この打合会は、五月九日に開催された第二回には「官庁用語改良打合会」と名称を変え、さらに、第四回からは広く各省からの関係官も加わって第六回まで開催された。打合会での検討によって「官庁用語を平易にする標準」が作成され、同年六月一七日の次官会議において「官庁用語を平易にする標準に関する件」として、その実行が申し合わされた。次のような申合せである（原文は旧字体）。

各官庁における文書の文体等に関しては、本年四月一八日の次官会議で、これを平易にする方針が決定されたが、それをいっそう具体的に示すために、左の標準を定める。今後、各官庁における文書は、その用字・用語・文体等に関して、つとめてこの標準によるとともに、文書の形式も平易にするように、あわせて工夫することとする。

なお、用字・用語の例及び実際の文例については、内閣及び各省が協力して、別に「官庁用語便覧」（仮称）を編修する。

右の申合せにある「標準」が「官庁用語を平易にする標準」（以下、「標準」という。）であるが、これは戦後の公用

文改善事業の最初の成果である。標準は「第一 方針」と「第二 標準」から構成され、「方針」には、

一つとめて、平易なことが、無理のない言いまわしを用いる。

二 誤解を生ずるおそれのないことば、ゆきとどいた言いまわしを用いる。

三 つとめて、簡潔な言いまわしを用いる。

という三項が挙げられている。「第二 標準」は、「右の方針に基いて、文体及び用語、文字及び記号について、左の事項を实行する。」とした上で、「一 文体及び用語」「二 文字及び記号」について、具体的に公用文作成の指針が示されている。このうち「文体及び用語」は全体で一四項目から成るが、「8 活用のまぎらわしいものについては、次の例による。(別表参照)」には細目として更に一六項目、「14 まぎらわしい助詞の用法は、次の例による。」には細目として更に四項目挙げられている。また、「文字及び記号」の方は、全体で一六項目から成り、「6 次の語は原則としてかなで書く。」には同様に細目が一〇項目挙げられている。

冊子は上下二段組みで印刷されており、下段には上段に対応する形で「官庁用語を平易にする標準」の説明が付されている。また、かなり細かな内容にまで踏み込んで書かれており、例えば、前述の「文体及び用語」の8にある一六の細目のうち、(一)から(四)は、

(一) 「行う」(商う・扱う・争う・負う・思う・買う等)は、「(行)うて(た)」としないで、「(行)って(た)」とする。(別表中の(イ)) 但し、「請う」「問う」の二語は、「請うて(た)」「問うて(た)」とする。

(二) 「恨む」は、「恨み[×]ない・恨み[×]て・恨み[×]よ」等としないで、「恨ま[○]ない・恨[○]んで・恨め[○]」等のように、「好む」「頼む」等と同じ活用とする。(別表中の(ロ))

(三) 「け(蹴)る」は、「け[×]ない・け[×]て」等としないで、「け[○]ら[○]ない・け[○]つて」等のように、「切る」「取る」等と同じ活用とする。(別表中の(ハ))

(四) 「足りる」「借りる」の二語は、「足[×]らない・足[×]って・足[×]る」「借[×]らない・借[×]って・借[×]る」としないで、「足り[○]ない・足り[○]て・足り[○]る」「借[○]り[○]ない・借[○]り[○]て・借[○]り[○]る」のように、「おりる」と同じ活用とする。(別表中の(ホ))

というものである。括弧内の別表とは、標準の最後に付された動詞の活用表のことである。これだけを見ても、公用文の改善事業が想像以上の難事であったことが容易に推測できる。この困難さについては、標準を評して、「その特異の点は、公文用語を現代標準語としてみがきあげていく意図をもっていることである。」と前掲書の中で白石が述べているが、正にそのとおりであったと言えよう。さらに、同書には、

憲法改正草案の用語も、「象徴」とか「大臣」とかの術語が問題になっただけでなく、「封建的な『大臣』の名称」、毎日新聞社説、4・1など参照。)その後の議会の憲法審議でも、文章・用語について語法的にも論議され、たとえば、貴族院の憲法委員会、牧野英一氏は、「文章を正確に用ひるために『選挙された』は『選挙せられた』と、『われらとわれらの子孫のために』を『われらとわれらの子孫とのために』と修正すべきと思ふが如何」と質問し、金森国務相は、「私もそれを文章作製者に指摘したが、それは過去の原則であつて移り行く言葉の現段階においては原案通りでよいと説明された」と答えている(時事、9・10参照)。

この「官庁用語を平易にする標準に関する件」では、サ行変格活用の動詞については「教育する」「服する」「決する・論ずる」の三類に分け「教育する」の類は「教育される」となると規定し、「と」については

「並列の『と』は、なるべく最終の語句の後にもつける(※)。」と規定してある。現代の口語では下の「と」は一般にはつけないので、まぎらわしくなければつけるに及ばないわけである。「選挙される」は、もちろん「教育される」の類である。(執筆者注、「公文用語の手びき 改訂版」(総理庁・文部省編集、昭和二四・三)所収の「標準」では、「並列の『と』は、まぎらわしいときは最終の語句のあとにもつける。」となっている。)

口語体の公用文は、当時、「衣の下からよろいがちらつく。」とか「清盛の衣」「清盛のよろい」とか悪口をいわれながらも文語の翻訳時代を過ぎ、用字用語については落ち着くところが見いだされていたが、文体についてはまだ解決されないものが残っていた。

とあり、当時の公用文改善事業の困難さの一端をよく伝えている。また、千種達夫も『法令用語の改正』(文部省、「国語シリーズ」二五、昭和三〇)の中で、憲法の文体に触れて、

占領中、わが法律制度の上に大きな改革もたらされたものも少なくなかった。しかし、法律文体の改革は、進駐軍の命令とか示唆によったものではなく、新しい歴史の出版にあたって、これを改革しようとするわが国の内からなる自由な意思によつてなされたものである。当時一般国民の間に法文口語化の基盤のできておつたことも見のがせないが、当時の入江法制局長官らをはじめとする立法当局者の識見、閣僚の理解ある態度、それに加えるに、山本有三氏らをはじめとする多くの国語運動の先覚者らの努力、これらがなかったならば、法律文体の改革は遠い将来に残されたであろう。戦後法律の内容が民主化されると同時に、法律文体の改革によつて、その形式も民主化され、ここに法律は、その内容も形式ともに、民主国家にふさわしいものとなったのである。これらの人々の功績は、法文体進化の歴史の上に、後世長く記録して残されるべきものであると思う。

ただ憲法の文体は過渡期のものであり、また、はじめての試みであるため、今から考えれば、口語体としては洗練されない点があつてもやむをえない。明治以来の漢文の使用癖は、一字で足りることを二字重ねて用いる習慣があり、憲法もこの習慣を脱しておらず、たとえば「希求し」、「罷免し」、「遵守する」としているが、これは「こいねがう」「免ずる」「守る」でことたりる。また、「拷問」「弾劾」「批准」というようなむずかしい字が用いられている。当時は、まだ現在のように当用漢字表が定められていなかったが、後に当用漢字表を定めるにあたつても、憲法に用いられている字であるからという理由で、一般民衆に用いられないような文字が当用漢字表の中に加えられる。その後民法の親族相続編も口語体に改められたが、早急の立法であつたために、その用字用語も、まだ純粹の口語体にはほど遠いものがあつた(原文は横書き。読点はコンマ)。

と述べている。ここで述べられていることが、そのまま公用文改善の課題であつたと言つてよい。

2 「公文用語の手びき」の作成

昭和二年六月一七日の次官会議「申合せ」には、既に見たとおり「用字・用語の例及び実際の文例については、内閣及び各省が協力して、別に「官庁用語便覧」(仮称)を編修する。」とあつた。この趣旨に沿つて一か月後の七月一七日には、文部省で第一回官庁用語便覧編修協議会(その後、「公文用語の手びき」編修協議会)と名称変更)が開かれた。協議会は、一二回にわたつて開かれ、右の「官庁用語便覧」(仮称)に当たる「公文用語の手びき」がまとめられた。この手びきについては、昭和二年二月九日の次官会議で「官庁の用字・用語をやさしくする件」として、その実行に関し、

一 内閣および各省において、法令そのほか各種の公用文を作成するにあたって、これからはなるべく「公文用語の手びき」によること。

二 この「公文用語の手びき」は、これからは必要に応じて、内閣および各省が協力してその改編につとめ、ますます官庁事務の能率向上に資すること。

と申し合わせられ、その翌日の閣議報告を経て、同年二月二十四日閣甲第四一八号をもって各省庁に通達された。これにより、「公文用語の手びき」が正式な法令及び公用文作成のよりどころとなった。この「公文用語の手びき」の冒頭には、先の標準がそのまま収められている。なお、昭和二十一年一月一六日に「当用漢字表」及び「現代かなづかい」が内閣告示・訓令として公布された関係で、手びきに収められている標準も、これに基づいて書き改められたものになっている。

その後、「官庁の用字・用語をやさしくする件」の第二項により、昭和二十二年一月一五日に、文部省において内閣及び各省関係官の出席を得て、「公文用語の手びき」の補修を目的とする「公文用語改善協議会」が開かれた。以後、昭和二十三年三月二六日開催の第八回公文用語改善協議会まで検討が続けられ、「改編公文用語の手びき」がまとめられた。この間、昭和二十三年二月一六日に「当用漢字音訓表」が内閣告示・訓令として示されたことを受け、手びきの全体が同音訓表に従って書き改められた。この「改編公文用語の手びき」は、同年五月三十一日の次官会議で「官庁の用字・用語をやさしくすることについて」として、その実行について、

内閣および各省において、法令そのほか各種の公用文を作成するにあたって、これからは、なるべく「改編公文用語の手びき」によること。

と申し合わせられ、同年六月十一日の閣議報告を経て、六月二一日閣甲第二五五号をもって各省庁に通達された。

当時の冊子『改訂版公文用語の手びき』（総理庁・文部省編集、昭和二四・三の「まえがき」）には、

したがって、これから各省庁では、この「改編公文用語の手びき」によって公用文を作成することとなるが、これは、一般社会の要求にもかなうものである。

この「改編公文用語の手びき」は、従来の文語体の公用文を口語体に改めるだけでなく、模範的な口語体公用文を作りあげるために、日本国憲法の文体・用語・用字・送りがな・くぎり符号等を基準として、「官庁用語を平易にする標準」を総論として、口語体公用文を作るときの方針標準を具体的に示したものである。その本文は、一 官庁用語を平易にする標準、二 送りがなのつけ方、三 くぎり符号の用い方、四 口語化語例集、附録、一 当用漢字表、二 現代かなづかい、三 当用漢字別表、四 当用漢字音訓表、五 当用漢字音訓索引からなっている。

とあり、公用文の改善すなわち「模範的な口語体公用文を作りあげること」という当時の考え方がうかがえる。

3 「公用文の改善」の作成

法令及び公用文の改善については、更に大規模な調査審議をすることとなり、昭和二十三年六月一五日、内閣に公用文改善協議会が設置された。設置規程第一条は「官庁の業務を民主的にし能率的にすることを目的として、官庁用語等（法律及び法令用語、各般の政府発表文書、官庁各官職名等の官庁用語並びに書類形式等）をやさしく美しくするため、内閣総理大臣の監督の下に、「公用文改善協議会」を設ける。」というものである。

同協議会の会長には吉米地義三内閣官房長官（後に増田甲子七に交代）、副会長には内閣官房次長と文部次官の二名が就任した。委員は、関係各省庁の関係官（総務局長や官房長が多かった）二五名、地方公共団体（東京都、神奈川県、千葉

県、埼玉県）から一〇名、民間から七名（柳田国男、土岐善麿、安藤正次、飯島保、崎山正毅、前田賢次、松坂忠則）という構成であった。この委員構成を見ても、当時の政府がいかに公用文改善事業に力を注いでいたかがよく分かる。協議会には、第一委員会（用字、用語、文体に関する委員会）と第二委員会（書類形式に関する委員会）の二つの委員会が置かれ、それぞれ熱心に審議を重ねた。昭和二十四年三月一六日に開かれた協議会の総会で「公用文改善協議会報告」が決定され、同日、会長から内閣総理大臣に提出された。その後、報告の第一部が各省庁に印刷配布されたが、当該冊子（『公用文の書き方』の「まえがき」）は、

この「公用文の書き方」は、公用文改善のため、昭和二十三年六月十五日内閣に設けられた公用文改善協議会が、昭和二十四年三月十六日内閣総理大臣に提出した報告書の第一部「公用文の改善」を印刷に付したものである。

この「公用文の改善」は、昭和二十四年四月四日次官会議で、同五日閣議で了解となり、今後各省庁で、各種の公用文を作成するに当っては、これによることとなったものである。

なお、次官会議・閣議の了解事項、および、内閣官房長官から各省大臣にあてられた依命通達は、次のとおりである。

次官会議および閣議了解事項

内閣および各省各庁において、各種の公用文を作成するに当っては、これからは、公用文改善協議会報告第一部 公用文の改善（別紙）によることとする。

依命通達（昭和二四・四・五、内閣通達閣甲第一〇四号）

公用文作成の基準について

本日、別紙のとおり閣議了解となりましたから、この趣旨を全省庁員に徹底させて、公用文を平明簡潔に作成し、事務を正確かつ敏速に処置するようお取り計らい下さい。

本書では、「第二 文体について」の付録「文例集」を巻末に収めた。

本書では、昭和二十四年三月二十五日閣議決定の当用漢字字体表の字体による活字をできるだけ用いた。

というものである。また最後に注記されている当用漢字字体表は、報告書提出からほぼ一か月後の四月二八日に内閣告示・内閣訓令として公布された。

報告書第一部「公用文の改善」は、「第一 用語用字について」「第二 文体について」「第三 書き方について」「付録 文例集」から成るが、「用語用字について」は、更に「一 用語について」「二 用字について」「三 法令の用語用字について」「四 地名の書き表わし方について」「五 人名の書き表わし方について」に分かれている。

ここで目に付くのは、「第三 書き方について」で、「執務能率を増進する目的をもって、書類の書き方について、次のことを実行する。」として、その第一項に「一定の猶予期間を定めて、なるべく広い範囲にわたって左横書きとする。」と述べられていることである。これによって、公用文の左横書き化が正式に進められていくことになる。それまでの「公文用語の手びき」（『改訂公文用語の手びき』も同様。）では、「文字は、漢字とひらがなを交えて用い、たてがきを本体とする。但し、外国の人名・地名・外国語からの借用語、特に示す必要のある事物の名などにはかたかなを用い、又、場合によっては、全文を左横書きとする。」として、たてがきが本体であることが明記されていた。その意味で、この「公用文の改善」が出されたことで、戦後の公用文の在り方が内容的に

も形式的にも定まったと言つてよい。昭和二〇年代の国語施策が当用漢字体表の公布をもって終わることとあいまつて、ここまでに公用文改善事業の骨格が完成したと言える。

左横書きについては『日本における教育改革の進展——一九五〇年八月第二次訪日アメリカ教育使節団に提出した文部省報告書』の「第七章 国語改革の現状」の「二 公用文の改善」の中で、

この「公用文改善協議会報告書」は、その主要部分「公用文の改善」において、用語・用字、文体、書き方の三項目について、詳細にまた具体的に、公用文の平易化の基準を示しているが、特に注目すべき点は、書き方について新しい方針が確定されていることである。すなわち、執務能率の増進という目的から、官庁の事務的文書について、なるべく広い範囲にわたつて左横書きを実行すべき原則を、確定しているのである。

日本語を左横書きにすべしという提案は、国語改革の一つの主題として、能率学的見地から長く論議されてきた問題である。それが官庁の事務的公用文に関するかぎり、採用が確定されたことは、これまた、戦後における国語改革の進行を示す著しい一例である。

とされており、公用文の改善において大きな意味を持つものと位置付けられていたことが理解できる。

4 「公用文作成の要領」の作成

現在、公用文作成のよりどころとなつてゐる「公用文作成の要領」（以下、「要領」という。）は前述の「公用文の改善」を基本として、昭和二六年一〇月三〇日に土岐善麿国語審議会会長から吉田茂内閣総理大臣及び天野貞祐文部大臣に建議した「公用文改善の趣旨徹底について（建議）」の別冊2としてまとめられたものである。

この要領は、これまで見てきた手引等と異なり、国語審議会の手になるものである。具体的には国語審議会の中に設置された「公用文法律用語部会」で作成されたものである。この時の建議文は、

公用文の改善について、実施状況ならびに意見を調査しましたところ、別冊1「公用文の改善についての調査の結果」のとおり、まだ一般にはその趣旨はじゅうぶん徹底しているとはいえない状態にあります。それで、このことについての理解に資するため、公用文改善関係の諸通達を整理統合し、さらに検討を加え、別冊2「公用文作成の要領」を審議決定しました。ついては、公用文改善の実をはかるため、この「公用文作成の要領」が関係方面に周知徹底するよう適当な処置をとられることを要望いたします。

というものであるが、実は、この時に内閣総理大臣に対し「公用文の左横書きについて」も建議されている。

公用文の書き方については、昭和二四年四月五日、内閣閣甲一〇四号で「一定の猶予期間を定め、なるべく広い範囲にわたつて左横書きとする。」と通達されています。しかし、その実施状況は、別冊「公文書の横書きについて」で述べてあるように必ずしも満足できる結果とはなっていない。ついては、できるだけ早く公文書の横書きの実施期を具体的に決定して、官庁事務の能率化をはかる処置をとられるよう要望いたします。

というものである。公用文の左横書き化が思うように進んでいない状況にあったことが分かるが、この状況は、その後も長く続くことになる。『当用漢字・現代かなづかい—その使い方—』（白石大二編、昭和三三）の中で、白石は「官公庁は一進一退で全官公庁が徹底して実施する段階にまでは至つていず、地方庁ではまだ足踏みの程度だつたりするので、次のような批評がないわけではない。」と述べ、続けて、「建設省が七月一日から公用文の左横書きを全面的に実施することになったそうである。現在、左横書きを実施しているのは大蔵、文部、農林、通産、

運輸の五省だから、これに建設省が加われれば、中央十一省のうち過半数が左横書採用になるわけだ。このほか実施しているものに人事院があり、総理府関係では航空技術研究所、調達庁、防衛庁、経済企画庁、科学技術庁もこれを実施している。したがって、中央官庁三十六のうち、左横書は十一、従来どおりのタテ書は二十五というわけで、まだまだ全官庁が左横書に統一されるにはほど遠い。これが地方団体となると急にさびしくなつて、東京都と香川県が実施しているだけ、それもごく一部についてである。公文書の左横書がきまつたのは二十四年四月五日のことだ。きめたのは閣議だが、決定より一段低い閣議了解というものであった。了解内容は「内閣および各省庁において各種の公用文を作成するに当つては、公用文改善協議会報告第一部公用文の改善によることとする」というものだ。時の内閣官房長官は、さつそく各省庁に対し依命通達を出し「早く左横書を採用せよ」とさいそくしたが、それからまる八年、左横書の実施状況は誠に遅々たるものである。…中略…横書きの不評は習慣からきたものばかりとはいひ切れない。漢字の本質がタテ向きにできているのを一片の依命通達で変えようというのが無理な話だ。この問題はもう一度考え直す必要がある（再考を要する）公用文の横書、時事通信、地方行政版、昭和三二・四・二三」という記事を引用している。

その後、行政管理庁が昭和三十三年一月、自治庁が昭和三十五年一月、総理府が昭和三十五年四月からそれぞれ実施し全面実施へ向かうが、法律文については何度か検討されたものの、縦書きのまま現在に至っている。ここで、要領に話を戻すと、要領の「まえがき」には、「公用文の改善」等との関係が、

「公用文の改善」は、いうまでもなく、さきに出た「官庁用語を平易にする標準」の内容を拡充したものである。しかし、具体的な準則としては、なお、「官庁用語を平易にする標準」その他から採って参照すべき部分が少なくない。そこで、国語審議会では、これらを検討し、必要な修正を加え、「公用文の改善」の

内容を本文とし、他から採ったものを補注の形式でまとめ、ここに「公用文作成の要領」として示すこととした。

と述べられ、要領が文字どおり公用文改善事業の集大成であったことが理解できる。国語審議会の建議から二日後の十一月一日には次官会議で了解され、翌二日に閣議で供覧の上、昭和二十七年四月四日付けで、内閣官房長官から各省庁次官あてに依命通知（内閣閣甲第一六号）された。

要領は「公用文を、感じのよく意味のとおりやすいものとするとともに、執務能率の増進をはかるため、その用語用字・文体・書き方などについて、特に次のような点について改善を加えたい。」として、「第一 用語用字について」「第二 文体について」「第三 書き方について」「付録 公用文の「送りがな」用例」の四つの部分で構成され、付録を別とすれば、「用語用字について」が全体の三分の二以上を占めている。この部分は、現代表記における用語用字の規範としても広く参考とされてきたものである。現在においても、必要な修正（常用漢字表の制定に伴うものなど）を加えた上で、公用文作成のよりどころの一つとなっている。

二 法令用語の改善

公用文の改善に関する種々の取決めは、基本的に法令にも適用されることになっていた。昭和二十一年二月九日の申合せにも「内閣および各省において、法令そのほか各種の公用文を作成するにあたって、これからはなるべく「公文用語の手びき」によること。」とあったのは既に見てきたとおりである。また、昭和二十四年の「公用文の改善」及び昭和二十六年の「公用文作成の要領」にも、「法令の用語用字について」という項目が立てられて

いる。ほとんど同一のものであるが、要領（原文は横書き。読点はコンマ。）のものを引用すれば、

一 法令の用語用字についても、特にさしつかえのない限り、「一 用語について」および「二 用字について」に掲げた基準による。

二 法令の一部を改正する場合および法令名を引用する場合には、特に次のような取扱をする。

(一) 法令の一部を改正する場合について

一 文語体・かたかな書きを用いている法令を改正する場合は、改正の部分が一つのまとまった形をしているときは、その部分は、口語体を用い、ひらがな書きにする。

二 にごり読みをすべきかなに、にごり点をつけない法令を改正する場合は、改正の部分においては、にごり点をつける。

三 当用漢字字体表の字体を用いていない法令を改正する場合は、改正の部分においては、当用漢字字体の字体を用いる。

四 旧かなづかいによる口語体を用いている法令を改正する場合は、改正の部分においては、現代かなづかいを用いる。

五 改正前の法令に用いられた熟語の漢字（たとえば「銓衡」「禁錮」）が、当用漢字表・同音訓表にない場合には、改正の部分においては、当用漢字表・同音訓表にない部分をかな書きにし、傍点をつけることとし（縦書きの場合）、当用漢字表中の同音または類音の文字（たとえば「選考」「禁固」）をもってこれに代えることはしない。

(二) 法令名を引用する場合について

題名のつけられていない法令で、件名のある法令を引用する場合には、件名の原文にかかわらずその件名はひらがなおよび現代かなづかいによる口語体を用い、漢字は、当用漢字表および同音訓表による。となっており、法令の用語用字についても例外でないことがはっきりと述べられている。

しかし、法令については、明治以来の長い歴史的な積み重ねがあり、一般の公用文とは異なつて法令用語にかかわる問題が存在していた。文部省設置法に基づいて改組された第一期国語審議会（昭和二四・六・二七・四）の「公用文法律用語部会」（中村宗雄部会長）でも、法令用語を早急に改善する必要を認めてこの問題に取り組むこととなった。部会のまとめた「法令の用語用字の改善について」という建議案は、昭和二五年一〇月三〇日の国語審議会総会において採択され、一週間後の十一月七日に文部大臣及び法務総裁に建議された。建議では法令の用語用字の問題を一一の項目にまとめ、その平易化及び統一のために、当時の法務府（現法務省）に対して、審議機関を設けて検討するよう要望していた。例えば、次のような項目が挙げられている。

○法令の用語が同一の意味をもちながら、法令によつて異なる場合には、これを統一すること。

例 対審（憲法） 公判（刑事訴訟法） 口頭弁論（民事訴訟法）

○同音異字の法律術語中、まぎらわしいものは、適当なことばに改めること。

例 控訴と公訴 公告と抗告 勾留と拘留 補償と保証

○旧法令の法律術語で、当用漢字表、当用漢字音訓表にないもの、またあつても適切でないものは、それに代る適切な用語用字を考案すること。

例 禁錮 拷問 批准 弾劾 瀆職 滌除

○新法令を制定公布し、または法令を改正するに当つては、法律術語はもちろん、法律術語でないことばも

努めて通俗平易にすること。

例 抽籤はくじ引き 欺瞞するはだます 注瀉するはそぞろ 牆壁はかき 剪除するは切り取る

○一字で足りることは、二字重ねて熟語として用いることをなるべく避けること。

例 罷免するは免ずる 遵守するは守る 希求するはこいねがう 隠匿するは隠す

○法令の用字用文例を定め、今後制定される法令の体裁の統一を図ること。

例 されるとせられる 申し出と申出 六月と六箇月

○法文の左横書きを实行すること。

前出の千種達夫『法令用語の改正』には、国語審議会建議の一一項目を掲げた後に、「以上のうち最後の法文の左横書きは、ただちに実行に移すことはいろいろ問題もあり、将来研究することにして、他はただちに実行に移してもらうことを審議会としては期待し、佐藤法制局長官も当時委員として出席しておられ、これを了承しておられた。」という記述がある。

その後、昭和二十七年に始まる第二期国語審議会の「法律公用文部会」（千種達夫部会長、名称は前期と異なる。）においても、法令の持つ社会的意義とその影響の大きさを考え、法令用語の問題を引き続き取り上げた。二年間二〇回にわたる審議を経て、昭和二十九年三月一五日の国語審議会総会で採択されたのが、「法令用語改善について」である。この決議はその日のうちに、内閣総理大臣に「法令用語改正例」を添えて建議された。内閣法制局では、この改正例を検討し、一部修正して「法令用語改正要領」を作成した。この要領は、同年一月二五日に法制局次長から「法令用語改善の実施要領」の通知とともに、各省庁に配布された。昭和五六年の常用漢字表の制定に伴い、一部改正されたが、現在でも法令はこれに基づいて作成されている。国語審議会の建議は、

法令用語の改善については、すでに昭和二五年一月七日その大綱を文部大臣と法務総裁に建議しましたが、その後これにもとづき、さらに具体的に研究協議して、別紙「法令用語改正例」を作成いたしました。

法令は一般国民の守るべき規則を定めたものでありますから、その用語は国民教育の線にそったものであり、かつ国民に理解しやすいものであることを要するといふまでもありません。また、その用語のいかんは、公用文・新聞雑誌その他一般文書に及ぼす影響もはなはだ大であります。ついては、今後この例を参考として法令用語を改善するために適当な処置をとられるよう、ここに建議いたします。

というものであった。ここから、当時の国語審議会が法令用語に対して、どのような認識を持っていたかが了解できる。なお、法令用語改正例と法令用語改正要領との相違は、「第四 当用漢字表・同音訓表にはずれた漢字を用いたことば」の中の「D 当用漢字表にない漢字を用いた専門用語等であつて、他にいいかえることばがなく、しかもかなで書くことと理解することができないと認められるようなものについては、その漢字をそのまま用いてこれにふりがなをつける。砒素 藺 蛾 禁錮」という一項目が加わったこと、「用語の若干の増減」及び「用字の若干の変更」があつたことぐらいで特に大きな変更はない。

第七節 人名・地名の表記

一 人名表記の問題

1 人名用漢字の制限

昭和二十一年一月一六日、「当用漢字表」が「現代かなづかい」とともに内閣告示・訓令により実施された。当用漢字表の「まえがき」では、「固有名詞については、法規上その他に関係するところが大きいので、別に考えることとした。」と書かれ、固有名詞は当用漢字表の適用外であることが明示された。

しかし、当用漢字表制定時に発表された当局談では、「固有名詞の漢字については、法規上からも国民感情の上からも、重大な問題でありますので、この表から切り離して、別に考えることにしました。しかしながら、これから新しくつける子女の名まえや、官庁・会社等の名称は、なるべくこの表によられることが望ましいのです。」とされ、固有名詞を二つに分けて考えることが望ましいとされている。すなわち、固有名詞の表記として既に定着しているものは「法規上からも国民感情の上からも」動かすことはできないが、これから新たに付ける固有名詞については、当用漢字表を尊重してほしいということである。この当局談に示されている認識は、当時の国語審議会が有していた考え方を強く反映したものであった。

「新しくつける子女の名まえ」が、当局及び国語審議会の望むような形で当用漢字表の範囲に限定されるのは、そのおおよそ一年後に制定された「戸籍法」(昭和三・二・二二、法律第三二四号)による。具体的には、

第五十条 子の名には、常用平易な文字を用いなければならない。

常用平易な文字の範囲は、命令でこれを定める。

と「戸籍法」に規定され、「戸籍法施行規則」(昭和三・二・二九、司法省令第九四号)で、

第六十条 戸籍法第五十条第二項の常用平易な文字は、左に掲げるものとする。

一 昭和二十一年十一月内閣告示第三十二号当用漢字表に掲げる漢字

二 片かな又は平かな(変体がなを除く。)

と定められてからである。この戸籍法及び戸籍法施行規則は翌年の昭和二十三年一月一日から施行されたが、その立法の趣旨は、当時の法務府(現在の法務省)によって、

およそ人の名は、その氏と相まって人を特定し、個人を表示するものであって、社会生活の基礎となるものである。人の名をいかに定めるかということは、ひとり本人の個人的利害に関するばかりでなく、名の機能にかんがみ、一般社会も名の決定について利害の関係を有するものといわなければならない。社会に通用しない文字または判読困難な文字を用いて名を定めては、名の本来の機能はそれによつては果されないものであるから、一般社会の利益のためにもかかることは許されない。そこで戸籍法第五十条は、出生の届出の際子の名を定めるにあたって一の制限を加え、常用平易な文字を用いなければならないこととしたのは当然の措置と思われる次第である。

ところで、ある文字が常用平易な文字であるかどうかということは、その文字が一般社会で使用されている状態に即して実質的に定められるべきであることはもちろんであるが、出生の届出があった際、戸籍吏員が子の名に用いられた文字が常用平易であるかどうかを判断することは容易ではなく、戸籍吏員の主観に

よってまちまちとなり、全国的統一を期することは不可能といわなければならない。したがって、子の名に用いられた文字が常用平易な文字の範囲に属するかどうかを認定するについて、戸籍吏員のよるべき客観的に明確な基準を与える必要に迫られる。一方、政府は国語審議会において審議決定した当用漢字表を採択して、昭和二十一年十一月内閣告示第三十二号をもって日常使用する漢字の範囲を当用漢字表に限定することとして、その旨告示した。すなわち、法令その他官庁の文書に使用される漢字の範囲はこの当用漢字に限定され、また義務教育の課程において教えらるる漢字も当用漢字の範囲内ということになって、当用漢字以外の漢字は将来一般家庭には通用しなくなるというわけである。名というものの社会的機能にかんがみ、名の文字は一般社会に通用するものでなければならぬという見地に立つときは、名の文字は将来における国民の生活にマッチするものでなければならぬ。一般国民の知らない文字を名に使用することは適当でないというので、戸籍法施行規則第六十条は、常用平易な文字の範囲を定めるにあたり、片かなまたは平がなのほか、名当用漢字表に掲げる漢字に限定し、戸籍吏員に明確な基準を与えて事務処理の全国的統一をはかるとともに、名の文字を今後における国民の生活の便宜と一致させようとしたのである。なお、当用漢字として選択された漢字の範囲も相当広範にわたり、さらに片かなおよび平がなを用いれば、子の名を定めるにあたって、多数の同姓同名者が生ずる等の不便もないと思われるのである。

と国語施策として示された当用漢字表の趣旨を踏まえて、説明されている。

2 漢字制限への不満

戸籍法施行規則において常用平易な文字の範囲が定められ、この条項が戸籍事務担当者によって厳密に実行さ

れた結果、一部の国民から制限に対して強い不満が出てくることとなった。昭和二十五年一〇月一八日から二二日にかけて開催された第三回全国連合戸籍事務協議会総会でも、宮崎県連合戸籍事務協議会から人名漢字の増加要望が提案され、賛成一一六名、反対一名という圧倒的多数で、法務府及び文部省に対して増加の要望を行うことが決議された。同協議会が要望した漢字は「弘、宏、彦、鶴、藤、寅、尚、辰、虎、也、昌、哉、浩、鹿、伊、嘉、巖、毅、亀、磯、錦、駒、桂、亭、杉、之、淳、庄、晋、甚、須、靖、仙、敦、稔（旧字体は人名用漢字体に改めた。）」など五四字に上った。

また、昭和二十三年に生まれた長女に「瑛美（えみ）」、その翌年生まれた次女に「玖美（くみ）」という当用漢字外の漢字（瑛・玖）を用いた出生届が受理されず、結果として、無名無籍の子供の生じていることが、朝日新聞の「天声人語」（昭和二六・一・一六）でも取り上げられるなど、人名に使うことのできる漢字が制限されていることに対して社会的な関心が高まってきた。すなわち、国の文字政策を国民の命名にまで及ぼしてゆくことの是非を問う声が沸き起こってきたのである。このような世論を背景に、昭和二十六年二月一六日、衆議院の法務委員会は「戸籍法改正に関する小委員会」を設置して人名漢字問題の検討に当たることを決めた。この間の経緯を国語審議会側から見たのが、昭和二六年三月九日の国語審議会総会で行われた、原国語課長の「名づけ文字に関する問題経過報告」である。『国語審議会報告書』（文部省、昭和二七）によれば、以下のような報告である。

二月六日の衆議院予算委員会の席で、川端委員から当用漢字表には大事な字が抜けていたり、むずかしい字が載っているようであり、矛盾を感じている、という質問があった。また人名が法律で制限されている結果、最近ある人が訴訟問題を起した。さらに国会で文部大臣が一般の漢字制限については専門家が考えたものであるから今のところどうする考えはないが、人名については自分もどうかしなければならぬと考え

ている、と発言があつた。一方衆議院の法務委員会においても問題になり、昨日開かれた小委員会の空気には、戸籍法の常用平易な文字を用いることだけを残してあとは削るという第一案と、法律を改正し、平易な文字のわくを示すことは示すがわく以外の字をつけたいものに対しては拒否権を用いず注意権に変えようという第二案とがある。一般的に言つて第一案を支持する空氣が強い。法務庁の民事局は、野放しにしては困るから何か事務処理上の基準がほしい、と言っている。

法務委員会がどの案に決めるとしても、直接当用漢字につながる問題だから、国語審議会が人名漢字表について早急に審議していただきたいと思つている。

一方、法務委員会は、右の経過報告があつた三週間後の三月三〇日に開かれた衆議院本会議に「戸籍法の一部を改正する法律案」を法務委員長名で提出した。この法律案は、討論省略で可決され、参議院に回付されたこととなった。この時の法務委員長安部俊吾の趣旨答弁は、衆議院会議録によれば、

ただいま議題となりました戸籍法の一部を改正する法律案について、法務委員会を代表いたしまして、その趣旨答弁を申し上げます。

現行戸籍法は、第一国会において制定され、民法と同時に施行されたのでありますが、その実施の結果、不都合なところが出て参りました。それは、子供の名につける漢字は常用平易でなければならぬとの規定があり、常用平易の範囲を、国語審議会の定めた当用漢字表の範囲と同じであると認定したことによつて、国民の種々の不便を生じました。たとえば無名、無籍の日本人が生じたり、同名異人が続出したり、戸籍事務の窓口で、いざこざを生じたこともありました。これがため文部大臣も、子の名につける漢字の緩和を考慮している旨答弁している次第であります。よつて法務委員会は、文部省国語審議会、法務府民事局、民間の

経験者等、広く各方面の意向を徴して成案を練つたのであります。戸籍法改正小委員会においては、漢字制限を全面的に撤廃し、子の名には自由な漢字を使つてよいという意見も有力でしたが、慎重考慮の結果、次の通り法務委員会の成案を得た次第であります。

第五十条に次の一項を加える。

市町村長は、出生の届出において子の名に前項の範囲外の文字を用いてある場合には、届出人に対してその旨を注意することができ。但し、届出人がこれに従わなくともその届出を受理しなければならない。

右成案を簡単に御説明申し上げます。戸籍法第五十条第一項において、常用平易な文字を使わなければならぬとの方針は従前と少しも変わりありません。第二項において、条文は少しも変わりありませんが、委任する命令とは、近く国語審議会によつて制定せられるべき人名漢字表を指定する戸籍法施行規則となると期待しているのであります。第三項においては戸籍吏の注意権を認めましたが、同時に文字、言語政策のごとき文化政策を国民の名に強制すべきでないという意味を表しているのであります。

以上で大要の説明を終わりました。何とぞこの法案につき諸君の御賛成をお願いする次第であります。というものである。衆議院法務委員会は、最終的に、原国語課長のいう第二案を採択したのであった。

3 国語審議会の対応

話が前後するが、国語審議会は、原国語課長による「名づけ文字に関する問題経過報告」のあつた三月九日の総会で、固有名詞部会を設置して人名漢字の問題を検討することを決めている。同部会を構成する委員は、

部会長 宮沢俊義

部会員 鹿住徳一 倉石武四郎 佐藤達夫 佐野利器 園田次郎 千種達夫 土岐善麿 時枝誠記

中島健蔵 中村宗雄 原 富男 藤森良信 前田賢次 松坂忠則（以上、五十音順。）

であつた。固有名詞部会は昭和二十六年三月一日に第一回部会を開き、同年五月一日に第八回部会を開いて、人名用漢字として九二字の漢字表をまとめた。この間、四月二三日と五月一日に国語審議会の総会が開かれてゐる。この二回の総会において、固有名詞部会から審議経過が報告され、五月一日の総会で同部会のもつた漢字表が議決された。これを受けて、同日、法務総裁及び文部大臣に対し、人名漢字に関する建議が行われた。この建議と同時に、人名漢字の問題に対する国語審議会の態度と見解を社会一般に公表して、国語問題の改善に一層の協力を求めるため、「人名漢字に関する声明書」を発表した。この声明書は、

国民の読み書き能力を向上させ、教育を高めるためには、国語表記法の改善が必要である。その具体的方法として、漢字の整理とその使用の調整とが必要であることも、また動かしがたい方向である。国語審議会は、国語国字問題に関して、常にこの原則が守られることを要望し、最近問題になっている人名の表記についても、これを念頭において考えるべきであると信ずるものである。

（中略）

しかるに、最近この問題に対して議論が起り、国会においても審議されることになった。国語審議会においても、固有名詞部会の先議事項としてこの問題を取り上げ、従来人名に用いられることの多かった漢字を資料として審議し、慎重に検討を加えた結果、別紙に掲げる程度の漢字は当用漢字表以外に人名に用いてさしつかえないと認めた。子の名の文字には、社会慣習や特殊事情もあるので、現在のところなお、当用漢字

表以外に若干の漢字の使用はやむを得ないと考えるからである。

子の名に用いる漢字が社会慣習によるものであり、またそれには特殊な事情の存することもある事実であるが、かりに子の名に用いる漢字が無制限に認められるとしても、学校における漢字教育が現在においても将来においても、学習上そこまで及ぼしにくい事情にあるとすれば、当用漢字の基準に従うことが、その子の幸福であることを知らなければならぬ。地名・人名の表記については、さらに一歩を進めて、かながきにすることが最も適当であるという提唱も、つとに行われている。これは読み方の不明確な地名・人名が社会生活に各種の不便を伴うからである。このことも今後研究すべきであらう。

国語審議会としては、社会一般が国語改善の重要性を認識し、国語の平易化に協力して、文化の民主化に寄与することを期待するとともに、人名の文字についても、その社会性を理解し、子の名に用いる漢字が良識をもつて選定されることを念願するものである。

というものであり、国語の改善に対する、国語審議会の強い思いが率直に表明されている。

次に、衆議院の法務委員会との関係に苦慮しつつ、検討を重ねていった固有名詞部会の様子を当時の議事録から引用する。以下は、四月二三日の総会で行われた宮沢部会長（国語審議会副会長を兼任。）と土岐国語審議会会長の報告（「国語審議会報告書」（文部省、昭和二七）所収）である。

宮沢副会長（前略） はじめ、とりあえず会長とわたくしが衆議院の法務委員会に行つて関係者に会い、話し合つた。そのとき、法務委員会から、法律で名づけ文字を制限することはやめたい。その方法としては、当用漢字表を基準にして常用平易な文字を用いなければならないという注意はあるが、強制はしないという方法と、野放しにするという二つの論があり、けっきょく前者が強いという話であつた。そこでわ

たくしと会長とがいろいろ説明して、休会前の国会で一挙に決めてしまふようなことはしないでくれとはつきり申し入れておいた。法務委員会側ではだいたいた承してくれた。その結果を部会に報告したら、部会ではそれならば法務委員会の参考になるようなものを出そうということになった。そこでいろいろ意見がかわされ、当用漢字表のなかに名に用いる漢字を取り入れるという意見と、当用漢字表のわくはつきりさせておいて名に用いる漢字を加えるという意見、さらに当用漢字表とは別に当用漢字表のなかからとそこから字を集めた人名用の漢字表を作るという三つの意見になり、けつきよく第二の意見に落ち着き、その方針で具体的に字を集めてみた。そしてさらにそれを、人名漢字に入れるものをA、入れないものをBと分けていたが、法務委員会ではこちらの要望にもかかわらず、一挙に本会議までもっていつて可決してしまったのである。聞くところによると、文部委員会から合同審議を提案したが、法務委員会でそれをけつてしまったということだ。

御承知のように形の上では全然野放しではないが、法律が撤廃されたと同じことになったのである。続いて、これが休会明けになると参議院にまわされるが、参議院も通るだろうという見通しになっている。このように情勢の変化があつたので、部会の態度もそれに応じて変え、この際国語審議会の態度をはつきりさせた文部大臣への建議案を部会で作ろうということとなった。そのあとはわたくしは欠席したので土岐会長に願う。

土岐会長 以上のお話でだいたい尽しているが、わたくしから一言つけ加える。字を選ぶにあたって、国語協会で一〇、〇〇〇名を調査して作った「標準名づけ読本」、国語課で電話帳から二五、六三〇名を調査したもの、朝日新聞の調査、全国戸籍事務連合協議会から出たものと、四つの資料を材料として検討した

結果、九二字を集めた。それをさらに検討して名づけに必要な字をAとして二一字、必要でないと認めるもの七一字を決めた。しかし、二一字では少ないではないかという意見もあり、また原委員から四五字案が出、さらに同委員から特別に人名だけの漢字表を作ると、当用漢字表でしばっている上にまた人名漢字表でしばるといふ感じを与えるから、人名漢字表は作らないほうがよいというような意見も出て、けつきよく声明書にしようということになった。また、国語審議会は建議機関であり、今回の問題も見方によれば文部大臣の国会での答弁から出たものであるので、大臣への建議にしようかということになったのである。

ところで、参議院における審議は、右の官沢の予想とは大きく異なるものとなった。昭和二六年五月二二日、参議院の法務・文部連合委員会が開かれ、「戸籍法の一部を改正する法律案」について、主として「子の名に用いる漢字を制限することの可否」に関し、九人の参考人の意見を聞いた。当日、参考人として意見を述べたのは、第一〇回国会参議院法務・文部委員会連合審査会会議録によれば、

- | | |
|---|-----------------------|
| ① 藤森 良信 (毎日新聞出版局書籍部顧問) | ② 岡崎常太郎 (国語協会理事) |
| ③ 吉田 澄夫 (埼玉大学文学部教授) | ④ 阿保浅次郎 (日本弁護士連合会副会長) |
| ⑤ 園田 次郎 (朝日新聞社新聞用語改善委員会委員長) | ⑥ 千種 達夫 (東京地方裁判所判事) |
| ⑦ 桑原 武夫 (京都大学人文科学研究所教授) | ⑧ 土岐 善磨 (国語審議会会長) |
| ⑨ 白鳥義三郎 (千葉県津田沼町長 (執筆者注、氏名の前に付した数字は意見を述べた順番を示す。)) | |

の各氏であった。九人のうち、八人が戸籍法の改正案に反対の立場を表明し、結局、審議未了で廃案となった。国語審議会がまとめた九二字の漢字表が「人名用漢字別表」として、内閣告示・訓令によって制定公布されたの

は、そのわずか三日後の昭和二六年五月二五日であった。

二 地名表記の問題

1 固有名詞部会の再度の設置

人名用漢字別表をまとめた固有名詞部会は、文部省設置法に基づく第二期国語審議会（昭和二七・四・二九・四）においても、前期に続き、固有名詞の書き表し方に関する問題点を整理し、それぞれの問題点について検討を行うこととなった。この第二期の間に五回の部会を開催しているが、第一回（昭和二七・七・一四）と第二回（同年九・八）は固有名詞部会の単独、第三回（昭和二八・七・一六）から第五回（同年九・一〇）までは法律公用文部会との合同で開催している。ちなみに、第二期の国語審議会には、漢字部会、表記部会、標準語部会、法律公用文部会、術語部会、固有名詞部会の六部会が置かれ、これらの部会とは別に、ローマ字に関する事項を担当する「ローマ字調査分科審議会」という分科会も置かれていた。

昭和二七年六月二日に開催された第一五回総会（第二期としては第一回）において、土岐会長は「話が具体的にわたってきたから、今までの仕事の組立のうえでの整理ということを考えると、公用文法律用語部会（※執筆者注、これは第一期国語審議会における名称）は一応建議されたので、仕事を終ったことにしていいたのではないか。固有名詞部会も人名用漢字を現実的に処理したのであり、漢字の部会に繰り入れて考えていい。敬語については、「これからの敬語」は方向を決めたので、引き続き具体的な問題があり、そのまま話しことばの部会を続けていきなうと思う。わたくし個人としては、話しことばの問題は決めなければならない重要な問題であると思う。だから、ここで第一期の審議会の部会を整理し、広げていきたいというふうにしていきたい。」と発言している。この発言からすると、固有名詞部会は漢字部会の一部に取り込まれる可能性があったが、結局、同年六月三〇日に開催された第一六回総会の論議によって、固有名詞部会として独立することが決められた。

固有名詞部会の会長は下村宏（法学博士、部会員は、池上退蔵（朝日新聞社記事審査部付）、江尻進（日本新聞協会編集部長、佐藤為治郎（読売新聞社校閲部長、佐野利器（東京市政調査会副会長、工学博士、千種達夫（東京地方裁判所判事、時枝誠記（東京大学教授、国立国語研究所評議員、文学博士、原富男（東京教育大学講師、文学博士、前田賢次（東京商工会議所業務部長、松坂忠則（カナモジカイ理事長、国立国語研究所評議員、丸野不二男（毎日新聞社校閲部長）の計一一名であった。

ところで、地名表記をする上での指針については、法令・公用文の改善事業（第四章第六節参照）でも取り上げられている。例えば、「公用文の改善」（昭和二四・三）では、「四 地名の書き表し方について」として、

- 一 地名はさしつかえない限り、かな書きにしてもよい。
- 二 地名をかな書きにするときは、現地の呼び名を基準とする。ただし、地方的ななまりは、改める。
- 三 地名をかな書きにするときは、現代かなづかいを基準とする。（ふりがなの場合も含む。）
- 四 特に、ジ・ヂ、ズ・ヅについては、区別の根拠のつけにくいものは、ジ・ズに統一する。
- 四 さしつかえない限り、当用漢字表の簡易字体を用いてもよい。

備考1 地図に地名を書き入れる場合は、当用漢字表以外の漢字についても、当用漢字表の簡易字体に準じた字体を用いてもよい。

2 また、都道府県市町村名などは、なるべく漢字で書いて、ふりがなをつけ、あざ字名などは、かな書きするようにする。

と指示されている。この部分は「公用文作成の要領」(昭和二六・一〇)にもそのまま引き継がれているが、昭和二四年四月二八日に「当用漢字字体表」が内閣告示・訓令として公布された関係もあって、要領では、四と備考の1・2がまとめられ、「さしつかえのない限り、当用漢字字体表の字体を用いる。当用漢字表以外の漢字についても、当用漢字字体表の字体に準じた字体を用いてもよい。」と改められている。「公用文の改善」が出される以前の準則であった「官庁用語を平易にする標準」においては、「但し、人名・地名等、漢字で表わすことにきまつているものは、しいてかなに改めない。」とされていたことからすれば、「公用文の改善」以降は、仮名書き奨励の姿勢が明確になっている。国語審議会の「人名漢字に関する声明書」(昭和二六・五)でも、

地名・人名の表記については、さらに一步を進めて、かながきにすることが最も適當であるという提唱も、つとに行われている。これは読み方の不明確な地名・人名が社会生活に各種の不便を伴うからである。

このことも今後研究すべきであろう。

と書かれていたことは既に見たとおりである。以上のことから了解できるように、国語審議会における地名表記の課題とは、いかに地名の仮名書き化を推進・普及していくかであった。

固有名詞部会においても「固有名詞に用いる文字は、現状から出発した理論としては、かな書き以外には最終的な解決方法はないように認められる。」と結論付けたことが、『国語審議会報告書』(文部省、昭和二九)に述べられている。さらに、同報告書には「地名用漢字を当用漢字表以外に選ぶことは妥当ではないが、人名と関連してその処置を考える必要がある。」「地名・人名の漢字の読み方の複雑さについて白書を出したい。」という記述も見える。第三回以降は「町村合併促進法」(昭和二八・九・一公布、同一〇・一施行)に対応するために、法律公用文部会との合同部会となるが、「地名の書き表わし方については、機会をとらえて、できるだけやさしく、読みちがい

の起こらないような名をつけることにしたい。」というのがそこでの基本的な考え方であった。

昭和二八年九月一〇日に開かれた第五回合同部会においては、町村合併促進法の施行に伴い、「全国の市町村の合併が促進されるので、これを機会に、(1)合併する市町村に対して、新聞などによって呼びかける。(2)国語審議会から建議書を出す。(建議案は、松坂委員が作成する。)」という方針が決定された。

2 建議の内容とその後の対応

合同部会で決定した方針に基づき、固有名詞部会として、まとめた建議案が「町村の合併によって新しくつけられる地名の書き表わし方について」であった。同案は、昭和二八年一〇月八日の国語審議会総会において可決され、国語審議会会長土岐善磨から内閣総理大臣吉田茂に建議された。具体的には、

政府では、こんど全国の市町村の合併を促進されることになったと承っています。

ついては、この機会に、別紙の趣旨をお含みのうえ、合併後の市町村名の書き表わし方が、できるだけわかりやすく、読みちがいの起こらないようなものに決定されるよう、適当な処置をとられることを希望いたします。

地名の漢字については、国民生活一般に影響するところが大きいので、当用漢字表選定の際にもいちおう問題となりましたが、法規その他の関係上、その解決は後日に見送られることになって今日に至りました。しかし、すでに当時から七年を経過した現在、当用漢字表制定の趣旨も広く一般に理解されるようになってきました。ちょうどこのとき町村の合併が行われるということは、地名の文字をわかりやすいものにするうえに、またとないよい機会であると思います。よって、ここに建議いたします。

というものであった。なお、文中に出てくる別紙（原文は横書き。読点はコンマ）の内容は次のとおりである。

一 むずかしい漢字が用いられている例

長崎県の豆酩（ツツ）村 鹿児島県の頼娃（エイ）町 宮城県の中坪（ナカゾネ）村

石川県の羽昨（ハクイ）村 山梨県の桐原（ユズリハラ）村 岡山県の砦部（アザイ）町

二 文字はやさしくても、読み方のむずかしい例

和歌山県の学文路（カムロ）村 愛知県の拳母（コロモ）市 京都府の間人（ダイザ）町

茨城県の行方（ナメカタ）村 ことに北海道には、この種の地名が多い。

神戸は、兵庫県ではコウベ 三重県ではカンベ 鳥取県ではカンド 岡山県ではジング

東京都ではカノト そのほか、コウトとかゴウドと読む地名が各地にある。

三 地名の書き方を平易にした例

長野県「茅野町」は「ちの町」とかな書きした。東京都では区を合併した際「飛鳥区」「春日区」などの案を退けて「北区」「文京区」とした。

四 教育上

むずかしい漢字、むずかしい読み方の地名は、むかしから学習上非常な負担となっていたが、今後も教育上大きな不便を感じる。

五 通信・ラジオ・交通・事務上

地名のむずかしさは、通信・交通・事務上に手違いを起させる。ラジオなどで地名を聞いても、理解することができないことがある。文化の発達に伴い、この問題の解決の必要が切実に感じられる。

六 印刷上

地名にむずかしい漢字があるために、使用度の少ない活字を数多く備えなければならないし、活字を拾うためにも手数がかり、印刷能率の向上に支障をきたしている。

七 むずび

以上のようなわけで、全国の地名の中には、書き表わし方をできるだけ早く改善する必要があるものが多い。とりあえず、今度の合併によって新しく決定される市町村名について、この点につきしゅうぶんの考慮を払われることが適当であると考える。

建議を受けた政府の対応については、前出の『国語審議会報告書』に「付記」という形で、

この建議は、その後総理府から、担当官庁である地方自治庁に回付された。地方自治庁では、町村合併推進本部に委員として参加している各委員に、建議文の写を配布し、また、第二回の委員会の席上では、文部省初等中等教育局長から趣旨の説明があった。また、昭和二十八年一〇月三〇日には、都道府県の地方課長会議が自治庁で開かれ、その際、自治庁側から建議文の写について説明があった。新聞や雑誌でも、国語審議会の建議以来、しばしば地名をやさしくする問題が取り上げられ、建議の趣旨は、順次各方面の理解を得、新しい市町村名を決めるにあたってもしだいに考慮されてきているようである。

という記述があり、具体的に知ることができる。武部良明『日本語の表記』（角川書店、昭和五四）によれば、昭和三〇年の一年間に町村合併によって新しく付けられた町名六三七町を見ると、次のような結果になるということである。

(1) 当用漢字表内の漢字を用いたもの

- (ア) 既存町村名の一つを用いたもの 二八二町
- (イ) 新たな町名を付けたもの 二一七町
- (2) 当用漢字表外の漢字を用いたもの
 - (ア) 既存町村名の一つを用いたもの 七八町
 - (イ) 新たな町名を付けたもの 五八町
- (3) 平仮名又は片仮名を用いたもの 二町

右のうち、(2) (特に(2)の(イ)) に当たる町村は建議の趣旨を十分尊重しなかったことになるが、建議には何らの法的拘束力もないことを考え合わせれば、ある意味で当然の結果と言つてもよいだろう。(3)は、和歌山県の「すさみ町」と滋賀県の「マキノ町」であるが、平成一六年一〇月現在も仮名表記のままである。なお、別紙にあった「ちの町」は昭和三〇年二月の町村合併によって「茅野町」と改められ、現在、茅野市となっている。

その後、地名表記の問題が再び取り上げられたのは第五期国語審議会(昭和三四・三三・三六・三三)であった。第五期の国語審議会は、第一部会で「当用漢字補正資料の取扱ひ、固有名詞の書き方、改正刑法の用語・用字等の問題」を、第二部会で「語形の「ゆれ」の問題」を、ローマ字調査分科審議会で「ローマ字のわかし書きの問題」をそれぞれ取り上げて審議している。これらの審議結果は、国語審議会総会に報告する段階でとどめられ、大臣への建議などは行われていない。付け加えて言えば、次期の国語審議会委員の選出方法をめぐり対立から、総会の会議中に五名の委員が退場するという、いわゆる退席事件が起こったのはこの第五期の最終総会である。

ここで地名表記の問題に話を戻せば、右の第一部会は、昭和三六年三月一七日の第四二回総会で「地名・人名のかな書きについて」を報告している。この報告(原文は横書き。読点はコンマ)は、『国語審議会報告書5』(文部省、

昭和三七・七)によれば、

今日、世間では、地名・人名をかな書きにする向きがふえてきた。

こういう現状にかんがみ、また、「公用文作成の要領」(昭和二七・四・四、内閣閣印第一六号依命通知)の4「地名の書き表わし方について」、5「人名の書き表わし方について」にかえりみて、一般に、地名・人名は、さしつかえない限り、かな書きにしてもよいのだ、という見解をはっきりさせることの必要を認める。

ただし、かな書きにしてもよい場合をいちいち列挙することは、事実上不可能である。したがって、適用の範囲や場面は、けつきよく、当事者の判定にまたなければならぬであろう。

なお、かな書きにする場合のかなづかいは、現代かなづかいによることが望ましい。また、文章は普通ひらがなで書かれているので、そこに地名・人名をかなで書く場合には、かたかなで書くほうが読みやすいと思われる。(ここで、地名・人名というのは、日本の地名・人名にいちおう限定している。)

というものであった。この報告をまとめるについては、第一部会の中でも、かなりの意見の対立があったことが同報告書に述べられている。同書には、第一部会のまとめた報告について、

「地名・人名をかなで書いて通るのだという見解を積極的に示す必要がある。」という立場と、「(※仮名書きを)認めるだけであるから、強い基準を打ち出すことには賛成できない。」という二つの考え方が、最後まで対立したのである。そして、この両方の意見をもとに含む部会全体の結論として、総会に報告されたのが下記である。(※は執筆者が補った文言である。)

と述べている。対立する二つの立場の妥協点を探る中で、この「地名・人名のかな書きについて」がまとめられたことを考え合わせれば、報告文に漂う歯切れの悪さがどこから来ているのかが了解できる。